

(第二部)

國第九十一回 參議院地方行政委員會會議

卷之三

午前十時三十三分開會

大會會議錄第一號

五七

昭和五十五年三月四日(火曜日)

午前十時三十三分開会

參員的舉動

三月四日

鍋島	加藤	志苦	夏目	野口	小山
直紹君	武德君	裕君	忠雄君	忠夫君	一平君
降矢	遠藤	鶴山	廣田	村沢	幸一君
潔君	敬雄君	篤君	政夫君	牧君	篤君

出席者は左のとおり。
委員長
理事
後藤
正夫君

後藤
正

正夫君

萬藤征士郎君

事務局側	常任委員会専門	高池	忠和君
説明員	員		

事務局側	常任委員会専門員
法務省民事局第一課長	高池 忠和君
大蔵省主計局主計企画官	藤井 正雄君
建設省道路局路政課長	藤原 和人君
山本 重三君	山本 重三君

金井正一君　元彦君
鈴木潔君　上林繁次郎君
竹内進也君　阿部憲一君
戸塚敬雄君　村沢牧君
降矢一郎君　山内篤君
龜山幸一君　広田

○地方行政の改革に関する調査
(地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策
に関する件)
(昭和十五年度自治省関係予算及び警察庁関
係予算に関する件)

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、後藤田国務大臣から所信を聴取いたしました。後藤田国務大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) 委員の皆様方には、平素から地方自治発展のため、また警察行政に格段の御尽力をいただき厚く御礼を申し上げます。

この機会に所管行政の当面する諸問題について所信の一端を申し上げ、皆様方の深い御理解と格段の御協力を賜りたいと存じます。(まず地方行政と消防でございますが、わが国の地方自治は、戦後幾多の試練に耐えながら着実な発展を遂げ、今日国民の間に根をおろしてまいりましたが、最近においては、社会経済の激変な変化、国民の価

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方行政の改革に関する調査を議題といたしま
す。

- 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 地方財政危機打開に関する請願(第一五一号外二件)
- 過疎地域振興対策に関する請願(第一八三号)
- 退職教職員(地方公務員)の恩給・年金の改善等に関する請願(第三三四号外二件)
- 過疎地域対策緊急措置法の改正等に関する請願(第四一八号外二件)
- 過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願(第五二二号)

価觀の變化等から大きな転換を迫られている状況にあります。このような状況に的確に対応し、住民の福祉の向上と地域社会の健全な発展を図るためには、長期的な展望の上に立つて行財政両面にわたり見直しを行い、地方自治の基盤の一層の充

美を図る」とが必要でございます。
私は、このような認識のもとに、地方の時代と
言われる一九八〇年代の地方自治の確立に対処す
るとともに、明年度における所要の地方行財政施
策を講じてまいる所存であります。
以下、その概要について御説明申し上げます。
まず、昭和五十五年度地方財政対策について申
し上げます。

ましたところ、税制改正による増収見込み額を加え、さらに昭和五十四年度補正予算により増額される地方交付税の一部を昭和五十五年度分の地方交付税の総額に加算する措置を講ずることとした場合に、二兆五百五十億円の財源不足が見込まれるに至りました。この財源不足につきましては、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう昭和五十三年度に制度化された地方交付税所要額の確保のための方式の活用及び建設地方債の発行により、完全に補てんをすることとしたしております。

次に、このほど策定を終え、先日閣議決定を見ました昭和五十五年度の地方財政計画について申しあげます。

昭和五十五年度の地方財政計画の策定に当たりましては、社会経済情勢の推移に適切に対応しつつ、財政の健全化を促進することを目指として、おおむね国と同一の基調によりながら、次のような基本方針で策定いたしました。

その第一は、現下の厳しい地方財政の状況と地方税負担の現況にかんがみ、住民負担の合理化に

ました。また、犯人の国外逃亡事案や国外での犯行の多発等犯罪の国際化傾向も著しいものがあります。このような犯罪に対し、捜査活動を強力に推進するとともに、国際犯罪に対しては、外交ルートによるほか、国際刑事警察機構を通じて、外国警察との捜査協力を一層推進してまいる所存であります。

また、殺人、傷害等の暴力的犯罪による被害者またはその遺族に対して、国が一定の給付を行う制度を昭和五十六年一月から実施いたしたいと考えております。この制度の実施に必要な経費について昭和五十五年度予算案に計上し、法案も今国会で御審議を仰ることとしております。

さらに、最近、民事事案への介入等一段と潜在化、知能化の傾向を強めている暴力団に対しては、組織の壊滅を目指し総合的な取り締まりを引き続き強力に推進するとともに、増勢の一途をたどる覚せい剤犯罪に対しては、その取り締まりを徹底するほか、覚せい剤を拒絶する社会環境づくりに本格的に取り組んでまいる所存であります。

また、社会に大きな影響を与えておる強盗等による事件、事故の防止のため、所持許可の厳正化、許可銃の管理の徹底等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の改正について、近く御審議をお願いいたしたいと考えております。

次に、道路交通問題について申し上げます。

昨年の交通事故による死者の数は、八千四百六十人で前年に比べて三・七%減少し、昭和四十六年以来九年連続交通事故死者減少という成果を上げることができました。しかしながら、年間の交通事故による死傷者は、いまだ約六十万人に達しております。警察は、国民各階の理解と協力のもと、運転者対策を中心とする交通事故防止対策及び生活環境を確保するための諸施策を一層推進し、自動車交通と人間生活との調和のとれた車社会の建設のために一層努力する所存でございます。

当面の治安情勢でありますが、特に、極左暴力

ました。また、犯人の国外逃亡事案や国外での犯行の多発等犯罪の国際化傾向も著しいものがあります。このような犯罪に対し、捜査活動を強力に推進するとともに、国際犯罪に対しては、外交ルートによるほか、国際刑事警察機構を通じて、外国警察との捜査協力を一層推進してまいる所存であります。

また、殺人、傷害等の暴力的犯罪による被害者またはその遺族に対して、国が一定の給付を行う制度を昭和五十六年一月から実施いたしたいと考えております。この制度の実施に必要な経費について昭和五十五年度予算案に計上し、法案も今国会で御審議を仰ることとしております。

さらに、最近、民事事案への介入等一段と潜在化、知能化の傾向を強めている暴力団に対しては、組織の壊滅を目指し総合的な取り締まりを引き続き強力に推進するとともに、増勢の一途をたどる覚せい剤犯罪に対しては、その取り締まりを徹底するほか、覚せい剤を拒絶する社会環境づくりに本格的に取り組んでまいる所存であります。

また、社会に大きな影響を与えておる強盗等による事件、事故の防止のため、所持許可の厳正化、許可銃の管理の徹底等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の改正について、近く御審議をお願いいたしたいと考えております。

次に、道路交通問題について申し上げます。

昨年の交通事故による死者の数は、八千四百六十人で前年に比べて三・七%減少し、昭和四十六年以来九年連続交通事故死者減少という成果を上げることができました。しかしながら、年間の交通事故による死傷者は、いまだ約六十万人に達しております。警察は、国民各階の理解と協力のもと、運転者対策を中心とする交通事故防止対策及び生活環境を確保するための諸施策を一層推進し、自動車交通と人間生活との調和のとれた車社会の建設のために一層努力する所存でございます。

当面の治安情勢でありますが、特に、極左暴力

集団は、引き続き新東京国際空港に対する反対を

当面の闘争課題としながら、テロ、ゲリラの本格化への動きを強めており、陰惨な内ゲバ事件や凶悪な爆弾事件が続発するおそれもあります。

右翼も、最近の諸情勢の推移にいら立ちと危機感を深めており、過激な直接行動への志向が高まっています。

このような厳しい情勢に対処するため、警察は、強靭な体制を確立し、法と秩序を破壊する暴力的行為の取り締まりに努める所存であります。

このため、昭和五十五年度においては、緊急に体制の整備、強化を要するものについて、地方警察官二千七百五十人の増員を行うこととしたいたいのであります。また、警察官の資質の向上を図るために、警察教養の推進と待遇の改善について配意し、

警察職員の厳正な規律の保持と士気の高揚につけて一層努力をし、もつて国民の信頼にこたえてまいります。

以上、所管行政の当面の諸問題について、所信の一端を申し上げましたが、委員の皆様方の格別の御協力によりまして、その実を上げることがで

きますよう一層の御鞭撻と御指導をお願いを申し上げる次第でございます。

この経費は、地方財政の状況等を考慮し、昭和五十五年度の特例措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じ地方交付税交付金として交付する源の同特別会計への繰り入れに必要な経費であります。

次に、借入金等の利子の財源の繰り入れに必要な経費でありますが、四千六百二十九億九千八百万円を計上いたしております。

この経費は、地方交付税交付金に係る借入金及び一時借入金の利子の支払い財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費であります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に必要な経費でありますが、百八十八億円を計上いたしております。

第一に、一般会計予算でありますが、歳入は一千四千九百八十万円、歳出は七兆五千四百九十五億八千七百万円を計上いたしております。

また、この歳出予算額の組織別の額を申し上げますと、自治本省七兆五千二百八十三億七百万円、消防庁二百十一億八千万円となっております。

以下、この歳出予算額のうち主な事項につきま

して、内容の御説明を申し上げます。

最初に、自治本省につきまして御説明を申し上げます。

まず、地方交付税交付金財源の繰り入れに必要な経費でありますが、昭和五十五年度は六兆五千四百五十二億を計上いたしております。

この経費は、昭和五十五年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額六兆四千九百二億四千万円に過年度特例措置に係る昭和五十五年度の額五百四十九億六千万円を加算した額に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費であります。

次に、臨時地方特別交付金の繰り入れに必要な経費でありますが、三千七百九十五億円を計上いたしております。

この経費は、地方財政の状況等を考慮し、昭和五十五年度の特例措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じ地方交付税交付金として交付する源の同特別会計への繰り入れに必要な経費であります。

次に、借入金等の利子の財源の繰り入れに必要な経費でありますが、四千六百二十九億九千八百万円を計上いたしております。

この経費は、地方交付税交付金に係る借入金及び一時借入金の利子の支払い財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費であります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に必要な経費でありますが、百八十八億円を計上いたしております。

この経費は、いわゆる基地交付金であります。米軍及び自衛隊が使用する国有提供施設等の所在する都及び市町村に対し、助成交付金を交付するためには必要な経費であります。

次に、施設等所在市町村調整交付金であります。この経費は、五十億円を計上いたしております。

この経費は、特定の防衛施設が所在することによる税財政上特別の影響を受ける施設等所在市町

村に對し、調整交付金を交付するために必要な経費であります。

次に、交通安全対策特別交付金に必要な経費として、四百九十一億五千三百万円を計上いたしております。

この経費は、交通安全対策の一環として、反則及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額を道路交通安全施設に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に交付するためには必要な経費であります。

次に、新産業都市等建設事業債調整分の利子補給に必要な経費につきましては、百十二億三千五百万円を計上いたしております。

この経費は、新産業都市、工業整備特別地域等の建設、整備の促進を図るために建設事業債特別調整分について利子補給金を交付するためには必要な経費であります。

次に、地方公営交通事業再建債の利子補給に必要な経費でありますが、二十七億五千万円を計上いたしております。

この経費は、地方公営交通事業の再建を促進するため、再建事業を經營する地方公共団体が起した再建債について利子補給金を交付するためには必要な経費であります。

次に、再建地方都市バス事業の車両更新費に必要な経費でありますが、十億六千七百万円を計上いたしております。

この経費は、再建を行なう地方都市バス事業に必要な経費であります。が、当該事業の車両更新費の補助に必要な経費であります。

次に、公営地下高速鉄道事業助成に必要な経費であります。が、百八十一億四千四百万円を計上いたしております。

この経費は、昭和四十六年度末における公営地下高速鉄道事業債に係る支払い利子に相当するものとして発行を認める企業債の利子相当額について、地方公共団体に助成金を交付するためには必要な経費であります。

次に、公営病院事業助成に必要な経費として、二億六千三百万円を計上いたしております。

この経費は、昭和四十八年度末における公営病院事業の不良債務の範囲内で発行を認めた公立病院特別債の利子について、地方公共団体に対し、助成金を交付するためには必要な経費であります。次に、公営企業金融公庫の補給金に必要な経費であります。が、七十九億九千六百円を計上いたしております。

この経費は、公営企業金融公庫の水道事業、下水道事業、工業用水道事業、交通事業、市場事業、電気事業及びガス事業に係る貸付利率の引き下げのための補給金を同公庫に交付するためには必要な経費であります。

なお、このほか、同公庫につきましては、出資金を増額するための経費七億円が大蔵省所管産業投資特別会計に計上されております。

次に、新広域市町村圏計画の策定に要する経費であります。が、四億八千百万円を計上いたしております。

この経費は、各地域社会に住みよい生活環境をつくり上げるために、新広域市町村圏計画の策定及びこれに基づく中核的事業に係る計画の策定のために必要な経費であります。

次に、参議院議員通常選挙に必要な経費であります。が、二百九億五千六百円を計上いたしております。

この経費は、昭和五十五年度における参議院議員の通常選挙の執行に必要な経費、参議院議員通常選挙の開票速報に必要な経費、選挙人に対する参議院議員通常選挙の啓発の推進をするために必要な経費であります。

以上が自治本省について申します。

次に、消防庁について御説明申し上げます。

次に、大震火災対策に必要な経費として、四十

五億三千円を計上いたしております。

この経費は、大震災に対処するため耐震性貯水槽、コミニティーアー防災センターなど震災対策のための諸施設の充実を図るとともに、災害情報の収集伝達手段として重要な消防防災無線の整備等を推進するために必要な経費であります。

次に、消防施設等整備に必要な経費として、百五十一億七千三百円を計上いたしております。

この経費は、市町村の消防力の強化を図るために、地域の実情に応じて施設の整備及び消防の科学化、近代化を促進するとともに、石油コンビナート、空港等における防災対策の推進を図るために必要な経費であります。

第二に、特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

第一は、警察庁一般行政に必要な経費五百十九億二百余万円であります。

この経費は、警察庁、警察大学校及び地方機関の職員並びに都道府県警察の警視正以上の警察官の職員俸給等の人事費、全国的情報管理システムその他のために設置した電子計算機組織の運用に必要な電子計算機の借料とそれに付随する消耗品購入費等のほか、警察庁、警察大学校及び地方機関の一般事務経費と都道府県警察官二千七百五十人の増員に必要な教養経費等であります。

第二は、警察機動力の整備に必要な経費百三十億二千六百余万円であります。

この経費は、大規模地震対策の一環ともなります。

第三は、警察教育に必要な経費十九億七千七百万余万円であります。

この経費は、警察学校入校生の旅費と警察学校における教養のための講師謝金、教材の整備等であります。

第四は、刑事警察に必要な経費七億八千三百余万元であります。

この経費は、暴力犯犯罪及び一般犯罪の捜査、取り締まりの指導、連絡等に必要な旅費、物件費への繰り入れ等に必要な経費であります。

以上、昭和五十五年度の自治省関係の一般会計及び特別会計予算の概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(後藤正夫君) 警察庁山田官房長。

○政府委員(山田英雄君) 昭和五十五年度の警察予算案につきまして、概要を御説明申し上げま

昭和五十五年度の警察庁予算総額は、一千四百九十一億四百余万円であります。前年度予算額(当初)一千四百五十七億三千三百余万円に比較しまして、三十三億七千余万円の増額となつております。

次に、その内容の主なものにつきまして御説明申し上げます。

第一は、警察庁一般行政に必要な経費五百十九億二百余万円であります。

この経費は、警察庁、警察大学校及び地方機関の職員並びに都道府県警察の警視正以上の警察官の職員俸給等の人事費、全国的情報管理システムその他のために設置した電子計算機組織の運用に必要な電子計算機の借料とそれに付随する消耗品購入費等のほか、警察庁、警察大学校及び地方機関の一般事務経費と都道府県警察官二千七百五十人の増員に必要な教養経費等であります。

第二は、警察機動力の整備に必要な経費百三十億二千六百余万円であります。

この経費は、大規模地震対策の一環ともなります。

第三は、警察教育に必要な経費十九億七千七百万余万円であります。

この経費は、警察学校入校生の旅費と警察学校における教養のための講師謝金、教材の整備等であります。

第四は、刑事警察に必要な経費七億八千三百余万元であります。

この経費は、暴力犯犯罪及び一般犯罪の捜査、取り締まりの指導、連絡等に必要な旅費、物件費への繰り入れ等に必要な経費であります。

第五は、保安警察に必要な経費七千九百余万円であります。

この経費は、青少年の非行防止、風俗取り締まり、麻薬、覚せい剤、密貿易、券銭等銃砲危険

物、公害等に関する犯罪の捜査、取り締まりの指導、連絡等に必要な旅費、物件費並びに公害取り締まりに必要な鑑定謝金等であります。

第六は、交通警察に必要な経費一億五千七百余円であります。

この経費は、交通安全に関する広報及び運転者対策に必要な物件費並びに交通取り締まり指導のための旅費等であります。

第七は、警備警察に必要な経費五億五千七百余円であります。

この経費は、警備警察運営に関する会議、指導、連絡等の旅費、器材類の整備等に必要な経費であります。

第八は、警察活動に必要な経費百三十六億二千百余万円であります。

この経費は、取り締まり等警察活動に必要な旅費及び捜査費であります。

第九は、警察電話専用回線の維持に必要な経費四十億三千余万円であります。

この経費は、警察電話専用回線を維持するための旅費及び捜査費であります。

第十は、犯罪被害給付に必要な経費一億九千七百余万円であります。

この経費は、殺人、傷害等の犯罪により死亡した者は重障害を受けた場合、その遺族または被害者に對し国が一定の給付を行う制度を実施するため必要な給付金及び事務費であります。

第十一は、参議院議員通常選挙の取り締まりに必要な経費二億六百余万円であります。

この経費は、参議院議員通常選挙の取り締まりに必要な旅費及び物件費であります。

第十二は、千葉県警察新東京国際空港警備隊に必要な経費四十八億八千二百余万円であります。

この経費は、千葉県警察新東京国際空港警備隊の維持、運営に必要な旅費、物件費及び空港警備隊員の人事費等の補助金であります。

第十三は、船舶の建造に必要な経費三億八千七百余万円であります。

そういう繰り返しがもうずうつと、耳にたこので
きるようなりっぱな話と事実は逆な結果が続いて
おるんですよ。ですから、これはやつぱりあなた
がそこまできちっと言うなら、それをひとつ実行
して見せなきやこれは国民は信頼しませんよ。で、
まず実行するのは一体何か、この特例法案を撤回
することですよ。そうじやないです。

○國務大臣(後藤田正晴君) まあ二年とかその他の

お話をございました。あるいは一〇%といった

ような問題もお話をございました。過去の経緯はそ

ういうことであったのかもしれません。しかし私

どもとしては、やはり先ほど言つたような立場に

立つて地方税源の充実と交付税の充実、これはも

う多年の念願でござりまするので、この旗をおろ

すつもりはございません。ただ、最近の現実の国

全体の財政というものを見ますと、ここで国税三

税の三二%——ことしも私も五%増額を要求いた

しました。しかしながら、現実の問題としては、

やはり今日の厳しい国家財政の状況から見ると、

そこは私は現実的な処理をせざるを得ないのでは

ないのかといふ立場に立つて、そこで五十三年に

できましたところの借入金の二分の一は国が将来

見ると、いつたあの制度に乗つかりながら、同時に

また臨時等も計上をしてもらう。あるいはまた、

やむを得ざる半分ばかりの額は、これは五十四年

度よりは六千億ばかり減らしたと記憶しております。

もちろん私どもとしては、自治省としては、今

日のこの行財政改革の機会でもあり、あるいはま

た将来の税制全般の改正ということを図つてしまひ

たいと思います。

もちろん私どもとしては、そういう問題も当然

これは、たちまちの問題ではもちろんありません

けれども、先行きは論議の俎上にのつてくる問題

だと思いますが、私どもとしては、そういう機会

にやはり交付税の充実ということを図つてしまひ

たいと、かように考えておるような次第でござい

ます。

○佐藤三吾君 ちょっと質問の角度を変えます

が、予算と決算の乖離が非常に最近多くなっていますね。特に五十年度以降そういう感じがする

ですが、実態ひとつ出してもらえばいいと思いま

すが、特に去年の場合は政府全体が増税路線を終

選挙に向けて大平さんみずからが一般消費税を出

したんですから、そういう方向もあつて地方、国

ともども圧縮して意識的に出してきたと、こう

いう感じがするんですけど、この点はいかが

なんですか。たとえば昨年の予算で四兆円を超え

る不足額。ところがその不足額の中身が全然わか

らない。今度も二兆五百五十億ですかの不足額。明らかにし

てこない。ですから、そういう面から見ると、結

果として見ると今度は決算との大変な乖離ができ

ておるんですね。これは一体どういう中身なのか、

そこをひとつ、これは財政局長で結構ですけれど

も、聞かしてください。

○政府委員(土屋佳照君) 御承知のように、最近

の状況を見れば、地方財政の場合は地方財政計画

と実際の決算との間ではかなり乖離があるわけで

ございます。それについては、私どもとしては地

方財政計画をつくる際は、その時期におけるいろ

いろな経済情勢等を判断をいたしまして税収その

他の見積もりを立てて地方財政計画をつくるわけ

でございますし、またその場合における歳出につ

いても同じことでございまして、またこの実際の

決算で出てくるものと違う、実際は財政計画上見

るべき必要な標準経費というものを頭に置いてお

りりますので、その意味で現実の決算が出ました場

合はいろいろな乖離があることは、これはやむを得

ないわけでございます。

ただその中で、言われましたように、当初見込

んだものとそれから現実の決算というものが、

特にこの地方税等の見込みにおいて大きく出るで

見るものと見込みを立てるわけでございますけれ

ども、現実にはなかなか経済の推移等が世界情勢

の影響等もございまして把握にくい。その結果、

税収等が思つたよりも出でてくるということで、結

果的に当初見込んだものと異なる。あるいはまた

一つはその見通しにおいても、收支の何と申しますか、

赤字幅等が見通しも変わつてくるといったような

ことがあります。一方は、しかし決算と地方財政計画

をつくる場合の前提というものが違う、その結果

出てくる。二つの面から異なつてきておるという

ような状況でござります。

○佐藤三吾君 そうしますと、たとえば大臣と大

蔵大臣とが五十年度の予算で決着がついたのは

たしか十二月二十日だつたですかね。そうすると、

その後にいま問題になつております四十人学級で

すね、これが十二月の三十日ころじゃなかつたで

すか。これに伴つて当然定員増が出てきますね、教員の。

四十人学級に伴つての。全体で八万ですか

か。それにその半額負担が出てくるわけだ。同時に

にまた今度入れ物が出てきますね、学校の建築そ

の他のものを含めて。そういう問題といふのは、

当然これはやつぱり一つの制度改正にもつながつ

てくる性格のものだと私は思ふんですが、それが

なされておるというふうにも聞いてない。こう

いったものは当然この六条との関連を含めて、交

付税率その他を含めての改正につながつてこな

きやならないのじないです。そこら辺は一体ど

うなつておるのか。今度の、きのうの段階で与野

党の予算修正の問題も出できましたね。その地方

へのね返りというものを一体どういうふうに考

えておるのか、これも一緒にあわせて、できれば

大臣からお答えいただきたい。——大臣の方が一

番折衝に当たつたんだでしょう。

○國務大臣(後藤田正晴君) まず最初に、見積も

りが大変違つておるでないか、それで予算と決算

の乖離が出でているのではないかと、こういう御質問

でございますが、確かに五十四年度は地方も自然

増収が相当ございました。それからまた国は四兆

五千億ですか、その程度の自然増収が出たわけで

ございます。これは先ほどの御指摘の中に、いわゆる一般消費税問題があつたから歳入見積もりを

低目に抑えたのではないのかと、こういう御疑念

があるようですがれども、私は、当該担当者では

あります。特に五十年代の秋ごろから急激に経済の回復が著しくなつたわけです。御

案内のように予算の編成は大分前にやるもので

あります。一方は、しかし決算と地方財政計画

をつくる場合の前提というものが違う、その結果

が、予算と決算の乖離が非常に最近多くなっていますね。特に五十年代以降そういう感じがする

ことがあります。特に五十年代以降そういう感じがする

ことがあります。これは先ほどの御指摘の中に、いわゆる一般消費税問題があつたから歳入見積もりを

低目に抑えたのではないのかと、こういう御疑念

があるようですがれども、私は、当該担当者では

あります。特に五十年代の秋ごろから急激に経済の回復が著しくなつたわけです。御

案内のように予算の編成は大分前にやるもので

あります。一方は、しかし決算と地方財政計画

をつくる場合の前提というものが違う、その結果

が、予算と決算の乖離が非常に最近多くなっていますね。特に五十年代以降そういう感じがする

ことがあります。これは先ほどの御指摘の中に、いわゆる一般消費税問題があつたから歳入見積もりを

低目に抑えたのではないのかと、こういう御疑念

があるようですがれども、私は、当該担当者では

あります。特に五十年代の秋ごろから急激に経済の回復が著しくなつたわけです。御

案内のように予算の編成は大分前にやるもので

す。ただ、四十人学級の問題はそのとき出ておりません。当然のことながら大蔵当局、それからここにいる財政局長以下財政当局は全部反対でございました。ただ、これはこういうことを言っていきました。したがつて、事務当局には、あんた方場として。したがつて、事務当局にしてもらつたといふのがどうかわかりませんが、私自身は四十人学級は賛成であつたわけでございます。政治的な立場として了承を、財政当局にしてもらつたといふのが本当の中身でございます。ただ私はその長い将来にわたつての教育の問題だということことでひとつ了承してもらいたいということで、自省としては了承を、財政当局にしてもらつたといふのが本当の中身でございます。ただ私はその間に、やはりこれは財政問題に絡みますから、いまはともかく国も地方も火の車なんだよ、そこで、この計画については少なくとも五十五、六、七ぐらいままで、初めのうちに金のかからないようなひとつ方法でやつてもらいたいということを、これは大蔵当局と同時に文部省、文部大臣にも申し入れまして、その上に立つて私どもとしては賛成をするという態度をとつたわけでございます。

○政府委員(土屋佳照君) ただいま大臣からお答え申し上げたわけでございますが、私ども、年末におけるのだとことについては、財政局長の方からお答えをさせたいと、かようにも思ひます。

なお、その地方財政計画上の措置がどうなつておるのだとことについては、長時間かけて大蔵当局と詰めていくわけでございます。その中では関係各省の概算要求等も踏まえながら、その時点においてわかる限りの資料をもとにいたしまして詰めていくことについては、長時間かけて大蔵当局と詰めていくわけでございます。その際、とにかく現行税制等を前提として詰めていくわけでございますが、その場合においてどの程度赤字が出てくるのかといふようなことをにらみ、そしてその過程において税制改正の様相がだんだん明らかになってまいりますから、その場合にどれだけの増収があるかといつたよなことを踏まえて赤字額をどれだけ補てんをすればいいのかということを決めたわけでございまして、大体それが二兆五百五十という線が出

たわけでござります。
学級という問題も出ておりました。そしてこれが将来にわたってかなり大きな財政負担になるということをいろいろと議論をしたわけでござります。したがいまして、そういうふた明年度の地方財政対策を論ずる際には、それがどうなるかということも踏まえて進んでおつたわけでござりますが、大体方向といたしましても、九年が仮に十二年に延びた場合どうなるかということをいろいろ検討はしておつたわけでござりますけれども、いずれにしても当初の三年間といふものは四十人学級に関連する財政需要というものはそれほど多く出てこないといったような考え方もございましたので、私どもとしては、そういったことを踏まえて、全体としての地方財政対策をやる際にそれが決定したとしても、それについて財政計画とともに見直すというほどの問題にはならないというふうに考えておつたわけでござります。また、最終的に決まりまして、たとえば四十人学級について第五次の学級編制及び教職員定数の改善計画につきましては、初年度教職員の数も二千七百人余りふえるということになつておりますが、この四十人学級に関連する分では五百六人ぐらいだつたと存じております。そういうことから、全般的にいふと大きな影響はなからうと、試算をいたした結果もそれほど地方財政計画の変更を来すようなものではないということをございました。全般的にそういう動向もにらみながら私どもとしては財源対策を進めた次第でござります。

○國務大臣(後藤田正晴君) ちょっとといまの問題題、落としましたので、つけ加えて申し上げたいと思いますが、この問題を実施するのに、地方の財政問題としましては、一番厄介なのは、私は、児童生徒の急増しておる市町村の学校の増設に伴う用地費の問題だと思います。これは大変な負担になるとわかるわけですから。これは現在御承知のとおりだしか三分の一の補助が出ていると思います。用地費について。ところがそれはたしか七五%の三

○佐藤三吉君 財政局長のいまの答弁で、大したことではないということなんだが、私は大したことあると思っているんです。いわゆる四十人学級問題の結論が出たときには二兆五百五十億の中には含まれてないんでしょう。二兆五百五十億の不足額というのは四十人学級の問題とは別個の問題でしよう、その後に決まったわけだから。だから、そういう面から見ると、私は四十人学級といふのは賛成で、しかもこれは九年でやりなさいという主張なんだけれども、それに伴つた地方財源の保障というのはきっちりとけじめをつけていかなければならぬ。そういうあいまいなものが累々として今日の地方の借金財政をつくつている一端でもあるわけです。そこら辺の問題でさつきただしだんですが、これはまた別の機会にやりますが、いままでは三年間は大したことないと言うけれども、その三年間を含めての関係の必要な地方負担の経緯の資料を一遍出してくださいよ。それをひとつ要求しておきたいと思います。

いざれにしても、いま大臣が言ったように用地費の問題はこれは大変な問題だと思うんですけど、これは文部省関係に限らず各省関係の中でもその点がたくさんある。これは一体二分の一というのは四十人学級についてやつておるのか、それとも全体の国の施設、そういう場合も含めて全体的に自治省としての態度なのか、そこをちょっと聞きたいと思うんです。

○國務大臣(後藤田正晴君) 用地費に補助金がつ

いうふうに考えております。

○佐藤三吾君 この問題、また後で別の機会に議論しますけれども、要は、私は地方財政の問題を見たときに、借金の一一番大きな原因というのは、

国の施策の結果生まれてくる借金というのが一番大きいわけでしょう。だから、そういう意味合いで見ると、こういった新しい施策を取り入れる際にはきちっとした地方財政の保障をやつしていく、こういう措置はこれからひとつひとつでもらいたいと私は思っています。そこら辺が大臣のさつきの説明どおりに実行されれば、今日こういう事態はない。ところが、いつもそれがこの特例とか特別な場合とかなんとかこう理屈つけて、そうしてやられてくるのが例なんですから、そこはひとつぜひ今後とも大事にしていただきたいと思いますし、私強く主張しておきたいと思うんです。

そこで、時間の関係もござりますから、少しお務者の関係についてこの際ひとつただしておきた

いと思うんですが、さつき大臣の答弁の中でも出ておりましたが、法務省の関係のいわゆる正規のこれは法務局であり登記所であり出張所であり、そういう施設ですね、それがほとんど土地は自治体提供と、こういう仕組みになっていますね。これは一体、いま大臣は四十人学級については二分の一といふ方をしましたけれども、実態はどうなんですか。

○説明員(藤井正雄君) 法務局には、本局のほかに支局、出張所が非常に多数ございまして、これにつきましては非常に古くから出張所というものが全国各地に散在いたしております。古くからのいきさつでもって地元の市町村にお願いをいたしまして土地をお借りして、その上に国有の厅舎を建てているもの、あるいは建物までも提供しているなりの数ございます。しかしながら、これは公共団体の好意におすがりしているわけでございまして、特に厅舎までお借りしているというのには必ずしも好ましい事態ではございませんので、できる

限りこれを、新嘗の機会に国有の厅舎を建てていくという方向で対処してまいっております。近時、相当数厅舎の新嘗が認められてまいりました

関係上、地元からお借りしている厅舎というものはかなり減少してまいっております。ただ、具体的な数字につきましてはいま持ち合わせておりませんので、そこまでお答えいたしかねますが、そういうふうな状況になっています。

○佐藤三吾君 その数字をひとつ資料として要求しております。それが一つです。

いま法務省が四十六年以降登記所の統廃合をやつておりますね。その統廃合をやつて新設する施設の場合の実態としてどうようになつておるのですか、そこら辺は。

○説明員(藤井正雄君) 四十六年からやつております統廃合の場合には、大体受け入れ厅の方の厅舎を新嘗する必要がございますので、その際には必ず国の厅舎を建てております。ただその場合には土地につきましては地元市町村からお借りしても、土地につきましては地元市町村からお借りし

てあるものがまだ若干数あるのが実情でございましょうか。

○佐藤三吾君 大臣、こういう実態についてどう

いうふうに思いますか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 那は、たてまえかれは用地は地元負担というのではこれはおかしいと思ひます。しかしながら、先ほど言いましたように、何分にもこの問題は明治以来長い間のそ

一挙の改革は私はむずかしいのじやないかと、かようになります。しかしながら、これはもう大部分から国会等でも大蔵当局に対する厳しい御批判等もあつて、だんだんそういうことになつておきました。

○佐藤三吾君 そこで法務省に聞きたいんです

が、明治以来の話をすぐ大臣は出しますが、いま私が言っているのは明治じゃないんです。明治以来

あつたやつが今度新しく整理統合して新設して

おるわけですね。現代ですよ。ですから、その新設するものについての問題をどうとらえておるか

ということを聞いておるわけだから、そういうつ

もりでひとつ聞いておつてもらいたいと思うんで

は、いま進められておる整理統合の実態といふのはどういう実態になつていますか。登記所の整理統合というのはどういうふうに進められておりますか。

○説明員(藤井正雄君) 現在法務省の方で行つております登記所の整理統合は、昭和四十五年の閣議決定でもつて出張所を極力整理統合するということが定められまして、それを受けまして四十六年に法務大臣の諮問機関でございます民事行政審議会に整理統合の基準について諮問をいたしましたて、その答申を得て、その答申に定められました基準に準拠いたしまして整理統合を進めてまいっております。四十六年以降五十四年度末までに実施予定のものを含めまして五百五厅の統合をしたという実績になつております。

○佐藤三吾君 その五百五厅の中で、土地代を含めて——これは國の施設ですからね、國が責任を持つておるものは何厅ですか。自治体に土地代を負担させたのは何厅ですか。

○説明員(藤井正雄君) 統合されました五百五厅の建物の国有とそれから市町村有の内訳でござりますか。——その数字はだいまま持ち合わせておりませんので、後刻調べましてお答え申し上げたいと思います。

○佐藤三吾君 大体でいいです。調査して後でも

らいたいけれども、いま大体、あなた担当でしょ

う。○説明員(藤井正雄君) これの大半は借り上げ

内容ですか。

○説明員(藤井正雄君) 民事行政審議会の答申で定められました統合の基準には大体四つございまして、一つは、一年間の登記甲号事件数が五千件に達しない登記所で、その各市町村の中心的地区から受け入れ厅までの一般の交通手段による所要時間がおおむね六十分程度の範囲内にあるもの。

それから二番目は、事件数が二千件に達しない登記所で、所要時間がおおむね九十分程度の範囲内にあるもの。三番目が、交通の便利な地域において、大体三十分程度の範囲内にあるもので、事件数が二万件以内のもの。四番目は、同一市区町村内にある登記所で、こういうふうになつております。このような基準に当たるものは統合をすると、

こういう定めになつております。

○佐藤三吾君 答申ではそれが第一基準ですね。

もう一つあるんじゃないんですか、第二が。

○説明員(藤井正雄君) 第二と申されますと、恐らく地元市町村の意向を十分に配意するよう

と、こういうことを指していらっしゃるものと思ひます。これにつきましては、地域の自然的

理的条件、社会経済的条件、あるいは生活指向など、地域の実情に十分配意し、そして地域住民に對しまして登記所の適正配置の趣旨あるいは目的について説明をしてその理解と協力を求める、地域住民の意見をできるだけ尊重して決めると、こういうふうに留意事項が定められています。

○佐藤三吾君 先ほどからのあなたの答弁で、肝心なところは資料がなかなか出てこないんで、ばかりしておりますけれども、言うなら、登記所といふものの統合整理というやり方は、自治体の方に土地を提供さしてそうして整理統合していくこうと、こういうやり方をやらざるを得ない実態にある。それから、同時にまた、地域住民と密接不可分の関係にある、こういう観点から、これらの整理統合に当たっては地域住民の意見を十分くみ上げて、理解と協力のもとに進めなきゃならぬと、こういうのが答申の趣旨でしょう。どうですか。

○説明員(藤井正雄君) さようございます。

○佐藤三吾君 そこで、私はきょうひとつ明らかにしておきたいと思うのは、大分県の九重町といふのがあるわけですが、そこの登記所の合併問題でいま大変な問題になつていて。二月二十三日に町議会全員協議会で国を相手に断固闘うという方針まで決議するところ、いろいろな問題になつていて。これはどうしてその問題が起つたのかといふことでいろいろ調べてみると、このいわゆる登記所と自治体との関係は密接不可分なものでございますが、今度のやり方というのが非常に卑劣きわまる、こういうところに町を挙げての反対闘争になつてきている。

一つは、どういう点に見られるのかと言えば、まず九重町の場合には四つの基準に該当しない地域です。それは確認できますね。いわゆる整理統合の基準に合致しない九重町の実態なんです。なぜかと言えば、第一の、いま言つた五千件未満というのは六千件、二千件未満というのもこれ条件外、それから交通至便といふことは、交通至便ではない。四町合併して大分市にまさるような大きな地域ですから、大変な状態にある。しか

も四つの条件の中の一つには、いわゆる町村の行政区画に一つということなんです。それは、いま現在も一つなんです。

ですから、そういう面ではまさに四つの条件に合致しない。該当事項でないのに今度の対象に入つておる。そこに第一の問題がある。いかがですか。

○説明員(藤井正雄君) 答申で、定められた基準で申しております「事件数」といふのは、大体過去三年程度の年間平均事件数によるというこ

とになつております。そこで、御指摘のございました野上出張所の事件件数を見てみると、五十四年はなるほどいまお話しございましたように六千件ほどになつておりますが、五十三年は四千三百件、五十二年は三千三百件ほどございまして、単純にこれを平均いたしますと五千件には満たないということにならうかと思います。

ただ、このような事件の傾向がいかなる理由によつて生じたかというのがいま一つ明らかでございませんで、今後どのような事件件数になるかといふことは予測の限りでございませんが、他方、先ほど申し上げました基準の三番目で申しますと、おおむね三十分程度の範囲内で、事件数が二万件以下という基準に照らして考えてみると、この野上出張所の所在いたします九重町の役場から、受け入れを予定いたしております玖珠出張所までは、大体距離にして六キロ程度でございまして、バスでも十五分程度で行けるところにあるということはあるの。

○説明員(藤井正雄君) 私はまだ現地に行つたことがあるの、現地に。あなた、現地に行つたことはあるの。

○佐藤三吾君 それは大変な情勢認識の——行つたことがあるの、現地に。あなた、現地に行つたことはあるの。

○説明員(藤井正雄君) それは大変な情勢認識の——行つたことがあるの、現地に。あなた、現地に行つたことはあるの。

合併するまではこれは四町村だったんですよ。それが合併して一つの町になつておるんですが、二百七十平方キロの面積ということで、これは大分県内では大分市にまさるような広さなんですよ。これはそこにある久世さんもよく知つておるわね。飯田高原からしかも久住高原を抱えている。それが役場までに十五分なんということはあり得ぬし、少なくともバスで行くなら、乗り継ぎ乗り継ぎで行きますから、約一時間はかかりますよ。そういうへんぴなところですよ。それが第三点の交通至便で二万件以下のところという、あの規定の中にどうして入るのですか。

○説明員(藤井正雄君) 九重町の面積が二百七十平方キロメートルであるということは承知いたしておりますが、先ほども申し上げましたように、時間がかかります基準としましては、市町村の中心的地区から受け入れ所までというふうになつておおむね三十分程度の範囲内で、事件数が二万件以下という基準に照らして考えてみると、この野上出張所の所在いたします九重町の役場から、受け入れを予定いたしております玖珠出張所までは、非常に広い町でござりますので、遠くの方の地区からは相当時間がかかるであろうということは私どもよくわかるわけでございますが、一応基準として町役場から受け入れの玖珠出張所までの所要時間がどの程度であるかといふことを申し上げたわけでござります。

なお、先ほども申し上げましたように、五千件というものは単年度だけ見るのはなくして、過去何年かの実績を見て決めることになつておることを改めてつけ加えさせていただきます。

○佐藤三吾君 だから、あなたは第三点が危なくなると今度は第一点の方に戻つてくる。その第一点というのは、過去三年というところにウエードがあるのじゃなくて、あの答申の趣旨といふのは、そこにウエードがあるのじゃなくて、将来を見通して、三年間という通算で見るとそこにカーブが出てくる。その意味で五千件以上になる見通しがあるのかないのかと、こういうところをにらんだところの趣旨なんでしょう。それを過去三年平均で割つて云々という論理というのは、これは役所としていまから将来そういう発展性がある所なかどうなのか、件数が多くなつてくるところがあ

るのかどうなのかということを想定して基準といふのはつくつておるわけで、それをそういう形にひん曲げたり、そこが危なくなると今度は第三の問題に移つてみたり、そういうやり方といふのは私は許せぬと思うんだ。

もう一つ言いましょう。今度の一番の問題は、そういう合併問題、いわゆる統合問題に焦点があるわけじゃない。法務局が町民を手玉にとつて、言ふならばうそとペテンで進めてきたということに対する怒りなんですね。なぜかというと、去年の八月の段階に法務局長が来て、そうして町民の皆さんに説明会したのは、いま言つたように第一点だけ挙げたわけだ。当庁の条件から言いますと、その条件から言えばいわゆる五千件以上超えればこの条件でござりますと。将来性を考えてみてもこれは存置できますと。将来的性を考えてみてもこれは大分県の開発地域だ。たとえば地熱発電はいま時の情勢にある。さらにまた観光から農業の面からいっても、言うなら利用されてない地域で一番大きい。そういう展望を見ると、問題は五千件といふのが一つのネックになつています。それを超すことができるならば存置をさせるように私も努力をしますということを約束しておる。

そういう約束に対しても、町の方も努力をして五千件を超えて六千件になつてきた。そこでいまの庁舎について狭いと言うから、それならひとつ拡張用地も確保しましよう、そういうところまで話が進んできた。ところが、そのときにはすでにもう法務局の方は隣の玖珠町の方に土地を確保するという手を打つてきた。それはおかしいじゃないかとことまで抗議を申し入れたところが、法務局の方は、今度はいまあなたが答弁したように三つの問題を持ち出してきたんだ。五千件は確かに超えました、したがつて将来性もございます。ただど、三の問題を出してきた。ところが、三の問題は法務局としてはなかなか、現地を知つておるからそれが主張できない。あなたのようぬけぬけと十五分で行けるなんという、そんなことは言うにしたつてできないことですから、現地の実態を見れば、だからそこで、もう一遍それなら本省の

方と協議してみましょうと、こういう約束を行つた。一方の段階でやつておる。一月の二十八日は日にそういう約束をして、そして町長、議長は二月の十二日にあなたとのそろに現地の状況報告を含めて陳情に行つた。ところが、その一月の二十八日に町長と約束した翌日の二十九日にはもう隣の町に行つて土地を確保しておる。こういう二度、三度にわたるペテン行為をやつておるところに怒りが爆発しておるわけだ。そうじゃないですか。

○説明員（藤井正雄君） 九重町の野上出張所の統合につきましては、これは四十八年当時から統合についての折衝がなされておるわけでございまして、非常に長い期間をかけていろいろと御説明を申し上げまして御理解を願うよう努めてまいりましたところでございます。統合いたしましたためには受け入れ方の方の庁舎を整備いたさなければなりませんので、五十五年度の予算要求に当たりまして玖珠の庁舎の新宮をお願いいたしまして、これが認められまして現在国会で御審議を願つておるところでございますが、その際には予定敷地といふものを決めまして予算要求をいたしておるわけですが、統合いたしますからには少しでも統合されます九重町の方の利便にもなるよう少しだもそちらに近いような場所でよりよい土地はないかということで現地の方で努力をいたしまして土地を探しているというのが実情でございまして、そういう観点から土地を求めてまして現在に至っているというわけでございます。

○佐藤三吾君 あなたがそういうことを言うだらうと思ったから、私もけさ玖珠の町長に電話して聞いてみたんです。玖珠の町長は、去年の十二月にやっぱり隣の町で大騒動やつておるから、この問題はやっぱりこの答申の条件を見ても両厅ともかからない条件だということを含めて法務局にお断りした。ところが法務局の方は、そんなら、おまえのところが確保しないなら九重に持っていくぞ、こういうおどしをかけたというんです。だから、やつてていることはあなたが言うような調子でじゃないですよ、現実は。いわゆる兩町がいまま

○説明員(藤井正雄君) この統廃合を進めておりますのは、基本には行政機構の簡素合理化ということがござります。また、同時に二つの出張所を維持しておりますと、いろいろな面で経費も倍かかります。庁舎をつくるにしても二つづらなきやならない。人の配置にしましても、どうしても配置上のロスが出てまいります。また事務処理の上でも、少しでも職員をまとまって配置できるような機構にいたしておきませんと、相互に協力をし、またチェックをして誤りを防止するといふこともできにくくなつてしまります。そういうふうな観点から統合を実施いたしておるわけでございまして、できる限り統合される方とする方と町村の間でもめごとの起こらないよう配慮しているわけではなきやうには考えておりまし、また、そのようにやつてきておるつもりでござります。

○佐藤三吾君 いや、この二つの庁は、さつきも言つたよう、統合しなくやならない四つの条件の中に入つてないんだよ、条件から言つてみると。それを無理に統合させようといふのがあなたたちのところのやり方でしょう。

しかも、いま話を聞けばわかるように、明治以来地域の皆さんには大変お世話になつてきておる。土地その他を含めて大変な迷惑もかけてきておる。そういう関係があるのにかかわらず、今までの場合にやつておる内容というのは、まさに両町をけんかさせるように搔さぶりをかけてやつておるのじやないんですか。一月一十八日の日に――議事録もございますよ、そのときのやりとりの。そのときに、わかりました、これはひとつ十

分検討して、本省とも相談をしてみましようと、こういう話をしてもって、もうその翌日に行つて土地の取り決めをやつてくるというのは、そういうやり方というのは、それが法務省のやり方ですか。翌日やるならなぜそのときに、いやそれはできませんと、こうこうこうだとなぜはつきり言わないんですか。

もつと端的に言うなら、昨年の町民の集会に行つた際にも、五千件以上が確保できれば当厅の条件としては残しますということを言つておつて、どうしてそれを強行しなきゃならぬのですか。その返事もやつてないんだ、強行するという返事も。持ち帰つて検討、努力しますということで帰つて、それはできませんでしたという返事もしてない。そういうやり方が国の行政改革のやり方ですか。そうじやないんでしょう。あなたがいま言つておる実態というのは、町長自身があなたにも説明しておる、実態を。民事局長にも説明しておる。二回も来て説明しておるのだからよく知つておるはずだ。そんなごまかしは言ひなさんなよ。

○説明員（藤井正雄君）おしかりを受けるかと思ひますけれども、私が申し上げましたのは、現時点では答申に定められました一番目と三番目の両方の基準に該当し得るという意味で二つの基準を申し上げたわけですがいまして、二つを使い分けているということではないつもりでございます。

で、受け入れの玖珠町の方では、昨年十二月の段階では私どもの方に提供をするということを予定しておりました敷地が、町営住宅の建つております土地で、その立ち退き問題がございまして、しばらく待つてくれといふ話は玖珠町からあつたというふうに聞いておりますけれども、玖珠町の方が九重町との関係などを考慮して敷地の提供を断つたというふうには私ども承知していないわけでござりますし、両方を手玉にとつたというふうなことはしていないつもりでございます。敷地といふものは必ずしも固定的には考えておりませんので、当初予算要求の際に示しました敷地から少しでもよい土地で、統合される町の方にも納得で

えば、当初のあれでは、全国的に見れば一人庁が五百厅くらいあるんでしよう、一人の職員がおる登記所といふのは、二人厅だつて相当数あるでしよう。そういう美態の中へ、こんな不信感の中で強行しておる事例といふものはないんでしよう。全部やつておるの、こんな形で。だまして強行しておるの。どうなの。

○説明員（藤井正雄君）五十四年の十一月末現在で、一人戸は百五十八戸、二人戸は百七十八戸でござります。統合をやります場合には、どうしても統合される方と統合する方とでその関係が円滑にいかない事態が生ずる。これはしばしばあることでございまして、統合される方に對しまして私ども大麦申しわけないと思っておりますが、それだけに、何とかして地元市町村の御理解を得るよう極力努力をしてまいつておるわけでございまして、この大分県の場合につきましてもそのような方針で進めてまいっているというふうに、私ども信じております。至らない点数々あつたかと思ひますけれども、今後も極力そのように現地局の方を指導いたしまして、何とか地元の関係の方々の御理解を得るように努力をいたしてまいりたいと思つております。

大麥九重町の方でお怒りが激しいということは、私も直接に陳情を町長さんから受けまして、承知いたしております。これまで長いこと明治以来めんどうを見ていただいたものといたしまして大変申しわけないと思つておりますが、そういう意味合いからなかなか統合は進まないわけでございまして、この場合につきましても過去何年にもわたりまして折衝が続けられているわけでございまして、そのあたりのところを何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤三吾君 あなた、何遍言つても理解しようとしてないのかね。去年まで何年という間は、五千件になればもう存置をしますと、約束を何回もやつてきておるわけだ。ところが、いま六千件になつたわけだ。だから存置をするものと当町は思つておつたわけだ。全員が。それが、いま言う

ようにも今度は六千件になれば第三の問題持ち出しがて、実態に合わない第三の問題持ち出しがて、そういう言い方になつてきておるわけだ。

しかもそれは、その段階では私はあそこの町議会の皆さんも町民の皆さんもこれだけ怒りに燃えなかつたと思うんだよ。ところがやることなすこと全部、部テンでござる。十二月の段階も一月の段階も。わかりましたと、そんなら検討して上司と相談しますと、そういう約束をしておつて、それが翌日に現地に乗り込んで土地を確保するといふやり方をやる。で、玖珠町の方は、隣の町でそういう事態が起つておるから、この問題はもう少し冷却した方がいいと、この問題は断ると町長はおどされる。そういうやり方できておるからこの問題については私はあなたに見解を求めておるわけであつて、一体今後の処理についてどういう考えを持つておるのか。これだけの不信感というものはぬぐえぬですよ。

○説明員（藤井正雄君） この野上の出張所は、昭和五十二年以前は、何年にもわたりまして事件が三千件程度しかなかつたところでござりますので、その当時の事情いたしましては、第一の基準を申し上げれば事が足りるというふうに考えておいたのであらうかと思われますが、仮に過去三年の平均事件数が五千件を超えるということになりますても、第三の基準がございますということを申し上げた次第でござります。

それから、いま御指摘のございました、一月二十八日の折衝でござりますけれども、私どもの方は、大分地方法務局長が玖珠町の方をおどかしたとか、そういう御指摘のような事実はなかつたものとのいうふうに承知いたしております。現に二月になつてからでござりますけれども、玖珠町の町長は、議長が大分局の方に、新宮の敷地についてはぜひとも玖珠町の方にお願いをするといふことを陳情してまいつて、いるような次第でもござりますので、御指摘のような事実はなかつたものと、そういうふうに私どもは考えております。

○佐藤三吾君 「これだけ言つてもまだあなた自身がそういうことを言うなら、そんならもう一つ出しましようか。

玖珠町の議会の議事録の中に、こういう問題で両町けんかになるようなことだけは避けるべきだという意見が圧倒的に出て、そして町長もその意を体して、あなたの方に一年延期を申し入れているんですよ。それを強引に押し切つて、どうしてあなたそんなことと言えるの。

○説明員(藤井正雄君) 延期を申し出ましたといいますのは、恐らく敷地に予定いたしておりました町営住宅の建つております土地の立ち退き問題が必ずしもスムーズにいかないために、別の土地を見つけるまでという申し出があつたことを指しているらっしゃるものと思われますが、そういうふうに、町営住宅の敷地の立ち退きがうまくいかないのではなく、その土地を探して私どもの方に提供してくれているという次第でございます。

○佐藤三吾君 そういう言い方をするなら、あなたの方はやっぱりこれを既定方針どおり強行するという腹ですか。それならそれで現地の皆さんに私からはつきり言つておきますけれども、どうですか。

○説明員(藤井正雄君) まあ今後とも何とか御理解を得るように努力をいたしたいというふうに考えておりますが、統合だけはせひともやらせていただきたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 御理解を得るというのはどういうふうに御理解を得るの。あなたの方は、九重町には去年一遍夏に行つただけですよ。そのときには何をやつたかというと、町民大会、町民の皆さん三百人ぐらい集まる中で、皆さんの事情はよくわかりまして、五千件を超えておりますから存置するよう努めますという約束をしているんだ。それ以外全然九重町に行つてないんですよ。

大臣、いかがですか、これ聞いて。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先ほど來の質疑応答で受ける印象は、行政改革というのはやつぱりこそはなかなかむずかしい仕事だなあということだが

○佐藤三吾君

大臣は話をよく聞いてないな。

——「こういう地元の新聞が取り上げておりますよう、「行政改革に痛烈な一石住民無視のやり方」と、こういうように新聞でも取り上げておりますが、さつきも言つたように、私は行政改革の一環として一つの基準をつくって簡素にしていくことについて、何も反対しておるわけじゃない。恐らく現地の皆さんもそうだと思う。ただ問題は、ここの場合にあの基準に合うのかどうなのがとなると、非常に無理に、これが合わなきやこつちというかつこうで、無理に合わせようとするわけだから、基準が。だから、そういうようなやり方をすれば別ですけれども、素直に問題を見て統廃合をやっていくという計画の趣旨から見ると、もしくは答申の趣旨から見ると、あそこは強行してやるような地域ではない、現実的に。それだけの条件を持つておる。

なぜかと言えば、さつき言つたように、六千件というのは、三年間の経過を見ると三千が四千になり、四千が六千になって、さらに今度はそれがふえていくという要素を持つておるというの、それが言つうなら大分県の未利用の一一番大きな地域なんですよ。しかも、今度は省エネルギー問題で地熱開発があそこで重点的に取り上げられて、しかも観光の面から言つても農業の面から言つても、こういう登記業務というのがこれから累増することはあっても減るという条件のないところなんですよ。ですから、そういうような条件にあるだけに、五千件を超えるれば存置しますということをちゃんと町民の前で言えど、これはもうこの問題は一件落着と思うのは無理からぬ点があると思うのですね。それを信じてきたところが、逆に、いま言ったように、今度は第三の問題を持ち出してきた。第三というのは何かというと、あれは恐らく都市部だと思うんです、交通至便なところを前提としておると思うんですね。それを無理にあの僻地の九重に当てはめようとする。そういう考え方があはり住民の皆さんから見て納得できないといふ

ら立ちになるのじやないかと私は思うんですよ。

やはり問題は、あなたがおつしやつたように、住民の意思を尊重して無用なトラブルが起ころないようななど、そういつたよくやつておるといううしろものじやないんです、ここは。正直言つて。まさにその逆なんで、九重町に法務局が行つたのは

去年の八月に一回行つて、わかりましたと、六千件を超える見込みが出てきそうですから存置するよう努めしましようと言つて帰つて、それつきり行つていな。それから後は陳情が法務局に行つておるわけです。その陳情が、いま言つておるようによく二月二十八日に行つて、再度それなら検討しましようと言つておつて、そしてその翌日は行つておるわけです。その陳情が、いま言つておるようによく二月二十八日に行つて、再度それなら検

査りが増しておるわけですよ。

ですから、こういうような問題は、まあこれは他省のことでの管轄じゃないというようなそういう感覚じゃなくて、やっぱり自治大臣としても、こういった事態が起つて、恐らくいまの実態からいきますと全員協議会の雲行きからいえば、九重町は、あらゆる国の大務に、何といふんですか、非協力と、地熱発電も含めて全部非協力という態度に出るに相違ないと思ひます。そういうような事態まで引き起こしながら強行していく性格のものじやないと私は思ひます。理解と協力を得るのならもっとともに九重町に何遍も足を運んで説得すればいいじやないです。説得するなりそこで討論すればいいじやないです。そうすれば私は理解がいくと思うんです。そんなひきよと町民の前で言えど、これはもうこの問題は一件落着と思うのは無理からぬ点があると思うのですね。それを信じてきたところが、逆に、いま言ったように、今度は第三の問題を持ち出してきた。

第三というのは何かというと、あれは恐らく都市部だと思うんです、交通至便なところを前提としておると思うんですね。それを無理にあの僻地の九重に当てはめようとする。そういう考え方があはり住民の皆さんから見て納得できないといふ

少し不足をしておるのではないかなという感じもいたしますが、他方、法務省の課長の話を聞いておれば、基準には適合しておるんだと、こういつたようなことでございまして、所管外の私がここでお答えするのは差し控えさせていただきたいと

思います。

ただ、こういうシビアな議論が参議院の地方行政であつたということは法務大臣にお伝えをいたしておきたいと、かよう考えます。

○佐藤三吾君 私も、この問題はこの段階だけ片づかぬと思います。これからも発展していくんじゃないかと思うんですが、これは法務省の方に言つておきますが、あの答申の中の第二項の中身ですね。これは何を言つておるかと言えば、適正配置の基準として四点を列挙して、その第二項の中に言つておるのは、第一にやっぱり地域の住民の皆さんの理解と協力が前提だと、こうなつておるわけだ。それが前提で、そして、たとえば九重町のような開発地域、そういう自然条件、社会的な条件、経済的な条件を持つところについては十分留意しなきやならぬということも明記されています。それから今度は具体的な場所選定については、そういう地域住民の皆さんと十分具体的な話をし、そして住民の意見を尊重する中で場所選定をしないさいと、こういうことも明記されておる。これらは全然やつてない、おたくの場合。場所をどこにするかということも全然話をしてないんだ。

一方的に決めておるわけだ。こういうことについでは、断じて國の行政改革の一環なんというものはないと私は思ひます。そこら辺はひとつせひ法務省の方でも再検討していただき、そして事態の円満な処理ができるような、まさにこの答申の趣旨が生かされるようなそういう処理をひとり自治大臣としても法務省に十分留意してもらうなり、これらの問題についてはもう一遍やつぱり自治省そのものが調査に乗り出すなり、問題の解決に向けてひとつ努力してしかるべきだと思うのですが、いかですか。

○委員長(後藤正夫君) 速記を起こしてください。

○委員長(後藤正夫君) 速記を起こしてください。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

○委員長(後藤正夫君) 速記を起こしてください。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

○委員長(後藤正夫君) 速記を起こしてください。

以上で終わります。

○委員長(後藤正夫君) ちょっと速記をとめてく

ださい。

〔速記中止〕

○國務大臣(後藤正晴君) まあ佐藤さんのお話を承つておれば、從来からの地元との話し合いが

ですが、いかですか。

○委員長(後藤正夫君) ちょっと速記をとめてください。

以上で終わります。

十四年度のものとして扱うかどうかという判断に立つたわけでございます。

厳しい財政状況のもとにおいては、五十三年度の分につきましても、五十四年度に配るよりは、地方財政全体を見まして、五十五年度に繰り越して使用する方が、地方の財政対策としても適当であるという判断のもとに、今回お出ししておりますような法案を提出したといたします。いまお尋ねしているのは、私は○上林繁次郎君

が伺いたいのであって、数字を並べてこうこうだからこうやるんですけど、そういう数字をいじふらしくうぶくはしなくちやならなし」としその事実を述べます。

で、これは言うならば地方自治体の固有の財源であるということだけは間違いないんです。そろそろだとすれば、国の立場からこれを措置するという、そういうやり方は私はよくないとと思う。地方の固有の財源であるということならば、今までもいろいろ場できんざん論議されてきた自治体の自主性、あるいは財政の健全化、いろいろ言われてきたわけです。そういうことを考えるならば、当然これは地方自治体に任せるべきものであって、国がとにかくしばしを入れる問題ではない、こういうふうに私は考える。だから、今までの論議からするならば、こういう行き方は時代に逆行していると言う以外にないんじゃないか、こういう感じを強く受けるわけなんですが、その辺の受けとめ方をどう受けとめているのか、お尋ねしたい。

ますし、地方の自主性という点から見れば、地方財政のいわば年度間の調整ということにつきましては、原則的には、地方団体に配つて地方団体が行うのがたてまえだというふうに思うわけでございます。しかしながら、現在のように地方財政が毎年度巨額の借り入れをしており、膨大な累積赤字がある状況のもとにおきまして、すでに作成された地方財政計画に従つてずっと運営をしてきて、年度末に至りまして補正予算に伴つて交付税の増加額が生じたと、こういった場合に、しかも五十五年度も赤字補てんのためのお多くの借り入れを行わなければならぬと、こういった場合には、地方財政の健全化に資するという方向で全体的な財源対策の中での処理することが適切であるというような判断をしたわけでございまして、国としてやるよりは地方に全部任したらどうかという御意見ではございませんけれども、ただいま申し上げましたような判断に立つた上で、補正予算に伴う地方交付税の増加分については今回のようない措置を講じたわけでござります。

これについても確かにいろいろと方法はあつたろうと思います。この用途についてはいろいろな角度から慎重に検討を行つたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような地方財政の状況から見ますと、五十五年度の地方交付税に加算する措置を講ずることによりまして財源不足額というものを減少させるとともに、いわゆる財源対策策を減少させることによりまして地方財政の健全化に役に立つと、こういった判断のもとにこういう措置をとるということにいたした次第でございます。

ますし、地方の自主性という点から見れば、地方財政のいわば年度間の調整ということにつきましては、原則的には、地方団体に配つて地方団体が行うのがたてまえだというふうに思うわけですがあります。しかしながら、現在のように地方財政が毎年度巨額の借り入れをしており、膨大な累積赤字がある状況のもとにおきまして、すでに作成された地方財政計画に従つてずっと運営をしてきて、年度末に至りまして補正予算に伴つて交付税の増加額が生じたと、こういった場合に、しかも五十五年度も赤字補てんのためのなお多くの借り入れを行わなければならぬと、こういった場合には、地方財政の健全化に資するという方向で全体的な財源対策の中で処理することが適切であるというような判断をしたわけでございまして、国としてやるよりは地方に全部任したらどうかといふ御意見ではございませんけれども、ただいま申上げましたような判断に立つた上で、補正予算に伴う地方交付税の増加分については今回のような措置を講じたわけでございます。

形でそれは締わなければならぬということは法律ではつきりうたわれているわけですね。そいつたことはもう今までにどれほど口を酸つぱくして論議されたかわからない問題。そういうものが、言うならばもうごまかし的なやり方が通つてしまっている。だから今回もやっぱり同じような考え方でこういうものが処理される。本当は言ふならば邪道ではないかといふことが言えるわけですが、そういうことを言いたいわけですが、そこで、財政の健全化、自治体の自主性、いろいろそういった問題をこれから当然真剣に考え、そういうものを確立していかなければならない、こういうことです。で、それじゃ今回は、言うならば五十四年度の補正で上がってきたものでありますから、当然五十四年度においてこれを処理するという考え方、これが私は当然な考え方だらうと思うんです。それが繰り越されているところに問題がある。またその真意がどこにあるか、こうお聞きしたいわけです。

そこで、五十四年度の地方財政における財源不足額は四兆一千億ありましたね。そのうち交付税特別会計の借り入れは二兆二千八百億円、こういうものがあるわけです。皆さんから言わせれば、もう年度末でもあるし、地方でも、この金が地方に配分されてももうやるものはないんだと、こういうような考え方があるでしょうかども、しかし、いま申し上げたように、こういうふうに地方財政の赤字といふものは、やはり地方債その他によつて膨大なものになつてゐる、そういう現状、実情。そういう実情は、地方財政が健全化されてゐるといふ状態ではないということだけは、これは間違ひない。だとするならば、いまでも例があるわけですけれども、「こういう精算分」というか、五十四年度分は——これは精算分ではないけれども、見込みでありますけれどもね、こういうものがあるならば、当然五十四年度において、いわゆる特別会計で五十四年度の借り入れが二兆二千八百億円ある、单年度だけ見ても。ですから、こういうものに充当するという考え方もあるわけで

す。
そういう考え方には、さつき申し上げたように、自治体に自主性というものを持たずならば、自治体はどういう選択をするか、そこに自治体の自主性というものが尊重されるのであって、全くそんなものを考えないで――考えてはいるか考えていないかわかりませんけれども、無視したような形で一方的に國の考え方でこれを措置するというこど、これはおかしいのじやないか。私はそういう面に充当すべきじやないかといふうに考えるのですが、この点はどういうふうにお考へになつていたのか、お聞かせを願いたい。

○政府委員(土屋佳照君) 確かに、おっしゃいますように五十四年度で出てきたのであるからそれは五十四年度で地方団体に配つてもつと有効に使う方法があるのでないかと、こういうお話をござります。その方法も確かにあると思うのですが、それいますが、私どもとしてもいろいろなケースを考えました。たとえば交付税特別会計で五十四年度二兆三千八百億借り、これを減らしたらいいではないか、こういうお話でございますが、それもできると思うのですが、それに充てるといつたような形で地方団体に配るといったしますと、結果として――配ること自体に問題がござりますが、結果的にはその分だけは五十五年度の地方財政政策において穴があくということになるわけですが、いまして、結局五十五年度において新たに交付税特別会計の借り入れがあるのは財源対策特別会計で借り入れもしておりますので、そちらの債権の増発かと、そういつたいずれかの道を選ばなければならぬといつたようなことにもなるわけですが、いまして、現在すでに多くの借金、交付税特別会計で借り入れすれば、五十四年度の年度末においてはそれほど大きな需要もないということを前提に置きますと、むしろ五十五年度に回してなるべく財源対策債等を減らす方が地方財政の健全化に資するということを行つたわけでございまして、そういった点について地方団体の利害とあえて反しておるとは私どもは考へておりませんで、できるだ

け、いろいろな方法を考えた中でまあ最善の方法であろうと判断したものに従つて措置をすることにいたした次第でございます。

○上林繁次郎君 あなたは、こういったやり方が

来年のことを、五十五年度のことを考えれば地方財政の健全化につながる問題であると、こういうような発言ですがね、そういう考え方もあるだろう。私が申し上げたような考え方もあるだらうと思う。だから、私が考えたような考え方の中から申し上げたので、そういう点についてはどうお考えになるかということです。一つは、そういう点をお尋ねしたいわけですよ、いま私は。

そこで、いま申し上げたように、地方の借金の状態というのは、健全化とは言えないことは間違いないですね。ですから、あなたが健全化健全化と、地方の財政の健全化を考えるならば来年度の五十五年度に繰り越した方がいいという、こういう言いかれども、そういう借金をなくすということになれば、地方の立場からすれば、それは私は地方財政の健全化であると思いますよ、借金をなくすということは。それでいて、来年度の交付税についてはどうするかという考え方、それは私はできると思うんだな。一本化しちゃって健全化健全化と言つても、それは私は納得できない。まあこういうことです。これは話です。

それで、それじゃ五十五年度の国の予算編成に当たつての基本的な考え方、その考え方をどういふところに置いて五十五年度のいわゆる予算編成をやつてきたのかということね、言うならば、わかりやすく言いますけれども、いわゆる財政を五十五年度は縮小していこう、あるいは財政を増大していくこう、基本的な考え方として、で、縮小していくことについてはそれなりのやつぱり理由がある。拡大しようということであれば、それはそのまた理由がある。だから私は、五十五年度の国の予算編成に当たつて、どちらの考え方を基準にして編成がなされていったかということ

とですね、それはどつちなんですか。

○政府委員(土屋佳照君) もう端的に申し上げますならば、歳出全体の節減合理化を図るという方

向で、抑制基調に立つて編成しております。

○上林繁次郎君 次、こういうことをお尋ねしてみたいんですが、決算による精算分ですね、本来ならばこの精算分は国の当初予算の中に精算分として交付税の中に計上されますが、精算分として付てます。にもかかわらず五十五年度の予算には精算分というものはゼロになりますね、だから、精算分というのはゼロですね。本来精算分として計上さられるものがいわゆる繰越分としてこれは処理されるというんだから、精算分というのはないわけだ。

繰越金として処理されるわけでしょ。これは間違いありませんね。で、この場合、そういう措置を取るということは、五十五年度の予算規模に影響はあるのかないのかという点をお尋ねしてみたい。

○政府委員(土屋佳照君) 五十四年度における一般会計の剰余金を五十五年度において精算をしないで五十四年度で補正するということになりますと、当然五十五年度にはその分が上がらなくなつてしまりますから、それは予算規模にはその分だけ影響するということになるうかと存じます。

○上林繁次郎君 そうすると、私がいまお尋ねした基本は、いわゆる予算規模の問題です。予算規模からいうと、たとえば精算分として上げてくる、例年のように。それと、繰越分として上げてくるのとは予算規模は変わつてくるじゃないですか。

縮小された形になるでしょ。そうなりませんか。そうならないと、これらの話がちょっとおかしくなっちゃうんだ。

○政府委員(土屋佳照君) 五十三年度分の剰余金のいわゆるこの九百八十八億について申し上げますと、それを五十五年度で精算をするということになります場合は、それは五十五年度において一

〇上林繁次郎君 そこで、五十四年度の増加見込

み分ですね、四千四百七十四億円ですか、五十四年度の増加見込み分。これは見込みですかね、四千四百七十四億円ですか。これ精算されたもの

じゃないですかね。だから、増加見込み分と、

こういうわけです。よろしいですね。これが四千

四百七十四億円あるわけです。五十四年度補正予

算にこれが計上されたわけ。これも繰り越される、

そういうことになつているわけです。本来ならば、

これは五十六年度に五十四年度の精算分として、

当初予算に精算分としてこれが上がつてくるとこ

ろですね。ところが、今回はこういう措置をとられたわけです。

で、これは素人考えですが、急いでこういうよ

うな措置をどうしてとらなくちゃならないのか。

例年ならば隔年ごとですね。それで、後からも聞きますけれども、五十六年度は約四千五百億

ね、これ何にもないんだよね。それで、さつきか

ら言つてはいる財政の健全化だと何かだとと言つ

ているけれども、こういうところに今度は突つかりが出てくるじゃないか。財政の健全化だと

言つてはいるしりから、二年先はどうなるのであ

うか。まことに不健全化ということですね、これ

そういううじつまの合わないことを、なぜこう

いつたところでこういったつじつまの合わない措

置をとるのか、その辺ですね。

○政府委員(土屋佳照君) いまお話のございまし

たように、二つの点で問題でございます。

一つは、五十三年度分の精算に係ります千九百

十八億円、これにつきましてはどうして五十四年

度に組んだのかというのがまず第一点でございま

すが、その点については、本来ならこれは五十五

年度の地方交付税に加算されるのが通例でござい

ますけれども、一つには大蔵省の方から、五十三

年度の剩余金が五十四年の補正予算に計上される

ために、地方交付税の五十三年度の精算額も一括

處理をしたいと、こういう申し入れがございまし

た。そして、地方交付税の五十三年度精算額とい

うものがすでに確定している以上、機会があれば

交付税特別会計に早急に繰り入れて、交付税特別

会計の一時借入金の利子負担の軽減を図ることが望ましいということで要請があつたわけでござい

ます。で、自治省としても、五十三年度の精算分

を五十四年度に補正をされて補正計上いたしまし

ても、五十五年度へそれを繰り越すことになつてます。で、自治省としても、五十三年度の精算分

を五十五年度分の地方交付税となることから、これは精算額を五十五年度に計上するこ

とと実質的には全く同じでござりますので、特に問題はないというふうに考えたわけでございま

す。もう一方の五十四年度の補正予算におきます地

方交付税の増加額のうち、国税三税の自然増に係

る四千四百七十四億分、これにつきましては、こ

れは國の方において補正予算を計上された結果出

てくるわけでござりますが、私どもとしては、國

としては十五兆一千七百億という大きな公債を發

行されて、特に赤字公債が八兆五百五十億もある、

そういう中で税の自然増が出たので、できるだけ

公債費を減らそうということでお一兆九千億ぐらい

補正をされると、そういうことになつたわけでございま

す。そのうちの一兆三千九百億余りが国税三税に

相当するわけでございまして、その分の交付税分

というものは補正計上されれば当然に出でてくるわ

けでございます。

で、出てくるものをどう使うかというのだが、こ

れが今度は自治省サイドの考え方の問題になつて

くるわけでございますが、それについては先ほど

から申し上げましたように、年度末になりまして

これをいまから配るということについてのそれは

どの大きな需要もないということと、いまからこ

れを再算定をして配るということになりますと、

本年度は非常に稅收も多かつたために結果的に

は、普通交付税をすでに配つたところが実は返還

しなきやならぬとかいろいろな混乱を起こすとい

うことともございまして、そういうことから見れ

ばいまから追加再配分をするということとも問題で

あるというふうに考えましたのと、あととは、本年

の交付税特別会計借入金を減らすにしてもあるいは過去のものを減らすにしても、あるいは過去のものを減らすにしても、あるいは過去のものを減らすにしても、あるいは過去のものを減らすにしても、いろいろ検討しましてもそれそれに問題がございまして、いずれの場合も結果的にはことしこれを使つてしまつて五十五年度に送らないといたしますならばその分だけ五十五年度の財源対策が不足を生ずるわけでござりますから、その際はどうしても――おっしゃるように交付税率の引き上げでやればいいという議論もござりますが、國、地方を通ずる財政の現状から見ましてそれもできないとなれば、やはり財源対策債があるいはまた交付税特別会計における借り入れということで处置せざるを得なくなる。結局そこまでまた借り入れをやるを不得となる。ということにいざりにしてもなるわけでござります。

ただ結果的には、いまのようには、五十四年度の補正がなかつたとするならば、五十四年度の三税の伸びに対応する交付税分といふものは、これは五十六年度に回る分だつたはずであると、こういう考え方も成り立つわけでござりますから、これを先に五十五年度で使つてしまえば五十六年度それがなくなるのでその点は不健全ではないかと、こういうお話をもあるわけでござりますけれども、私どもとしては、長期的な観点から地方財政段階においては今回の方法が最も適切であると、いうことに判断をいたしたわけでござります。

○上林繁次郎君 話はわかるんです。ということは、補正を組んだ。そうしたら増収分が、地方への増収分ですね、これがこれだけあつた。当然補正を組んだ以上は、まあ場合によつてはへつ込む場合があるでしょう。だけれども今回の場合には、どうふうに増収分があると見込まれておる。

その分をどうするか。それはこういう形で五十五年度に回しますよということになつたわけです。そこでさつき言つたように、じや五十六年度はどうするんだという問題もあるわけですよ。そいつたことはもう考へてゐるのかどうかという問題ありますわね。そういうふうになつてきて、まあ一つのルールだな、そのルールの上から言えばもうそうせざるを得ないということもわかります。わかるけれども、そこでただそれだけの理由なのかという問題がまだ残るんですよ。

で、それをちよつとこれからお尋ねをしてみるわけですが、今回の措置による六千百九十七億円の繰り越しが、五十五年度にこの繰り越しがないとします。そうすると、五十五年度の地方財政の不足額、これはどの程度になりますか。

○政府委員(土屋佳照君) この繰り越しは、のを見込んでの額でござりますから、二兆五百五十億がそれだけふえるということに相なるわけでございます。

○上林繁次郎君 ふえることになりますね。だからさつき言つたように、五十五年度の財政は、予算編成に当たつての基本的な考へ方は縮小といふ考へ方が基本になつてゐるわけです。そうなると当然予算規模を――いまのお答えですと当然予算規模といふものはふくれてくるわけですね。それだけ足りないといまおっしゃつたでしよう、繰り越さない分だけが足りないのだと。そうすると、交付税特別会計からまた借り入れなり何なりしなくちゃならないでしよう。当然予算規模を――いまおっしゃつたから、繰り越しといふわけですよ。繰越金じゃないんですから。第一、二兆五百五十億が二兆七千億以上になればそれだけ規模があふれるに決まつてゐるじゃないですか。だからふくれるでしよう、こういうわけですね。それを何とかふくらんでいないんだよと言いたいのかかもしれませんけれども。私はそういうふうに思う。

じゃ、その辺からひとつ。私の言つているのが確かにそのとおりなんだよと、こういうふうに言つてもらえるのか、ここがちよつと違うんだと思うことなのかな。

○政府委員(土屋佳照君) 積算する過程でいろいろな経緯がございましたのでなかなかわかりにくく点があるわけでござりますが、先ほどの五十三年度分の千九百十八億といふものはそのまま精算をしていくということになるか、今回補正をしてそして繰り越すにいたしましたが、これは当然地方の財源となるということで、私どもとしては、もともとその赤字といふものがどれだけなのかと、いうことをはじきまして、実はそれが二兆七千億ぐらいになつたわけでござりますが、その中か

ら五十四年度補正に係る四千二百七十九億と地方税の増税あるいは国税の五十五年度増税に伴つてふえてくる交付税三税、それを差し引きますと二兆五百五十億と、こうなつたわけでござります。そこで、そういうことでセットして、いまもうすでに出発しておるわけでござりますけれども、その中で、仮にいまおっしゃいますように補正等がなかつたといった場合はどうなるかとなりますと、少なくとも四千二百七十九億分については穴があくわけでございますが、これは補てんをしまつた指摘をしていただければ結構だと思いますが、私はそういうふうに受けとめています。

だから、この六千百何がしかの繰り越しはないと大体二兆七千億以上の赤字になる。それがあるから二兆五百五十億でとどまつてゐるわけでもう。二兆五百五十億でとどまつてゐるんです。もしそれがないとすると、二兆七千億分に対して足りない分を國の方で措置しなければならないであります。それはもう純然たる予算の中に入つてくれわけですよ。繰越金じゃないんですから。第一、二兆五百五十億が二兆七千億以上になればそれだけ規模があふれるに決まつてゐるじゃないですか。だからふくれるでしよう、こういうわけですね。それを何とかふくらんでいないんだよと言いたいのかかもしれませんけれども。私はそういうふうに思う。

で、そこが、繰越金といふのは予算規模といふことではないわけであります。私はそこを言つておいてもらいたいのは繰越金といふのは予算規模といふことではないわけであります。私はそこを言つておいてもらいたいのは繰越金といふのは予算規模といふことではないわけであります。だから、そうだとすれば、繰越金もつてのつてきちゃつたから、繰り越しといふことで。これはもうごく自然と言えば自然かもしない。四千四百七十四億といふのはちよつと無理があるなという感じがする。しかし、五十三年度分の精算分が千九百十八億、これはほうつておけば精算分として当初予算に上がつてくるわけですよ、精算分として。当然予算規模の中に入るわけです。ところが、繰越金といふのは予算規模といふことではないわけであります。私はそこを言つておいてもらいたいのは繰越金といふのは予算規模といふことではないわけであります。だから、そうだとすれば、繰越金にしておいた方が予算規模はふくれないと云ふなんですよ。それを言いたいんだ、本当は。

で、そうなると、これがないとすると当然予算規模はふくれる。そうすると、國としてはふくらましくないといふことでしょう、縮小すると規模はふくれる。そうすると、國としてはふくらましくないといふことでしょう、縮小すると規模はふくれる。そうすると、國としてはふくらましくないといふことでしょう、縮小すると規模はふくれる。そうすると、國としてはふくらましくないといふことでしょう、縮小すると規模はふくれる。そうすると、國としてはふくらましくないといふことでしょう、縮小すると規模はふくれる。ふくらましまたくないんです。二兆五百五十億以上やりたくないんです。二兆五百五十億、それは本当にこれが入らないと二兆七千億以上になる。そこになると財政規模もまたふくれるので、いわゆる繰り越しがないで、繰り越しがあっても、繰越分といふことで入れておけば予算規模の中になつたわけでござりますが、その中か

は含まれないでしよう、繰越分だから。だから、さつき縮小なんか拡大なんかと聞いたのは、そこに意味があるんです。

そうすると、大蔵省はそれ以上ふやしたくないんですよ、本当の腹は、不足分を二兆五百五十億以上に。正式には二兆七千億と出したくないのです。それで、二兆五十五億に仰えておけばそれだけ縮小されているということなんであって、そういうことを考へると繰り越しという措置をとらざるを得ない。いわゆるお国の都合で、國の財源対策というよりも、予算編成に当たつてこれを縮小していくという考え方、これが基本になつておる。口では財政の健全化とかなんとか言うけれども、実際の腹はそういうところにあるのではないかというふうに私は考へる。だから、あでもない、こうでもないということではなくて、本当の腹をやっぱり明らかにすべきだと思う。数字の上で合うかもしれない。数字の上で合うかもしれない。数字の上で合つていればそれでもうしょうがないといふものではない。やっぱりこれからの方、國の財政を含めて、いまどういう形をとつて予算というものが編成されているのか、どういう基本的な考え方、また真意をもつてこれがつくられていくのか、それがわかるのとわからないのとでは、将来にわたつてのそういう対策に対する考え方というものは、そういう時点から生まれてくるのであってね、そういう意味で私は聞きたいたのです。どうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 国の一般会計の総額と、それから地方財政計画の総規模というものと分けた考える必要があると思うわけでございますが、五十三年度分での剩余金千九百十八億分について、これは補正に五十四年度で計上してしまつてことし交付税特会へ入れるのと、それから五十五年度に送り込んで精算をされるかによつては、國の一般会計予算の規模はその分だけ、五十五年で送つてしまえば、五十五年度で地方へ出すといふことになりますから、交付税特会へ入れるといふことになりますから、その分だけ、千九百十八億分が影響があつてふえることになると思うんで

す。

それから、地方財政計画については、千九百八十億も四千二百七十九億もすべて財源と見込んでやつておりますから、その分だけ計画の規模がふえておりますから、その规模はいまの問題とは無関係に規模として確保しなければなりません。そこでござりますから、その規模はいまの問題とは無関係に規模として確保しなければなりません。その場合には、どういつた財源措置をするかという場合に、五十四年度分を繰り越しして使うのか、あるいはそれがなかつたとすれば別に財源対策債を起したのか、あるいは特別会計で別途借りたのかと、そういう問題が中で生じてくる。ただ、国的一般会計予算という問題になりますと、五十四年

度で千九百十八億を計上してしまつて、五十四年度で特別会計へ入れるという歳出予算に組んでしまうか、あるいは五十五年度に送り込んでそこで歳出予算に組むかによつて國の予算規模は違つてくると思いますので、そこらの事情は、これは私ども予算編成したわけではございませんから、ちょっとと國の一般会計についてはわかりませんが、結果としてはおっしゃるようになつた部分が違つてくると思います。地方財政計画はこれはもうどちらにしても財源措置の問題でござりますから規模は変わらないと申し上げておるわけでございます。

○上林繁次郎君 聞いていますと何か、こつちは素人ですからね。そちらの言つていることが正しいのか、私の言つているのが正しいのか、これお聞きになつてゐる皆さんも余りわからないところがあるだろうと思うんだよ。これ聞き直したのです、専門家に。その上でこうやつてゐるわけなんですね。その人も余りよくわからぬと言つてます。専門家に。その上でこうやつてゐるわけなんですね。そななことではどうしょもしないじやないか。そういうふうに見せるためにはこういう措置をとらざるを得なかつたんだという考え方はなかつたのかどうか。それ、大臣にひとつお聞きしたい。

○政府委員(土屋佳照君) まず、私の方の地方財

そこで、あと今度は細かい問題になるけれども、

こういう措置をとつたわけですからやがては五年度分が精算されるわけですよ。これは想定で四年度分も四千四百七十四億円、繰り越しされる分ですが、これは見込みでやつたものですから、ですから見込みどおりにいくのかいかないのか。いくと思うからこういうふうに立てきただれども、もしいかなかつた場合どうするかという問題ね。いかなかつた場合にどういう今度は後の措置をするのかという問題。

それと、五十六年度に当然これが精算分として

上がつてくるわけですね、國の予算に。ところが

それがないわけです。そうでしょう。はつきりと

精算すれば四千四百七十四億以上になるかもしれない。以上になつた分は、その分は上がつてくるでしょう。しかし大勢は大体四千五百億程度。そ

れが五十六年度にはもう見込めないということです。そうすると、それだけでも財政の健全化と

いう立場からすると——これは応急処置ですからね、どつちかと言えども、金がないから四苦八苦し

て組んできたことですから。にもかかわらず、五

十六年度はこれだけの金がないということ、見込

みがないんだということになると、その穴はどう

するのか。穴と言つてこれは差し支えないでしょ

う。従来ならば当然五十六年に入るわけですからね。そうでしょう。それを五十五年で使つちゃう

わけですから。それをどうするのか。五十六年、

どういう考え方をその点についてお持ちになつて

いるのか。その点ひとつお聞かせ願います。

○政府委員(土屋佳照君) お話のように、過去の

通例によりますれば、五十四年度分の自然増収と

いうものは五十六年度に精算分として上がつてく

るということでござりますから、それを五十四年

度で補正に先に組んでしまつておけばその分だけ

は少なくとも五十六年度に出てまいりません。そ

れはおっしゃるとおりでございます。ただ、逆に、

今回のような操作をしません場合は、その分は五

十五年度でそれだけ穴があくわけでございます。

別途の財源措置を考えなければならない。多分それは交付税特別会計の借り入れか、財源対策債の増発か、そこらであろうと思うわけでござります。

そこで、借金をするということをとりあえず私どもは避けたわけでございまして、五十六年度においては、先ほどおっしゃいましたような三税の見込みが一体これ以上出でてくるのかどうか、そちらもよくわからないけれども、とりあえず五十五年度そういう措置をとったということをございまして、五十六年度においては、新たにその年度におけるいろいろな経済の動向等を背景にした税収見込みとか、あるいは歳出規模をどうするかとか、いろいろな要素によつて地方財政がどういうことになるか。引き続いて赤字が出て穴埋めをしなければならぬということになりますれば、それはまさに来年度の地方財政対策についてことしの冬に大いに詰めていかなければならぬという問題になります。

だから、五十四年度分を送ればそれだけ五十六年度がなくなるということ、もう一つは、それがない場合五十五年度の財源不足をどう埋めるかはそれだけ足りないということはおっしゃるとおりでございます。

○上林繁次郎君　おっしゃるとおりでは困るんだね。おっしゃるとおりです。それだけが考えたってそうですからね。それをどうするのか。それは見込める額なんですからね、一つのルールみたいにしてやつてきたわけですから。少なくとも精算分については二年以内に処理するということになつているんだから。だからそれが——確かに二年以内ですよ、来年使つちゃうんだから。そうすると、本当ならば四千五百億見込めるところが五十六年度では見込めなくなるわけですからね。まことに不安定になつてくるわけですよ。そうでしょう。それはもうそちらがどう言おうとも、だれが考えたつてそういうことなんです。その不安定部分をどうするのかという考え方がないといふ

ことは場当たりだとしか言えない。

だから、そういうところまでびたつと考えた上で、こうなりますよ、少なくとも来年、再来年、

ここ二、三年のその問題については、五十六年に計上されるものを五十五年に使つちやうんですと、しかし五十六年度のその足りない分はこういふように処置するんですというようなところまで

こなければ財政の健全化とか、いや何とか言ったって、どこにそんな考え方があるのか、全然そういったことがこっちにうかがえないのであります。

ふうに処置するんですけど、いうようなところまで

せんか。そういつたことを、やつぱりこれだけのことをやるからには明確にしていく。当然先のこと心配している、われわれも心配する、皆さんも心配する。皆さんも心配しているならば、そう

いつた点もやはり明らかにできる状況でなきやならない、少なくとも。しかしその時点を変わるかも知れませんよ、いろんな情勢が変わつて。だけれども、少なくとも基本的な考え方などは明確にしておくべきじゃないか。こんな感じがするんですがね。この点、大臣どうですか。

○國務大臣(後藤田正晴君)

だんだんお伺いをいたしておりますが、問題は、五十四年度に国が補正予算を組むということになつたものですから、その三三%分の交付税をどう扱うかという問題が起きたわけとして、地方団体の側から発動してこういうようなことをやつたわけではございません。

そこで、五十四年度の分は、本来言えば、五十四年度に補正予算を組む以上それに伴う三三%は五十四年度に使うのがあたりませじやないかと、これまで私はやはり、これは国もそうでしょうけれども、少しも大きな財源難に悩むであろうと、正直に思ひます。そこで私どもとしては、ことしを第一年度と考へながら六十年度までの一応の考え方を、まあ確定した財政計画等によるものであります。まだ私は見通しをしながら何とかひつて財政の建て直しをやろうではないかと、ひとつ財政の建て直しをやろうではないかと、そこまでいま取り組んでおるものもそういう理由からやつているわけでございます。ただ仰せのように、五十六年度の財政は大変であるなということだけは、これは間違いない事実でございますが、それらには今後一層検討を加えまして、何とかひとつ、いざれにせよ地方団体の行政需要を賄う足りるだけの財源措置だけは講じよう、かよう考へているような次第でございます。

○上林繁次郎君

最後に。これ質問じゃないかもしませんけれども、いまのお話伺つていまし、これから先お先真っ暗だという感じがするわけですね。で、理屈を言わせれば、こういうふうに繰り越して、そして五十五年度に赤字で財源補てんをしなければならぬ分を減らしていつたらどうだというようなことで今回のような処置をお願いした。そうしますと今度は、五十四年度国が

分として当然上がつてくるわけですから、その分がなくなるということ、これはもう自明のことです。

ございます。

そこで、五十六年度は一体どうなるんだろうと、こういうことにならうかと思ひますが、私どもは、こういう処置というのは本来、单年度だけの地方団体の赤字であるとかといったような場合であれば、私どもきちんとルールどおりやるのがいいの

に決まつているんですけれども、いすれにせよ、

ここ当分の間、どんなに考えてみても地方財政の赤字というものは統一されるを得ない状況にあるの

じやなかろうかと、こう考へておるんです。なら

ば、ことしのよくな際の金をどのように使うのが

一番いいんだろうかということで、五十五年度に

使おうと、こうなつたわけです。

そこで、五十六年度以降の問題は、率直に言ひ

まして私はやはり、これは国もそうでしょうけれ

ども地方団体も大変な財源難に悩むであろうと、

こう思います。そこで私どもとしては、ことしを

第一年度と考へながら六十年度までの一応の考

え方を、まあ確定した財政計画等によるものであります。まだ私は見通しをしながら何とか

ひつて財政の建て直しをやろうではないかと、

ひとつ財政の建て直しをやろうではないかと、

るわけですね。それはもういまここでもつてこようするんだとか言つたけれども、あるいは自主性をもつたせるとか言つても、これはほど遠いものがあるなど、こんな感じを抱かざるを得ないわけですね。

そこで、もし大臣が、今度の内閣はこのくらいの命しかないだろうなんというようなことは抜きにして、そういうことは抜きにして、これから的地方財政を健全化していく、またそのためには主張性といふものもあわせて持たしていく、そういういうも心配する。皆さんも心配しているならば、そう

いう、その構想については非常に膨大なものがあ

ると思うのです、大臣の構想は。だから、それを

みんな聞いてるわけにいかないと思いますが、

時代がいつごろ来るのか。このくらいになればと

いう、その構想については非常に膨大なものがあ

ると思うのです、大臣の構想は。だから、それを

も心配する。皆さんも心配しているならば、そう

いう、その構想については非常に膨大なものがあ

るわけですね。それはもういまここでもつてこようするんだとか言つたけれども、あるいは自主性をもつたせるとか言つても、これはほど遠いものがあるなど、こんな感じを抱かざるを得ないわけですね。

そこで、もし大臣が、今度の内閣はこのくらいの命しかないだろうなんというようなことは抜きにして、そういうことは抜きにして、これから的地方財政を健全化していく、またそのためには主張性といふものもあわせて持たしていく、そういういうも心配する。皆さんも心配しているならば、そう

いう、その構想については非常に膨大なものがあ

ると思うのです、大臣の構想は。だから、それを

も心配する。皆さんも心配しているならば、そう

にどう考えるかということはございましょうけれども、これはやはり国全体の税財政全部について本日の再検討をしなきやならぬ。いつからかといふのじやなしにもう今日から。そういう時期だと思います。そういうようなことで、真剣に国民的な論議の上に立つて今後の行財政をどう考えていくかということをわれわれとしてもやらなきやないのではないかと、かように考えております。

○上林繁次郎君 ありがとうございました。

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野口忠夫君、小山一平君及び志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として広田幸一君、村沢牧君及び鶴山篤君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 質疑を続けます。

○神谷信之助君 まずお伺いしたい点ですが、補正による交付税をことし使わないで来年に繰り越しをする、国の手による年度間調整をやるに至った理由については、衆議院の地行の委員会やまた

本日の委員会でも答弁されていますので、また、それを要約するところいうことになるのですかね。一つは、今日新たな財政需要がないという問題。もう一つは、地方財政を短期的に見るのじやなしに中期的な展望から、ことし使うんじやしない来年に使う。もう一つは、同じようなことですけれども、五十四年度に使つてしまえば結局五十五年度に穴があくから同じことだから、だから五十四度の財政対策はもう済んだことなんだから五十五年度に回すと。まあ聞いていると大体その三つくらいの理由かと思うのですが、いかがでしようか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 大体、私どもの考えておるのは御指摘のとおりの考え方でございま

うんですが、この点まずどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) まあいろいろな立場があるに違反、趣旨には反する。あるいは少なくともかとということをわれわれとしてもやらなきやないのではないかと、かように思っております。

○申し上げましたように、地方財政の年度間調整については原則的には地方団体が行うのがたてまえであると思つております。ただ、これはもうもうろろの事情がござりますから、総合的に判断してどういうふうに持つていくのが一番地方団体にとつてもいいかという判断に立つて考えていくことは、これは各ケースによってあり得るだらうといふうに考える次第でございます。

○神谷信之助君 法律の運用が各ケースによつていろいろとあり得ることはわかりますけれどもね。しかしそれは法の趣旨の範囲でなれどいかぬ。事態によつては立法の趣旨を超えて運用する、ケース・バイ・ケースで運用するということでは、これはもう法自身の存立を阻害する、私そう思うんです。

そこで、交付税法ができたのは昭和二十九年の法律百一号、これでできたわけですが、これに先立つて当時地方制度調査会が二十八年の十月十六日に答申を出しています。ここでは、地方制度調査会の答申では、交付税特会で積み立てまたは借り入れるということで年度間調整をやるべきだという答申が出している。それに対して自治省の方は言つてこれを交付税自身は本来地方自治体の自主財源ですから、このことは自治省も大蔵省に固执して強調されて闘つてこられているわけで、だとすれば私はこれは五十四年度にすべきだ。しかし、それはいま局長が言うように、いまの事態だから、だから法律を改正することによって、特例法をつくることによつてやれば、それは別に法律に違反しないとおっしゃつても、交付税法の趣旨、地方財政法の第二条ですね、そういう趣旨から言つてこれは適当でないということで、わざわざ言つてこれはは適当でないといふことを度も赤字補てんのために多くの借り入れ等を行ななければならぬといつたような状況がございましたので、この際は、配つて各地方団体の自主的な判断に任せることよりは、総合的に地方財政の状況を見た上で、膨大な累積赤字を抱えておる現状のものを見た上で、この際は、配つて各地方団体の自主的な判断に任せることによって、特例法をつくることによつてやれば、それは別に法律に違反しないとおっしゃつても、まだそ

う、その場合にはそれぞれの自治体で年度間調整をしなさい、こういうように地方財政についての自治体の自主性というのを保障したんですね。しかしそれだけではいかぬから、長期的に過不足が続くことであつてはいかぬからあの六条の三の二ができる、著しく引き続いてということでおつて、まさにそれは自主性に基づくものだと言えると思うのでございます。

ただ、私がケースによつて異なるでありますと申し上げましたのは、今回の場合は、先ほどいろいろ点を御指摘いただいたのでござりますけれども、一つには、地方財政の現況もござりますけれども、地方財政計画に従つて運営してきたこの年暮に至つて、補正予算によつて増加額を生じたと、いうような状況でございますので、そういうふうな点も、新たに配るということになりますと、再計算をしなければならないし、そのことによつて、先ほど御指摘はなかつたわけでござりますけれども、現実に、普通交付税としてもうすでに配つたところが場合によつては不交付団体になるというふうな状況でござりますので、そういうふうな状況でござりますし、しかも、五十五年

度も赤字補てんのために多くの借り入れ等を行ななければならぬといつたような状況がございましたので、この際は、配つて各地方団体の自主的な判断に任せることよりは、総合的に地方財政の状況を見た上で、膨大な累積赤字を抱えておる現状のものを見た上で、この際は、配つて各地方団体の自主的な判断に任せることによって、特例法をつくることによつてやれば、それは別に法律に違反しないとおっしゃつても、まだそくいうことが、これは適当であると思うわけでございませんけれども、現状においてはそれが最も適切であろうといふうに判断をしたということを御理解願いたいと、思つてございます。

○神谷信之助君 これは政府側としてはもう一切決めたわけですから、いかに道理が通ろうと通るまいと、それなりの理屈をつけられるのはやむを得ぬわけですがね。いま、配分もしにくいかがですか。

らそのために必要なならば配分のための特例法をつくるべきいいじゃないですか。混乱の起ころぬように。人間がすることですから、やればいい。できることです。そんなことは簡単です。だから、そんなことは理由にならないんですよ。

逆に、本来五十四年度にそれが実際に配分をされて、そしてそれが自治体の財政の運用の中、たとえば起債の償還なり何なりに充てられると、それだけ利子分だけでも助かっていくわけですか。自治体は、五十五年度にそれだけの財源不足を使うというの、は、自主財源まさにそつちにあります、それは一般会計から繰り入れるか、それがこそ交付税特会から借り入れるか、財源対策したらいいわけです。その穴埋めのためにこつち持つていくわけですからね。しかも、四千四百億ほどこの額が、五十五年度に穴あいて穴埋めされるのが、交付税特会に全額で繰り入れるなり、あるいは一般会計で措置されるなり——一般会計で措置されれば、これはまあ何にも自治体は傷つかぬ。交付税特会だつたら半分は傷つく。財源対策債だつたら、これはもう使途まで指定された交付税とは言えない。こういう問題起こるでしょう。それをばつと持つていつちやうんですかね。その部分を一体どれだけ取るかというのは、またこれは政府との関係になるわけですよ。

だから、そういう点では五十五年度にそれこそ国都合で恣意的にそういう措置をとるということとは、本来筋違いでありました。まあ過去にもありました。余つて國の方に借り入れしたり、貸したり借りたりしたことがありました。その当時は、したがつて附帯決議で、このような国による年度間調整は避けるべきだという附帯決議がついておるんですね。そういうことが指摘をされながら、私は、今回こういう措置をとつたということは、これはまさに重大な地方自治権に対する侵害行為であるというように言わざるを得ぬと思います。この問題は、先ほどからも、また衆議院で同僚議員もただしてますから、重複を避けて、それは指摘だけにとどめておきたいと思います。

債は年々増加をして、地方債残高は最後には三十九兆六千億になる。まさに自治体は借金づけにならざる。あとは、足らず前は全部住民負担せいと。増税ですよと、言いかえたら。だから結局、減量経営でいよいよ見えるけれども、地方自治体の果たすべき役割り、任務、分担、これを明確化することはことで自治体の仕事をどんどん切り捨てをしながら、そして減量経営をやるという、そういう内容を持つわけですからね。結局住民に犠牲を強要することによって今日の地方財政危機を開拓するんだと、そういう方針を示している試算表ではないかと、まあ私はそういうように読み取るんですが、この辺は大臣いかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先生のような解釈をせられる人もおるかもしれません。しかし私どもはさようには考えていないので、一応こういう試算をお示しすることによって地方財政の姿を描いて、今後の経済動向等も踏まえながら財政再建といふものについての論議を巻き起こしたいということで、その際に国も地方も真剣に取り組んでいくし、同時にまたそれに対する国民的な理解と御協力も求めなきやならぬではないかと、こういうふうな意味合いで持つておるものであろうと。一方的に地方にしわ寄せをする、いわんや地方住民の犠牲のもとに財政再建をやっていくための試算表であるなんということは、私どもはもう全く考へていないのでござります。

○神谷信之助君 それじゃ、これどうやつて要調査額といふやつを減らすことができるわけですか。——まあ時間の関係もありますから、自治省に聞こうと思っておりましたが、私の方でこの試算表に基づいていろいろ計算をしてみました。すなわち、各年度ごとに地方税及び交付税の増税額を算出するなど、それが何處かあるかといふ計算をしてみたんです。この試算表の一般財源の内訳は、説明によると、譲与税と地方税と交付税で、譲与税は伸び率三・五ということですからこれが計算しますから、これが五十五年度ベースにしてずっと出ますわね。

十五年度が四千四百七十六億、五十六年度が四千六百億、五十七年が四千八百億、五十八年が四千九百億、五十九年が五千百億、六十年が五千三百億。細かい数字はなんですが、大体の数字としてはそういう数字になる。

地方税の方は一六・一%各年度等率で伸びるという計算ですから、それでいきますと、同じように五十五年が十五兆六百九十八億、五十六年は十七兆五千億、五十七年は二十兆三千二百億、五十八年は二十三兆五千九百億、五十九年が二十七兆三千九百億、六十年は三十兆八千百億。

それで交付税の場合は、大体国税収入の八二%が国税三税。したがつて、その三二%という大体粗い試算ですけれども、それに基づいてやりますと、五十五年が六兆四千九百一億、五十六年が七兆六千六百億、五十七年が九兆八百億、五十八年が十兆七千六百億、五十九年が十二兆六千八百億、六十年は十四兆三千九百億というのが出てきますわね、一応そこの資料に基づいて、大きつな数字ですが。

そこで、自然増がありますから、自然増について一体年度ごとにどうなるか。地方税については、弾性値一・一で計算しますから、一二・五四%という数字を使ってみますと、五十六年が十六兆九千六百億、五十七年が十九兆九百億、五十八年は二十一兆四千八百億、五十九年が二十四兆一千七百億、六十年は二十七兆二千億。交付税の方は、五十六年が七兆三千二百億、以下八兆三千億、九兆四千億、十兆六千億、六十年が十一兆九千七百億。こういうことになります。

だから、まず地方税の増税による増収分というやつを自然増を含んだ数字を出しますと、時間も限りがあるから個別にはやめますが、結局五十六、七、八、九、六十年と、その五年間でこれが十兆七千億ですね。だから、少なくともこの表から試算をすれば、この出されているケースでいきますと、地方税で大体十兆七千億の増税が必要だろう。年度ごとの新規増税分だけでいいますと二兆七千四百億ですが。ことしのやつが来年もずっと響き

はどれだけよけい 地方税を徴収せなきやいかぬ
ますからね。五十五年度を基礎にして六十年度に
か、その累計といいますか、総額は十兆七千億に
なります。これは地方税だけですが、衆議院の予
算委員会でうちの議員が国税についても同じよう
に計算をしましたら、国税の方で十五兆一千五百
億ですか、大体大蔵省もそれは認めておりました。
そうしますと、両方合わせますと約二十六兆円で
すね。五十五年の税負担に比べて六十年になります
と国税、地方税合わせて二十六兆円からの税負
担がふえてくる、新しく。こういうことになるん
ですね。こうして国いまの財政試算表といふが、
地方財政の財政試算表が大体示している国民に対
する税負担というものが考えられるわけですね。
自治省の方もこういう計算されていると思うんで
すが、大体こういう数字で間違いないですか。
○政府委員(土屋佳照君) 先ほど仰せになりまし
た税については、各年度等率で見た場合が一六・
一%ということで六十年度は一一・四%になると
いう前提を置いて、そして五十五年度の十五兆余
りをもとにいたしますと、おおむねおっしゃるよ
うな数になると思います。ただ、私どもとしては、
これは、通常の伸び率で伸びる場合と、ある程度、
六十年度において国民の租税負担が二六・五にな
るという場合には、国と地方と現在の割合で分けて
いくという前提で計算していくました場合、通常
の伸びとそれからだんだん六十年度にふえていく
その線との差額をとつていけば、結果的には、い
まの十兆七千億というのじやございませんで、ま
あ強いてその数だけとすれば二兆七千億ぐらいにな
ろうかと思います。ただ、おっしゃいましたのは、
毎年の自然増というのもこれは増税だという前
提でおっしゃいましたわですから、それを除いて
考えればおおむね若干の数の差異はござります
が、おおむね基本的に合つておる。

地方交付税等の見込みについても、若干数の差
はございますが、大体大きな差はないようにお聞
きをいたしました。

大増税をやらなければいまの財政危機は乗り切れないという状況ですね。しかも財政審議会の五十四年十二月十九日の答申ですが、この中では五十年以降の弹性値一・〇というようになつてゐるんですね、景気はずつと後退していきますから。だから五十一年度以降というのは弹性値一・〇だと、こう言つていますね。だから低成長時代とおつしゃつていてるわけですから。それじや弹性値一・〇とすれば一体どうなるかということで計算をすると、六十年度の財源不足額というのは八兆五千七百億になるし、そのための必要な増増税分といふのは十四兆円にふくれ上がるというのが私どもの計算なんですね。

もう一つ、さらにここで大蔵省にお伺いしますが、国の経常部門のその他支出のところに交付税も入つていてるというようになつていてますね。経常部門の「その他の内訳」の中の「地方財政関係費」、交付税分がその大部分だらうと思うんですが、この中に交付税分を含めてるわけですね。

○説明員(藤原和人君)　國の財政収支試算のお話でございますが、國の財政収支試算は、經濟審議会の企画委員会の発表いたしました昭和六十年度經濟の暫定試算というものをベースといたしまして、六十年度の經濟の姿を財政の姿に投影をするという形で六十年度の財政の姿を描きまして、それを五十五年度の予算の数字とほぼ機械的な方法で結んでいるわけでございます。したがいまして、その作業の作成の方法といたしましては、いわゆるマクロ的な計算方法をとつておりますので、個別の各費用につきましてこれこれをどう見込むというようなことで積み上げ計算をしているわけではございません。

ただいま先生の御指摘の地方交付税でございますけれども、項目といたしましては御指摘のとおり、経常部門歳出の中の「その他」の中に入るわけでござりますけれども、その部分がどういうふうになつてているかというようなことを積み上げて計算しているわけではないと、こういうことでございまして、マクロ的に、「その他」の部分がこう

いものだから、生き物ですから。だからこれ毎年出さないかな。この繰り返しが一体どういう意味を持つのか。役に立つか立たないのか。私は非常に疑問を持つんですよ。本当に政策的に展望を持つて、地方財政の再建についてはこういう方針でいきますといふものを出してもらうということが私はいま非常に求められているんじやないかと思う。これは昨年も一昨年も私強調しているわけです。

あちこち知事さんや市長さんのお話を聞きましたよ。一つは、一番困るのは来年の展望がない。一体どこで借金に頼らなければならぬようなことがやめられるのか、その点の展望がない。毎年自治省と大蔵の折衝を、うまいことやつてくれや、大臣がんばってやといって見ながらやつていい。これでは地方においての計画、政治のプログラムをちゃんと立てるわけにいかぬと言うて憂えておられる人もあります。もう一つのグループは、いずれにしても政府が財源保障はやつてくれるこになつていてるんや。それで、借金でやつても政府が言うとする借金やさかいに、借金を返すのもちろんどうを見てくれるはずやと、だからもう氣楽でええということを言つてゐる人もいます。どつちがいいとか悪いは言ひませんけれども。

私はこういう現状というのは決して地方自治の発展にとつてはいい状態ではないと思う。計画を持ち、意欲を持つてどんどんとみずから住民と一緒に自分たちの町づくりを計画的に進められるような、そういう展望が持てるような地方財政の状態を早くつくらないと、言葉だけで地方自治とか分権とか言つても、あるいは地方の時代と言つても、これは実際には住民自身の利益にならない。そういうように私は思う。

そこで、私は今日までしばしば、そういう意味からも地方行政制度の根本的な抜本的な改革を早くやりなさいということを主張をしてきました。具体的に、たとえば交付税率の引き上げとか、超過負担の解消とか、あるいは総合補助金制度の

導入とか、とりあえずのカンフル的措置をやりながら、そうして政府や自治体、学識経験者を含めておられた事務の再配分の問題も含め、それに必要な財源保障はどうするかというのを根本的にやつぱり検討して、そうしてそういう大体五年ぐらゐの展望でそれを打ち立てる必要があるという事をやかましく言つてゐるんです。おくれればおくれるほどこれは病害に入つてますます回復支算表が示しておるというよりも思つておられる事態は進行して、そして先ほども言いましたけれども、とりあえずこう柔軟な方法で六条の三の二項を「まかして、糊塗して特例措置をやりながら、それで制度改正をやつたと称してきていますけれども、一体いつそういう根本的な対策に手をつけたのか。前大臣の瀧谷大臣は、もう五十五年度にもやりたいんだと言つて大分当初は意気込んでいたんですけどもだんだんむずかしくなつてしまふことがあります。それをひとつ明らかにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 確かに、国も地方もこのままいつたらますます住民負担、住民の犠牲というのは大きくなざるを得ぬというように思つてゐるんですが、その点五十年度以来今日事態は進行して、そして先ほども言いましたけれども、とりあえずこう柔軟な方法で六条の三の二項を「まかして、糊塗して特例措置をやりながら、それで制度改正をやつたと称してきていますけれども、一体いつそういう根本的な対策に手をつけたのか。前大臣の瀧谷大臣は、もう五十五年度にもやりたいんだと言つて大分当初は意気込んでいたんですけどもだんだんむずかしくなつてしまふことがあります。それをひとつ明らかにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

まあいつからといつてお答えをすることができるないのはまことに残念でございますけれども、いま直ちに私もが取り組んでおるのは、何よりも國、地方を通じた行財政の改革である。その上に立つて、骨身に徹するといいますか、要するに、とにかくもせいい肉はできる限り切り落としてしまつて、その上に立つて私は全体の税財政の改革といふものに踏み切るべきであろう。このせい肉切り落としをやらぬうちに税制等に手をつけるということについては、私自身は疑問を抱いておりります。このままやつたならばこれはまた水ぶくりだらうと私思います。現実には、現在非常な巨額の財政上の赤字、財源不足が生じておるわけですね。その辺の決意といふか展望というのをひととまでもせいい肉はできる限り切り落としてしまつて、その上に立つて私は全体の税財政の改革といふものに踏み切るべきであろう。このせい肉切り落としをやらぬうちに税制等に手をつけるということについては、私自身は疑問を抱いておりります。このままやつたならばこれはまた水ぶくりだらうと私思います。現実には、現在非常な巨額の財政上の赤字、財源不足が生じておるわけですね。その辺の決意といふか展望というのをひととまでもせいい肉はできる限り切り落としてしまつて、その上に立つて私は全体の税財政の改革といふものに踏み切るべきであろう。このせい肉切り落としをやらぬうちに税制等に手をつけるということについては、私自身は疑問を抱いておりります。このままやつたならばこれはまた水ぶくりだらうと私思います。現実には、現在非常な巨額の財政上の赤字、財源不足が生じておるわけですね。その辺の決意といふか展望というのをひととまでもせいい肉はできる限り切り落としてしまつて、その上に立つて私は全体の税財政の改革といふものに踏み切るべきであろう。このせい肉切り落としをやらぬうちに税制等に手をつける

ことがありますので、この現状を開拓をして健全化を推進をするということは、今日何よりも必要であることは言うまでもございません。そこで、まず私は何といつても今日の事態を解決することはできないとおもいますが、来年度予算の編成にして、地方自治体に使用料、手数料、保育料や高校授業料などを上げるようになりますが、それは自治体に対する強制の措置になるのですか。あれはどういう性質のものと考えたらいいのですか。

○政府委員(土屋佳照君) 五十五年度の地方財政計画におきましては、使用料、手数料の額を引き上げておりますが、これは地方財政計画を立てます際に、その基準として見込む額として引き上げたわけでございます。したがつて、具体的には地方団体によっては若干違つておりますが、私どもの見込みとしてはこういう額であるべしといふことがあります。

○神谷信之助君 自治体がそれをやるかやらぬかは自治体の任意だとおっしゃるけれども、地方財

計画上でそういうふうになるわけであります。

○神谷信之助君 セっかく御答弁いただいている

たとえば高校授業料を見ますと、五十年が千二

円、五十年一千二百円、五十三年で四千八百

円、五十五年は五千六百円と、もう五十五年には

四倍以上、五倍近い値上げをわざか五年間の間に

強制されてきているんです。

そしてそれは、私は大臣にその点でお伺いしま

すけれども、先ほど財政収支試算の問題でも指摘

をしたんですけれども、財源不足ですか、当然

国の方が自治体に対して交付税として配分をする

たつても今日の事態を解決することはできないと

いうように思つておることだけ一言申し上げてお

きたいと思います。

第一回 地方行政委員会会議録第二号 昭和五十五年三月四日 【参議院】

か、いろんな制度上の改正を行なうとして、自治体に負担をかけないでその財源を保障すべきであるにもかかわらず、いろいろなことで全体として行政需要を圧縮とかいろいろなことで全体として行政需要を圧縮をする。借金だから結局圧縮せざるを得ぬわけですから。そういうことで逆に自治体の方にしわ寄せをするという事態で今日まで推移をしてきている。だから、こういう住民犠牲で、今まで借金ばかりしているのだからしんぱうしないといふことで、いろんな要求も当然そう簡単には応じるわけにいかぬというのが自治体の首長の立場ですね。そういう状態で今日までできています。

しかも、いま国民が非常に大きな不安を持つてるのは、電気代、ガス代の大幅値上げですよ。それから国鉄、郵便料金、たばこ代、もうとにかく次から次へ上がる。政府は、そこへもつてきて自治体の方も、使用料、手数料、保育料から高校授業料から、もうとにかく三十数項目上げるところもあるし、百項目近い値上げの提案をこの三月議会にしている自治体もあります。何から何まで上がつてきよる。これはまさに再び狂乱物価になつていくんじやないかと、そういう不安があるんですね。日銀総裁自身もそのことを心配をして、先般御承知のように公定歩合の引き上げを急遽やられたことを得ぬ。予算の審議の最中にやるといふんです。日銀総裁自身もそのことを心配をして、先般御承知のように公定歩合の引き上げを急遽やられたことを得ぬ。しかし、インフレを食いつめないことまでやつてとにかくインフレを食いつめないと、こうなつてはいる。しかし、インフレを食いつめるために公定歩合の引き上げをしただけではこれは解決しないのはもうはつきりしています。やっぱり物価を抑える以外にない。

ということになれば、まあ國の方の問題は別にして、電気代、ガス代その他の問題はこれはまあ自治大臣一人の問題では——國務大臣の一人だから責任はありますけれども。そういう時期に、自治体に対してもこのようないい使料や手数料、それから高校授業料に至るまでいろんな一齊値上げ、總引き上げというようなことを自治省自身が指導するというのはやめて、自治体というのはやっぱり

住民の暮らしを守る組織なんやから、仮に國が値上げをしても——われわれは反対だけれども、仮に値上げをしても、この時期ですから、自治体としてはもう一踏ん張りして、一緒に自治体まで値上げをやめると、そういうまさに國民いじめのやり方はやめると、そういう指導を撤回をするという、そういうお考えはないでしょうか。大臣にお伺いします。

○國務大臣(後藤田正晴君) 使用料、手数料は、やはり何といいますか、受益者に対して適正な負担を求めるということ、これは当然のことであろうと、かように考えます。

そこで、最近その引き上げという問題が起きているのも事実でございますが、これやはり最近の物価その他等をにらみ合わせながら引き上げが行われておるということござりますが、一般的に申しまして当面の一一番厄介な問題は、これはやはり物価、国全体の物価対策の問題でござりますから、そういうような意味合いから使用料、手数料、こういふようなものについても適正な引き上げといふことはやむを得ない措置であるうと思ひます。上がるけれども、その際に、ともかく少しでも歳入が上がればいいんだといったような安易なやり方でこの問題に対処するということだけは敵に憤りませんでもらいたいといふのが私の基本の考え方でございます。

それに当たつては、いま御質問のあつた高校の授業料等についても、國のパーセンテージと同じような引き上げ方はいけないということで、引き上げの率は仰えなさいということをやらしたつもりでございます。同時にまた、銃砲でしたかの免許の際の手数料等についても、これはもう少し実態を調査をして適正な手数料の金額にとどめるべきでございます。同時にまた、銃砲でしたかの免許の際の手数料等についても、これはもう少し実態を調査をして適正な手数料の金額にとどめるべきでございます。また、先般閣議の際にも、総理からもこの点について、こういう問題が安易に流れるということとは厳に慎んでもらいたいと、したがつて、各省

できる限りひとつ負担が過重になるといったようなことのないようになさないと、いうような御指示もございまして、いま政府全体としてはそういう構えで臨んでおるということをお答えいたしておきたいと思います。

○神谷信之助君 そうすると、いま大臣もそういう点でいろいろ配慮されたというようにお聞きをしましたけれども、高校というものは就学率は九〇%を超えておりますわね。九三%ぐらいですか、負担をやめると、そういうままに國民いじめのやり方はやめると、そういう指揮を撤回をするという、

○國務大臣(後藤田正晴君) いや、そんなことはない。神谷信之助君 それじゃ、もう時間ありませんから、その次の問題聞きますが、建設省にお聞きしますが——自治大臣、これ、自治体がもうかる話をしてしまうと思うんですよ——電柱の占用料について、知事、それから指定都市の市長あて道路局長の通達が出ておりますけれども、その内容というのは一体どういうものですか、簡単に。

○神谷信之助君 そうすると、いま大臣もそういう点でいろいろ配慮されたというようにお聞きをしましたけれども、高校というものは就学率は九三%を超えておりますわね。九三%ぐらいですか、負担をやめると、そういうままに國民いじめのやり方はやめると、そういう指揮を撤回をするという、

○説明員(山本重三君) 道路の占用料につきましては、國が直轄管理しておりますが、指定区間の場合以外につきましては、道路管理者である地方公共団体の条例で個々に定めることになりますが、特に全国的にわたるような事業につきましては、國で定めます占用料との均衡等を考える趣旨から、昭和五十二年占用料の改定をいたしました際に、道路局長から道路管理者である地方公共団体に対しまして、電柱等につきましては、占用料を定める場合には、「本政令に定める占用料の額と均衡を失しないよう努めること」という趣旨の通達を発しております。

○神谷信之助君 これは自治体を拘束するわけですか。だから、そういう何といいますか、國民生活に直接大きな影響を与える問題については、いま何か総理も閣議で十分見直せといふ話出ていたが、今年度において見直しをされるわけですか。自治省の方の行政指導も、その点では各省とも協議をして、いま自治省が各自治体に言つてゐる数字といふのは少し低減をすると、再検討するということをいまおつしやったわけでしょう。その辺は直接大きな影響を与える問題については、いま何か総理も閣議で十分見直せといふ話出ていたが、今年度において見直しをされるわけですか。

○説明員(山本重三君) これはあくまで行政指導でございまして、本来地方公共団体の管理いたします道路につきましては条例でその占用料の額を決めることになつておりますので、拘束するものではございません。ただし、私どもとしては、全國にわたる事業等についての占用料についてはできるだけ均衡を保つことが必要だろうと、そういう意味で、この趣旨に従つて条例を制定されるとを望み、指導しておるわけでございます。

○神谷信之助君 この政令で定める方は甲地域ですか、甲地域の分で言うと、四十二年に新設をされ、甲地域は三百五十円、それが五十二年に改正されて千百円という経過ですか。

○説明員(山本重三君) 四十二年に初めて国道の道路の管理の一元化を図りましたことにより、直轄管理いたしております国道につきまして政令で占

用料、手数料等についての検討をしておる面があると思うけれども、それについては再検討をして

○國務大臣(後藤田正晴君) はい、そうです。○神谷信之助君 どういうことなれば、結局来年の話ですか。

用料の額を決めたわけですが、その後十年間非常に物価等の上昇等に伴いまして占用料が不適切であつたということで、五十二年に、御指摘のところ改定したものでございます。

○神谷信之助君 これは何ですか、電気代の値上げが五十一年の六月から八月にやられていますね。この電気代の値上げに相応して千百円に上げたということを意味しているのですか。

○説明員(山本重三君) これは決して電気料金に見合った占用料を取っているわけございませんでした、むしろ道路を使用している対価という考え方で、道路の資産価額に対する一定の占用料を算定した結果決めたものでございます。

○神谷信之助君 道路法の逐条解説の同条の解説を見ますと、額は近傍類地の地代との均衡を目安に数項目いろいろな点から勘査して決めるというのがありますが、そういうことですか。

○説明員(山本重三君) 占用料の額の算定の仕方につきましては、御指摘ございましたように、この政令で二通りでございまして、定額制度をとつて、いるものと定率制度をとつて、いるものと二つござります。使用面積がかなりにわたるような、たとえば高架下の敷地を占用する場合、こういった場合につきましては近傍類似の土地価額に一定の率を掛けたものを占用料として徴収いたしております。そういう意味で年々額が変わり得るわけですが、定額で決めておりますのは、たとえば電柱にいたしましても全国にわたる占用件数は非常なものになつてまいりますし、個々の電柱についてそれが道路資産の価格を評価しながら実際の占有面積を計算して占用料をはじくということはかえつて事務の繁雑になりますし、執行上も適切でないという考え方から、標準的な電柱の占用の形態をとりまして、それに対する使用料相当額を占用料として定額で決めておるものでございます。

○神谷信之助君 固定資産税は三年ごとに見直し

をしていますからね、三年ごとというのは別にしても、それも占用料の改定の一つの目安にはなる。それからもう一つは、電気代の値上げ、いま問題になつてきているわけですから、こういつた点を考慮すれば、近々にもこの千百円というのを改定をする意思はあるのかないのか。あるいは検討されているかどうか、この点いかがですか。

○説明員(山本重三君) 先ほど申しましたように、政令を定めましたのは四十二年でございまして、その後十年たちました五十二年に大幅改定しましたところでございますが、その後、この占用料を改定するかどうかにつきましては、やはり占用料の算定の基礎となつております地価その他の動向というものを十分踏まえた上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。現在のところ直ちに改定をするということは決定しておりません。

○神谷信之助君 これはひとつ検討してもらいたいと思うのです。

同時に、先ほども話がありましたが、「均衡を失しないよう努めること」という道路局長通達は、これは自治体を拘束するものではないというふうにはつきり答弁されております。道路法の解説によりましても、また建設省に直接お聞きをしましても、占用料の額、方法については、これを改め、条例事項にしたのは、特に地方公共団体の場合議会の関与を通じて住民の意思を反映させるためであるという説もありました。したがつて、これは自治省の方もこの点ちゃんととしてほしいと

思ふんですが、実は五十一年の三月の京都市議会で、附帯決議でこの占用料の引き上げをせいといふのが決議されたわけですよ。ところが、道路局長通達があつて、均衡を失しないでとあるものだから、千百円、これでやれというのになかなかやれぬというんですね、理事者の方は。下手にやるとまた建設省かららにまられかなわぬと、こうなるんです。この辺は、これはわざわざ道路法に基づいて、占用料について自治体の条例事項にして住民の意思を反映をさせるという、そういう立法の趣旨からいっても、これは適正なににする

必要がある、それを自治体自身が議会で決める問題であるという点で、自治省の方もひとつ検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 道路の占用料に関しては、ただいま建設省の方からお話をあつたようことで決められているわけであります。この通達はいわば公共団体に協力要請をしている通達であります。これに拘束されないことは必ずしも電柱について千百円が守られているわけございませんで、地方によりましては千百五十円でございましたり、また乙地に閑しましても五百五十円という政令の額に対して七百三十円取つておつたりいたしまして、これは各地それそれがばらばらに、やはり自主性を重んじて取つておるようありますから、その点については今後ともそういうなやり方でいいいただきたいと思つております。

○神谷信之助君 次に、もう時間が何ですかから簡単にやりますが、もう一つは、地方軌道というか、私鉄の問題です。これについてはいろいろまだ聞きたことがありますですねけれども、軌道法四条の命令で定めるということになつていて、額を。その命令はいまだに、もう何十年来できていない。その間の事情なんかも聞きたいと思いますが、もう時間がないのでその辺はもう別にして、だから道路上の、いわゆる地表の方の鉄道は、道路と交差をしたり軌道を道路に使うたり相互使用しているのが決議されたわけですよ。ところが、道路局長通達があつて、均衡を失しないでとあるものだから、千百円、これでやれというのになかなかやれぬというんですね、理事者の方は。下手にやるとまた地下鉄なんですがね。地下鉄は相互使用と問題は地下鉄なんですがね。地下鉄は相互使用とはいうのはないわけですからね。道路法のたてまえからいけば、許可した場合はこれについて占用料を徴収することができるというのは、このあなたの方の解説でも、逐条解説は明らかにしているところですね。で、この地下鉄について、それにつけても徴収はできないというようにお考えのようですが、この点いかがですか。

○説明員(山本重三君) 地下鉄につきましては、その地下鉄自体が都市内における道路交通の緩和に非常に大きく寄与しておる。そういう面から、非常に道路の機能と密接不可分な関係にござります。また、大衆交通機関としての公共機関的な性格が非常に強い。また、実際に地下鉄の工事費にかかる費用が非常に大きい。そこで、そういう面から、非常に巨額を要します。そういう面で、占用料の徴収によりましてかなり企業経営を圧迫するという問題も出てこようかと思います。そういうことで從来から、地下鉄が道路下に整備される状況からもあるいは地下鉄の果たす機能からも当然こういう配慮も必要ではなかろうか。そういう面で、私どもとしては、地下鉄について今後從来の方針を改めて占用料を徴収するという考え方を持ち合わせております。

○神谷信之助君 地下鉄が今日の道路事情の中で重要な道路の役割り、これを果たしているということは事実です。ですから、地下鉄の建設について、あるいは国道なり県道なりいわゆる道路並みの助成なり補助の制度をとつて、それはまたその理屈はわかりますよ。それはなしに、まあ私鉄の企業がやる場合もありますし、それから自治体が参加をした第三セクターでやつて、道路並みの助成なり補助の制度をとつて、それはあるし、いろいろ官公団形式でやつて、道路の運営もある。いずれにしてもそういうことは抜きにしてある状態が一つでしよう。

それからもう一つは、法律から言うと、国が取つてないから自治体も取りなさんという法律的根拠はないです、それは。そういうふうに思うのですがね。

それからもう一つは、事実それが大量輸送機関として公共の用に大きな役割りを果たしている、としたがつてそれの占用料を取るとすればそれは料金の値上げにならないかという問題もありますから、だからこれは自治体自身が決め、議会に譲つて、その地域地域の条件その他を含めてあるいは国の

制度、援助なりの歩況を含めて自主的に決めるべきものであつて、國が取らないから、だから自治体も取つたらいかぬという法的根拠はないんです。私はそう思うのですが、いかがですか。

○説明員(山本重三君) 地下鉄の占用料につきましては、先ほど御説明申しましたように、國が直接受理をいたしまして占用料を徴収するということは四十二年から実施しているわけですが、それ以前かなり古くから、旧法時代から、地下鉄の整備を促進するという面から占用料を免除して今日に至つてきているわけです。こういつた長年の地下鉄の性格を考えた行政運営というものについて、現在の時点に置きかえてみて、もう一度考えてみましても、やはり地下鉄の整備を促進する面で、占用料の徴収の面でもやはり何らかの配慮は当然考へてしかるべきだろ。そういう從来から地方公共団体が条例によつて占用料を取つております時点からの運用を踏まえて、私どもとしてもそいつた趣旨の行政指導をしておる次第でござります。

○神谷信之助君 これはね、大臣。またここで言つておられる、住民の方からはいろいろな使用料、手数料から先ほどから言つて保育料から高校授業料といふもの、とにかく大あつと取れるものは全部取つていく。ちょっと財政が窮屈になつたら、もう使用料、手数料全部値上げする、一斉に国も上げるし、自治体も上げる。それがこういう大企業については取る権限がありながら取つたらいかぬというんです。國の方の地下鉄なら地下鉄についての政策上の問題は別の問題ですよ。實際の財政としてそれを必要とするかしないか、それは自治体自身が決めたらしい。そのことについてばくはしつかりした態度、はつきりした態度をとれないといふところに、そういう大企業、大企業には非常に甘い姿勢で、片面国民には厳しい姿勢をとつてゐると言わざるを得ぬのです、これは。そういう例はたくさんあるのですよ。いま一つ言いましたけれども、いろいろあります。

だから、この点はひとつ自治省としても、たとえば東京の営団地下鉄とすると、何十億ぐらいの——そのまでなければですよ、占用料を取つてもおかしくない、そういう計算ができるようです。

まあ取るか取らぬかは別問題。議会が決めることだしね、自治体が決めることですから別問題ですけれども。だからそういう点も含めてひとつ研究

課題として検討してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(後藤正晴君) 道路の方は、これはまた國の指定区間ですか、それと均衡をとつてやれといふのは、これは「もつともだと思ひますよ。たゞ、法律的には強制力はありませんから、地方団体で多少のこぼこがあるようすけれども、それはその程度の常識的なやり方にとどまるべきであろうと、こう思ひます。

それから地下鉄とか軌道の問題ですが、これはやはり何といましても大量輸送機関で、道路とお互いに機能を助け合いながら大衆の輸送機関として活動しているわけですからね、それはその占用料を取れと言つて取ることも一向に差し支えないと考へませんが、よせん——それは大企業を優遇するためにやつておるのではない。これはやはり大量輸送機関として大衆の負担に結局は転嫁になるんだということを考へて主管省はさよう

一九七五年度來の構造的な財政危機の中で、政府の地方財政対策に最も求められるものは、計画性と合理性であります。なぜなら、地方財政は、十分な財政基盤を保障されないまま、これまで常に政府の景気対策の下請機関として操作され、個々の自治体においてはみずから財政について長期的かつ計画的運営が損なわれてきているからであります。この意味で、ここ数年恒例となつてゐる自治、大蔵両大臣の覚書による地方財政対策は、計画的かつ合理的な内容とはほど遠いばかりか、地方財政の秩序を乱し、緊縮予算の枠組みに強引に地方財政を従わせたものと言わなければなりません。

○神谷信之助君 だから、そう言いますが、主務省というのはそれぞれ関係業者と密接な関係を持っていますからね、あんたですよ。自治省が自治体財政をどうするかといふ点からいろいろ意見を言わなきやいけない。向こうの方は、あんた、業者の方の立場しかとらぬですよ。だから問題解消しないんだ。自治大臣がそんな姿勢では各自治体はたまつたものじやない。それこそいま自治体の市長さんも知事さんも、どこかに財源が落ちて

へんかと思つてウの目タカの目でがんばつてゐるんだよ。

きょうはこの問題、提起しましたから、研究をしてもらつて、またいろいろ次も新しい問題も出しますけれども、きょうはこれぐらいにしておきます。

○委員長(後藤正夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認めます。

それは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○佐藤三吾君 私は、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正案につきまして、日本社会党を代表し、反対の討論を行つるものであります。

一九七五年度來の構造的な財政危機の中、政府の地方財政対策に最も求められるものは、計画性と合理性であります。なぜなら、地方財政は、十分な財政基盤を保障されないまま、これまで常に政府の景気対策の下請機関として操作され、個々の自治体においてはみずから財政について長期的かつ計画的運営が損なわれてきているからであります。この意味で、ここ数年恒例となつてゐる自治、大蔵両大臣の覚書による地方財政対策は、計画的かつ合理的な内容とはほど遠いばかりか、地方財政の秩序を乱し、緊縮予算の枠組みに強引に地方財政を従わせたものと言わなければなりません。

以下、その理由を申し上げます。

第一は、八〇年度地方財政財源不足額の算定に当たつて、その根拠が不明なまま、八一年度地方交付税に算入されるべき交付税をもつて財源不足額を圧縮したことあります。八一年度に繰り越されるべき交付税を七九年度交付税会計に入れ、かつ八〇年度に繰り越すやり方には、財政対策の計画性は何ら見出し得ないのであります。

そこで、今回の補正による増額分のうち、昭和五十四年度においては、普通交付税の調整額の復活に要する額百九十五億円を交付することとし、残余の額六千九十七億円は昭和五十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができるところとする所要の規定を今回の法律案で設けることといたしております。

今回の法律改正による措置は、國の補正予算に對応するものであり、補正予算による地方交付税の増額分を昭和五十五年度分の地方交付税の総額

第三は、こうした措置によつて地方交付税は、ものとなり、事實上地方交付税に年度間調整の道を開いたことあります。現行交付税法の趣旨にもとることやややり方には、自治体のだれが賛成するあります。

七九、八〇、八一年の三年度においてすべて一連のものとなり、事實上地方交付税に年度間調整の道を開いたことあります。現行交付税法の趣旨にもとることやややり方には、自治体のだれが賛成するあります。

に加算することによって地方財政の健全化に資するものであり、現下の経済情勢、及び地方の財政状況等を考慮いたしますれば、きわめて適切な措置であると考えます。

以上をもちまして、本法律案に対する賛成意見の表明を終わります。

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対理由の第一は、今回の補正予算により自然増収が一兆九千億円余りに達し、これに伴い、地方交付税においても六千三百九十二億円も増額されておりますが、これは本年度の当初予算における政府の税収見積もりの過少によるものであつて、財源悪しの疑惑すら抱かせるものであります。

五十四年度の経済が、政府の見通しに近い数値で推移していることから見ても、一兆九千億円余りの税の増収を生じたことは、当初における税収の見込みを過少に見積もつたと言わざるを得ません。また、地方交付税や地方税についても、本年度地方財政計画で計上された額を約一兆円も上回る増収が見込まれ、あたかも地方財政が好転したかのような錯覚を地方自治体に与えるものであります。もとより正確な税収見積もりは、適確な財源配分や財政運営を行ふために不可欠な要件であり、今日のよくな財政危機の状況のもとにおいては、財政再建に対する国民の理解と協力を得るためにも、財政の正確な実態を知らせるることは国のです。反対の第二は、五十四年度分の交付税の追加分を翌年度に繰り越し交付することについてであります。

今回の補正予算で生ずる交付税増加額のうち、調整戻しに必要な額百九十五億円を控除した六千九十七億円を来年度に繰り越す措置をとっておりますが、本来地方団体の固有の財源として、その年度内に生じた交付税の増収額は、当然その年度内に交付されるべきものであるにもかかわらず

ず、国の意思で一方的に翌年度にこれを繰り越して使用するということは、地方財政の自主性を著しく損なうばかりでなく、法の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

今日の地方財政は、申すまでもなく、五十年度以降毎年度二兆円を超える財源不足を生じ、本年度においても四兆一千億円もの財源不足に対し、交付税会計の借入金と地方債の増発で対処しております。この際、交付税の一部を繰り越しするよりはむしろ五十四年度の地方財政需要の見直しを行うとともに、可能な限り借入金を少なくすることが地方財政の健全化につながる措置であつたと考えます。特に今回の繰り越し措置は、来年度の予算編成を少しでも楽にし、地方財源不足をできるだけ少くしたいという考えが優先したものとしか考えられず、地方交付税率の引き上げなど長期的な展望に立った地方財政の抜本対策がなされていないのはまことに遺憾であり、納得できないところであります。

以上、主な反対理由を述べ、私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、日本共産党を代表して、この政府案に反対の討論を行ひます。

そもそも、五十四年度補正予算によつて自然増収を見ることになりました國税三税の三二%分は、地方交付税として地方自治体の固有の財源となるものであります。これより採決に入ります。

○委員長(後藤正夫君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(後藤正夫君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の手を願います。

○委員長(後藤正夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ちは認めることができません。

第一は、年度性の問題であります。現在の国及び地方の財務制度が単年度主義をとつてゐる以上、補正による増加財源は、当然その当該年度において歳出予算化されるべきものであります。この立場から、増加することになりました地方交付税四千四百七十四億円は、五十四年度において自治体に配分すべきものであり、国が恣意的な年度間調整を行うべきものではありません。

第二に、自治省は、年度末における措置は技術的に困難であるとしておりますが、必要な財源を保障すべき自治省の責任を負ひ隠すものと言わねばなりません。すなわち、政府は五十四年度においても基準財政需要額を圧縮した結果、地方自治体の実際の財政需要とは著しく乖離したものとなつております。この乖離を是正するためにも、また地方財政法、交付税法の本旨からしても、本年度五十四年度分交付税として配分し、需要額を実態に近づけることが必要であり、またそれは十分可能であります。これをやれないとする態度は全く了解のできないところであります。

重ねて、年度内に財政危機に苦しむ地方自治体に配分することを強く要求して、反対討論を終ります。

○委員長(後藤正夫君) 討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(後藤正夫君) まず第一に、所持の許可の基準の整備について御説明いたします。

鉄砲または刀剣類、特に獵銃を使用した犯罪は依然として多発しており、これを防止するため所持の許可基準を一層厳格にする必要があります。

そこで、許可の際の審査をより的確にするため申請者が提出する鉄砲または刀剣類の所持の許可申請書及び添付書類の様式の整備を図ることとし、許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けている場合には、鉄砲または刀剣類の所持の許可をしてはならないこととしたのであります。

次に、鉄砲または刀剣類の所持の許可を取り消された者及び鉄砲または刀剣類を不法に所持し、あるいは鉄砲の保管義務または鉄砲もしくは刀剣類の譲り渡しの制限に違反するなどして罰金以上

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。後藤田国家公安委員会委員長。

○國務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、最近における獵銃を使用した犯罪及び獵銃または空氣銃に起因する事故の実情にかんがみ、獵銃の所持の許可の基準を整備し、鉄砲の保管に関する規制を強化するとともに、獵銃等の所持の許可の取り消し事由を整備し、あわせて射撃教習の用途に供する獵銃の備えつけ制度を新設すること等をその内容とするものであります。

まず第一に、所持の許可の基準の整備について御説明いたします。

鉄砲または刀剣類、特に獵銃を使用した犯罪は依然として多発しており、これを防止するため所持の許可基準を一層厳格にする必要があります。

そこで、許可の際の審査をより的確にするため申請者が提出する鉄砲または刀剣類の所持の許可申請書及び添付書類の様式の整備を図ることとし、許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けている場合には、鉄砲または刀剣類の所持の許可をしてはならないこととしたのであります。

次に、鉄砲または刀剣類の所持の許可を取り消された者及び鉄砲または刀剣類を不法に所持し、あるいは鉄砲の保管義務または鉄砲もしくは刀剣類の譲り渡しの制限に違反するなどして罰金以上

の刑に処せられた者に係る銃砲もしくは刀剣類の所持の許可の欠格期間を五年とすることとしたのであります。

また、銃砲、刀剣類または刃物を使用して、人の生命または身体を害する罪その他の死刑または無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に当たる凶悪な罪で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者には、銃砲の許可をしてはならないものとすることとしたのであります。

第二に、射撃教習用途の銃砲の備えつけ制度等について御説明いたします。

現在、新たに銃砲を所持しようとする者に対しでは、都道府県公安委員会が行う技能検定または教育射撃場において行う射撃教習を受けさせることとしており、そのため、各人に銃砲の所持の許可を与え、銃砲の自己保管もできることとしているのであります。しかし、これらの者は銃砲の取り扱いがふなれ初心者であることなどにかんがみ、技能検定を受ける者には都道府県公安委員会の指定する銃砲、射撃教習を受ける者には教育射撃場に備えつけられた銃砲を使用させることとし、各人に銃砲の所持の許可を与えないこととしたのであります。

これに伴い、教育射撃場には、射撃教習の用途に供するため必要な銃砲を備えなければならないこととともに、その保管等について、所要の規定の整備を行うものであります。

第三に、銃砲の保管に関する規制の強化について御説明いたします。

現行法におきましては、銃砲の所持の許可を受けた者がみずから銃砲を保管する場合には、堅固な保管設備に施錠して行わなければならぬことになつておりますが、保管が不適切なため銃砲の盗難が多発していることにかんがみ、銃砲の保管の設備及び方法の基準を新たに総理府令で定め、これによつて保管を行わなければならないこととしたのであります。

また、都道府県公安委員会は、保管する銃砲が

銃砲である場合において、盜難の防止その他危害

限りにおいて、警察職員に、銃砲の保管場所に立ち入り、検査させ、または関係者に質問させるこ

とができることとともに、銃砲の保管をする

者について、その保管の設備または方法が総理

府令で定める基準に適合していない場合など危害

予防上必要があると認めるときは、これらの者に

対し、保管の設備または方法の改善、その他危害

予防上必要な措置をとるべきことを命ずることが

あります。

第四に、所持許可の取り消し事由の整備等について御説明いたします。

銃砲及び空氣銃は、狩猟、有害鳥獣駆除または標的射撃の用途に供するためこれを所持しようとする場合に許可することになつてゐるのであります

が、都道府県公安委員会は、銃砲または空氣銃の所持許可を受けた者が、引き続き三年以上、銃

銃または空氣銃を許可に係る用途に供してい

と認めるときは、危害予防の観点から不必要的銃

を排除するためその許可を取り消すことができる

こととしたのであります。

そのため、都道府県公安委員会は、銃砲または

空氣銃の所持の許可を受けた者に対し、許可された銃砲または空氣銃を許可に係る用途に供してい

るかどうかについて必要な報告を求めることがで

きることとしたのであります。

その他の手数料の額の改定、罰則の整備等所要の改正をすることとしております。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

また、都道府県公安委員会は、保管する銃砲が

○委員長(後藤正夫君) これより請願の審査を行います。

第一五一号地方財政危機打開に関する請願外二件を議題といたします。

本日までに本委員会に付託されております請願

は、第一五一号外十二件でございます。

第一五一号地方財政危機打開に関する請願外十

二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、便宜理事会で協議いたしました結果、第一五一号地方財政危機打開に関する請願外二件につきましては議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するもの

と決定することとし、第一八三号過疎地域振興対策に関する請願外九件につきましては、その取り扱いについて後日検討することに意見が一致いたしました。

つきましては、理事会の申し合わせのとおり決

定することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

〔参考照〕 委員派遣報告

地方行政の改革に関する調査に資するため、委員長後藤正夫、理事衛藤征士郎、同金丸三郎、同神谷信之助、委員江田五月の五名は、去る一月十六日から十八日までの三日間、山形県及び秋田県における地方行政の実情等について調査を行なつた。

調査は県当局から県及び県下市町村の行財政の実情について説明を聴取したほか、過疎・豪雪地

域として山形県においては新庄市及び舟形町を、また、秋田県においては上小阿仁村を訪問し、実情を調査した。

主な調査項目は、両県の長期総合計画と現下の経済及び雇用の状況等、県・市町村の財政の概況、給与並びに超過負担の実態、広域市町村圏の実施状況、過疎・豪雪の現状と対策、秋田湾地区新産都市の現状と課題等である。

以下今回の調査結果の概要について報告する。

一 山形県及び県下市町村行財政の概況

(一) 県下経済の動向

本県は、これまで食糧生産県の一つとして農林業を中心し経済基盤をつくりあげてきたが、戦後一貫して企業誘致に努め、工業化を図ってきた結果、今日では機械製造工業をはじめ、既存産業の発達も順調で、昭和三十八年度には第二次産業の占める所得が、第一次産業を上回るという本県経済にとって画期的な出来ことが起り、以来この傾向が続いている。昭和五十一年度の県内総生産は名目で一兆五、五三三億円と前年度に比べ一〇・七% (実質一・六%) 増の経済成長率となり、一人当たり県民所得は一〇七万四、〇〇〇円とはじめて一〇〇万円台にのつたが、全国対比で八二・二%となつてゐる。現在、県政は、昭和五十二年度を初年度とする第六次総合開発十カ年計画(昭和六十年度目標)に沿つて、工業生産額を目指年次には二兆四、一〇〇億円と昭和四十八年度の三・五倍に拡大するものとしているが、これにより低所得、低生産、出稼ぎ、過疎化などの過去から引きついだ本県の基本課題を解決しながら、地域環境と調和した最適密度の高福祉社会の建設を目指している。

最近の経済概況については、昭和五十年基準の鉱工業生産指數によつてみると、昭和五十三年の年間平均指數が一・一六・九と全国平均の一・二二・九と比べ六ポイント下回り、年間を通じて低調であつたが、昭和五十四年二月以降一三〇・三と増加に転じ景気回復かと観測されたが、七月には再び一二一・三(全国平均一二四・一)に落ち込む

など低迷を極めている。十月に入つて一三〇・九月以降先細りの傾向にあつた伸び率を再び二桁台に乗せている。これは業種別では、前年比一般機械が二〇・八%、電気機械一五・六%、食糧品八・七%と本県の製造業の中でもウエイトの大きい業種が好調に伸びた結果であるが、反面、織維や窯業・土石製品（△〇・三%）は低調である。特に十月の県内新設住宅戸数は前月比三三・三%減で、前年同月比でも二二五戸（△二五・五%）も少なく、全国水準（△四・八%）と比べても大きく落ち込んでおり、公共投資の伸び悩みなど不安材料を反映している。

また、企業倒産状況（負債額一、〇〇〇万円以上）は件数、負債総額ともに大幅に増加しているが、五十四年十一月には過去一年間で最高の十九件、負債総額一六億五、四〇〇万円に達し、企業環境は厳しくなっている。雇用情勢は五十四年十月現在、新規求人倍率が前月を〇・一一ポイント下回る〇・九七倍となり、全国平均の一・一九倍を下回っている。また、有効求人倍率は〇・七二倍と前月の〇・七一倍を〇・〇一ポイント上回ったものの、全国平均〇・七五倍を下回っており、本県をめぐる経済環境には楽観を許さないものがあり、県当局は今後の景気の動向には最大の関心を寄せていた。

(二) 県財政の概況

昭和五十三年度の県財政についてみると、普通会計の決算規模は歳入三、二五七億九、六〇〇万円（前年度二、七五二億三、五〇〇万円）、歳出三、二四六億一、七〇〇万円（同二、七三二億三、五〇〇万円）で、前年度に対する増加率では歳入が二八・四%（同一四・一%）、歳出一八・八%（同一四・六%）となって、前年度と比べると、それぞれ四・三ポイント上回っている。決算収支では、普通会計歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差引いた実質収支では

八億六、三〇〇万円となり、実質収支比率は〇・七%（前年度〇・八%）で前年度に比べ〇・一ポイント下回っている。

歳入の主な費目の増加率をみると、地方税や地方交付税等の一般財源は昭和五十二年度の一〇・七%の伸びに対し、五十三年度では一七・〇%と伸びているが、このうち地方税の伸び率は一三・七%（前年度一三・六%）と殆んどかわらないの

に対し、地方交付税のそれは一九・三%（同九・〇%）と大幅に上昇している。一方、国庫支出金や地方債等の特定財源の伸び率は一九・三%（同一六・五%）で、このうち国庫支出金は一七・一%

の四一・二%対五八・八%から、五十三年度では

四〇・七%対五九・三%と特定財源のウエートが

八%（同一六・六%）と大幅に伸びている。その

結果、一般財源と特定財源の構成比は五十二年度

三四・五%、五十三年度二九・三%と年を追つて

低下しており、良質資金の拡充が望まれている。

次に五十五年度の財政運営については、県当局

は財政環境が特に厳しいとの認識のもとに事務事

業の徹底した見直しと、経費抑制の徹底化と効率

化に努めるとともに財源の重点的分配を行うもの

としているが、具体的には、歳入面で、①課税客

体的確な補足と徵收率の向上、②国庫補助金の

重點的選択と超過負担の解消、③使用料、手数料

の適正化等受益者負担の全面的な見直しを行う。

また、歳出面では、①事務事業の簡素合理化の徹

底、②物件費の一〇%節減と補助費等の全面的な

見直しを行なうほか県単運営費補助金の始期、終期

の明確化、③単独事業の廃止などを柱に予算編成

にのぞむものとしている。また、事務合理化の一

環として、現在、県は許認可事務権限の一部を市

町村に移譲する方針で検討を進めていくこと

である。しかしながら、本県は元来、自主財源と

しての県税収入額が極めて少額であることは

か、県税の中で重要な位置を占めている法人関係

税の税収が景気に大きく左右されるところから、

立ち遅れた公共施設の整備等県民福祉の向上に必

要な財源を安定的に確保するためにも事業税の外

形課税等地方税源の充実強化について強い要望が

あつた。

(三) 市町村財源の概況

県下四市町村の昭和五十三年度普通会計決算は、歳入総額一、八六三億一、六〇〇万円（前年

度比一八・二%増）、歳出総額一、八三三億九、七

〇〇万円（同一六・七%増）で、実質収支、単年

度収支とも、それぞれ二八億二、一〇〇万円、二

三億六、八〇〇万円の黒字となつてある。実質収

支の赤字団体は前年度の四団体から米沢市の二団

体に減少、単年度収支の赤字団体は前年度の二三

団体から九団体に激減するなど、財政事情は前年

度に比べてやや好転している。

歳入面での特徴をみると、市町村税は全団体と

してみれば、歳入総額の二五%前後を占めている

が、個々みると、一〇%にも満たないものが一

〇団体程度あり、全国平均三一%を大きく下回っ

ていている。地方交付税は税収を補つて歳入構成比は

三〇%前後と高い。また、地方債は財源不足と公

共事業の拡大に伴い毎年度二〇%前後の高い伸び

率をみており、歳入構成比は一三%前後で推移

し、現債高も県と同様三〇%近い伸びを示してい

る。地方債の歳入構成比が五十年度以前は八%程

度であったことを考へると、償還費の一部につい

て交付税で措置されるとはいへ、将来の財政運営

上の大きな問題であるといえる。公債費比率は市

町村全体では八%程度であるが、個々には一〇%

を超える団体もある。このようなことから、県当

局は、将来の財政運営を考慮し、過去の高利債の

償還等地方税源の設置を指導しているが、現

在までのところ緑上償還の例が多く、減債基金を

設置したのは二団体だけのことである。

歳出面での特徴をみると、人件費については事

務事業の見直しや、人員の適正配置により、歳出

構成比は五十年度の三〇%を下回る結果となつ

ていてが、これは市町村のラスバイレス指数が全

体として一〇〇前後となつて、おおむね妥当な給

与水準にあると説明されている。投資的経費は社

会の簡素化をはじめ適正配置による職員増の抑制、

補助金の見直し、物件費の抑制に留意するよう指

導しているが、団体によつては、適当な委託先が

ないというような問題をかかえているとのことで

四 給与の実態

県人事委員会が実施した職員給与実態調査によると、職員の昭和五十四年四月における平均給与月額は二二五、一七〇円となっており、その平均年令は四〇・七才、平均経験年数は一九・六年となつていて。これを行政職の職員に限つてみると、平均給与月額は一八六、九三八円となり、その平均年令は三九才、平均経験年数は一九・二年となつていて。この行政職員の給与水準を国家公務員と比較すると、ラスバイレス指数は一〇二・四であり、昭和五十年に比べて一・五ポイント低下している。他の地方団体の職員との比較では、四十七都道府県中四十五位（五十年四十六位、五十一年四十七位、五十二年四十六位、五十三年四十五位）である。

このような給与実態は、本県の給与制度が基本的に国家公務員の給与制度及びその運用に準じて行なわれているからと思われる。職員の給与改善措置の状況については、これまで県人事委員会の勧告を尊重して行われているとのことであるが、この結果、通勤手当を除く給料（本給）及び諸手当について、国家公務員の改善措置に準ずる形で改善されている。

(五) 超過負担の状況

超過負担の実態を昭和五十三年度の決算額（県分）からみると、超過負担額は三〇億二、六〇〇万円で、その内訳は、単価差によるもの一八億三、五〇〇万円、数量差によるもの六億二、五〇〇万円、対象差によるもの五億六、六〇〇万円となっている。超過負担額の最も大きいものは、警察費八億五、二〇〇万円（施設整備費関係四億二、〇〇〇万円）、行政費関係四億三、〇〇〇万円）、ついで農林水産業改良普及費七億七、四〇〇万円（事業費関係四億四、八〇〇万円）、職員費関係三億一、六〇〇万円）、社会福祉施設整備費三億一、〇〇〇万円、保健所職員費三億九〇〇万円、職員訓練校施設整備費三億円の順となつていて。国庫補助事業に伴う超過負担の問題については、地方財政を圧迫し、また国と地方の財政秩序を乱す要因とし

て從来からとりあげられており、國においても年々改善措置が講じられてきているが、未だに根本的な解決に至っていない。山形県の実態をみて、超過負担の額は、昭和五十一年度十七億円、昭和五十二年度二十一億円と年々増加している。単価差はもとより、数量差、対象差に対する国の抜本的改善措置が望まれている。

(六) 広域市町村圏の実施状況

本県における広域市町村圏は六圏域が設定されており、平均規模は構成市町村数は七、人口二〇万人、面積一、五五四㎢となつていて。広域行政機関の方式としては、四圏域が一部事務組合方式をとり、二圏域が協議会方式で運営されている。

これらの圏域の昭和四十五年度から昭和五十三年度までの実績額累計は七五一億九、七〇〇万円で、事業計画に対する実施率は九九・四%となってい

る。事業費別実績総額の主な構成比は道路整備が圧倒的に高く六一・六%（四七〇億七、六〇〇万円）、ついで環境衛生施設一五・九%（一九億六、八〇〇万円）、教育文化・体育施設八・七%（六五億一、五〇〇万円）、その他一二・八%となっていおり、ここに県民の一五・三%、一八六万、七三〇人（昭和五十年国調）が住んでいる。

本県の過疎対策の実績は、昭和四十五年から五

十四年度の一〇年間に町村計画六七二億円、県計画六五五億円で総額一、三三六億円が見込まれていて。このうち前期計画（昭四五～四九年度）は総額三五六億円、うち町村計画一八五億円、県計画一七一億円でそれぞれ一〇〇%の進捗率となつていて。後期計画（昭五〇～五四年度）は町村計画、県計画とともに前期計画の一・五～二・八倍の事業規模で総額八八七億円、うち町村計画四六〇億円、県計画四二六億円で、昭和五十三年度までの実績は町村計画七五%、県計画八四%の進捗率となつていて。

これまでの過疎対策の特色としては、道路整備を最重点にとりあげているほか総合的なコミュニティ施設の整備や集落再編成、ユニークな施策（県単独事業）としての部落公民館の整備、無医地区

取り組み、相互に協力し、共同する姿勢が生れ定着してきたことなどが評価される反面、国の財政措置のある事業のみが先行し、地域の実情からすると、より重要な広域的地域課題への対応が充分でなかつたことなどが指摘されている。今年度から行われている新広域市町村圏計画の策定は、これまでの成果と反省をふまえ、三全総の定住構想が昭和三十五年から五十年までの十五年間で二五・五%減となつていてが、昭和四十五年以降五年間の減率は六・九%減と一桁台に低下した。反面、出生率の低下・幼年人口の激減、老齢人口の激増をもたらしたこと、②第二次及び第三次産業人口が昭和三十五年から十五年間にそれぞれ五八%、一九%と増加したが、産業振興の基盤が依然として弱体であり、出稼率が高いこと、③道路をはじめコミュニティ諸施設の整備が進んだものの質的には職員狭少、勾配の急など問題をかかえているほか、幹線となる県道が他地域よりも整備が立ちおくれていること、集落センターの不整備、無医地区の解消難、集落再編成は計画的に進んだが、依然として三十六の集落を数えること、⑤過疎債（一町村平均約七億円）など財政上の特徴等が地域振興に大きな役割を果したが、しかし、財政力指数は、昭和四十年〇・三一（県平均〇・四三）、昭和四十五年〇・二六（同〇・三七）、昭和五十二年〇・二一（同〇・四四）と悪化し、公債費比率は三・九（昭和四十年）から六・八（昭和五十二年）にのぼつていてこと等があげられている。

以上のよう現行の過疎法による効果を評価するものの、なお残された課題に対処するためにも、県当局としては、本年三月三十一日をもつて失効する同法の延長あるいは新過疎法の制定を望んでいるが、特に次期過疎対策への提案として次の施策を要望している。

① 豊かな地域の形成をかるため、過疎

地域農林漁業特別振興事業の創設、集落振興計画推進補助制度の創設及び当該事業の過疎

債対象の繰入れ、活用メニューの拡充と賃借料に対する融資制度の創設。

② 住みよい地域の形成をかるため、幹線道路の整備促進、生活道特に集落道の整備、集落総合センター整備事業の創設。

③ 活力ある地域の形成をかるため、集落振興コンサルタント制度の創設、都市と過疎地域の協同交流事業制度の創設等である。

今回の調査で特に県当局から問題とされた点は、過疎地域の人口減少傾向、殊に老年人口の動向について西日本と東北・北海道とで著しい差異がみられるが、これは、①総人口の十五年間（昭

四及び地方の財政状況等からして広域行政による地方行政の効率化や地方団体相互の協力の必要性は今後一層増大することが予想され、地方の自主性、主導のもとに行われる広域事業の推進にあたっては、今後さらに国による具体的な財政援助措置が望まれている。

(七) 過疎対策の概況

(1) 過疎地域振興計画の実施状況

本県の過疎市町村数は十七团体（県下市町村対比三九%）が指定されているが、大半が出羽丘陵沿いの山村地域であり豪雪と辺地性の二重の悩みをかかえている。即ち、十六町村が振興山村地域（山村振興法該当地区）であり、一三三の辺地をかかり、また、十四町村が特別豪雪地帯となつておらず、ここに県民の一五・三%、一八六万、七三〇人（昭和五十年国調）が住んでいる。

本県の過疎対策の実績は、昭和四十五年から五

十四年度の一〇年間に町村計画六七二億円、県計画六五五億円で総額一、三三六億円が見込まれていて。このうち前期計画（昭四五～四九年度）は総額三五六億円、うち町村計画一八五億円、県計画一七一億円でそれぞれ一〇〇%の進捗率となつていて。後期計画（昭五〇～五四年度）は町村計画、県計画とともに前期計画の一・五～二・八倍の事業規模で総額八八七億円、うち町村計画四六〇億円、県計画四二六億円で、昭和五十三年度までの実績は町村計画七五%、県計画八四%の進捗率となつていて。

これまでの過疎対策の特色としては、道路整備を最重点にとりあげているほか総合的なコミュニティ施設の整備や集落再編成、ユニークな施策（県単独事業）としての部落公民館の整備、無医地区

取り組み、相互に協力し、共同する姿勢が生れ定着してきたことなどが評価される反面、国の財政措置のある事業のみが先行し、地域の実情からすると、より重要な広域的地域課題への対応が充分でなかつたことなどが指摘されている。今年度から行われている新広域市町村圏計画の策定は、これまでの成果と反省をふまえ、三全総の定住構想が昭和三十五年から五十年までの十五年間で二五・五%減となつていてが、昭和四十五年以降五年間の減率は六・九%減と一桁台に低下した。反面、出生率の低下・幼年人口の激減、老齢人口の激増をもたらしたこと、②第二次及び第三次産業人口が昭和三十五年から十五年間にそれぞれ五八%、一九%と増加したが、産業振興の基盤が依然として弱体であり、出稼率が高いこと、③道路をはじめコミュニティ諸施設の整備が進んだものの質的には職員狭少、勾配の急など問題をかかえているほか、幹線となる県道が他地域よりも整備が立ちおくれていること、集落センターの不整備、無医地区の解消難、集落再編成は計画的に進んだが、依然として三十六の集落を数えること、⑤過疎債（一町村平均約七億円）など財政上の特徴等が地域振興に大きな役割を果したが、しかし、財政力指数は、昭和四十年〇・三一（県平均〇・四三）、昭和四十五年〇・二六（同〇・三七）、昭和五十二年〇・二一（同〇・四四）と悪化し、公債費比率は三・九（昭和四十年）から六・八（昭和五十二年）にのぼつていてこと等があげられている。

以上のよう現行の過疎法による効果を評価するものの、なお残された課題に対処するためにも、県当局としては、本年三月三十一日をもつて失効する同法の延長あるいは新過疎法の制定を望んでいるが、特に次期過疎対策への提案として次の施

和三十五年（昭和五十年）の減少率が、九州三一・七%、中国三〇・五%に対し、東北は二五・八%で大差はないが、年齢階層別の動向をみると、老年層（六十五歳以上）の動きは十五年間に各ブロックとも増加しており、特に東北の伸びが著しいこと（東北一・四三倍、中国一・二倍、九州一・三倍）、②幼年階層（〇～十四歳）と若年階層（十五～二十四歳）についての減少傾向は東北、中国、九州とも大差はないが、中堅層（二十五～六十四歳）の減少率が東北は九・六%と最も低く、中国、九州の減少率の半分にすぎず、そしてこの中堅層が東北では総人口の五三%（九州五一%、中国五四%）を占めていることから、結じていえば東北の過疎地域では家庭生活、地域生活の柱となる中堅層の流出（離村・転出）がわだつて少なく、その総人口に占める割合が高いため、老齢者の増大（未だ西日本と比べると低位）にも拘らず、老齢化率や徒属人口指数としては西日本より著しく低位になっているとのことである。

東北の過疎地域における中堅層の流出（離村、転出）がわだつて低い要因としては、①米作を主軸とした農林業経営の基盤が西日本より安定していること、②農家経営の安定のため東北の過疎地域では、米づくりを重視してきた反面、現金収入の多くを半年間の「出稼ぎ」に依存していることがあげられる。冬期間の町村は男性のいない極端な過疎状態になるが、国勢調査人口などの表面上に表われる人口では把握できない。従つて、県当局としては今後過疎法の延長あるいは新過疎法の検討に際して、老齢化指数等を過疎地域の新たな要件として反対であり、少なくとも現在の過疎地域をすべて包含した形で法延長をはかることが必要であるとの見解のようであつた。

なお、今回視察した最上郡舟形町は、主産業であった亜炭産業の衰微をはじめ都市就労者の増に伴い昭和二十九年町村合併時の一二、〇一四人をピークに二十年後の昭和五十年までに実に三三・二%の人口が減少した典型的な過疎町で昭和

四十五年に過疎の指定を受けている。

本町は、昭和四十五年に前期、昭和五十年には後期過疎地域振興計画を樹立し、この間、交通通信体系の整備、教育文化施設、生活環境施設等の整備に過疎債六億二、五〇〇万円（昭和五十四年度未見込）をあてて事業を行つて来たが、貧困財政の本町にあって現在までの過疎法の効果には多大の評価を寄せており継続延長への期待は大きい。現在、本町は基幹産業の農業に重点をおくとともに、併せて積極的な工場誘致による就労場所の確保等により人口は横ばい（昭和五十四年八、〇七三人）の傾向を示してはいるものの、都市との生活環境や施設整備の差は依然として大きく、今後の地域環境整備や中核都市である新庄市福田工業団地の早期着工とあわせて町内への企業誘致があつた。

（iv）豪雪対策の概要

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の豪雪地帯に指定され、また、同法同条第二項の特別豪雪地帯として、四十四市町村のうち二十八市町村（六三・六%）が指定されている。また地方交付税法に基づく積雪差の地域区分による、五級地以上の市町村は二十三で五二・三%になつていて、地域別みると、とくに月山三〇%になつていて、地域別みると、とくに月山周辺、飯豊峰山麓の市町村で積雪が多く、庄内海浜部及び山形市周辺が比較的少ない状態である。特別豪雪地帯の指定状況及び積雪差級地区分の五八級地の分布状況について、東北各県等と比較してみると、北海道及び東北各県等の市町村の中で特別豪雪地帯として指定されている市町村の割合は、山形県が圧倒的に高く六三・六%で新潟県の四九・一%、北海道の四三・九%、富山県の三七・一%をしのいでおり、また、積雪差級地区分の五八級地に指定された市町村の各県市町村数に占める割合をみても、山形県が五一・三%、北海道四二・五%、新潟県四一・一%、富山県三一・四%で、山形県はまさしく全国唯一の豪雪地帯で

あり、住民生活や産業活動の上で大きな負担となつてゐる。

豪雪地帯においては、冬期間の交通の確保は重要な課題であり、本県の場合をみても、現在、主要幹線に十三の国道があるが、戦前からの国道であつた十三号（福島・秋田間）と七号（新潟・青森間）の幹線でさえ冬季交通を確保したのが昭和四十年代の後半に入つてからのことであり、十三の国道の中でも冬季交通が不能となるのは、一部区間の不能を含めて六国道に及んでいるとのことである。県管理国道及び県道の道路除雪の状況は昭和三十八年当時の除雪延長一、〇五六km（除雪率四〇・九%）から今日では二、四五一km（同八七・三%）に、また、除雪費の県負担分も五、八〇〇万円（昭和三十八年）から八億二、八〇〇万円に達している。市町村道の除雪の状況は、総延長八、七五六・七kmのうち除雪区間は四、二九・三kmとほぼ五〇%に達し、冬季交通不能集落も昭和四十年当時と比較して二六二集落から六十六集落（昭和五十一年）に減少したが、年間除雪費は一二億一〇〇万円（うち国費二億一、二〇〇万円）と昭和四十五年当時の約五倍増となつて市町村財政の圧迫要因となつてゐる。

本県の豪雪対策としては、地域振興行政の一環として把え市町村における克雪対策の体系的な推進を目的とするもので、県単独事業として、①市町村の地域別の積雪に応じてきめ細かな対応をはかるための積雪マップの作成、②地域住民と市町村が一体となつた克雪まちづくり計画、③河川水等を活用した消雪、流雪等の雪処理システムを確立し雪集落づくり計画等の事業の推進をはかるほか、国庫補助事業として、①基礎集落開拓の防雪体制の強化施設整備事業、②冬期間孤立する集落の機能維持を図るための施設整備事業、③積雪寒冷都市の人口定住の基礎条件を整備するためのモデル街区の除雪排雪施設の整備事業、④豪

雪地帯の定住条件の整備を推進するための豪雪地帯基礎調査などの事業を行つてはいるもの、社会資本の投資の不足、公共施設の遅れにより、近年においてもなお後進性は解消されていない。今後、雪寒地帯における施策のより効果的な推進をはかるためにも、国、県、市町村が一体となつて地域の実情に即した総合的な振興対策を講ずることが必要と思われるが、すでに全国雪寒地帶対策協議会の報告でも指摘しているように、特別豪雪地帯指定基準の改正、地方公共団体による振興計画策定制度の新設、税・財政上の特別措置を強化するための豪雪対策事業償制度の新設、国税の負担割合の特例の強化、豪雪地帯対策特別事業の制度化、諸税の軽減措置（所得税の雪寒控除、その他税制上の特例措置）等についても改めて検討してみることも必要なのではないかと思われる。

なお、今回視察した新庄、最上地域は全国でも屈指の豪雪地帯であり、また夏季には常習的に集中豪雨を受ける等、極めて過酷な気象条件のもとにある地域である。現在本地域町村の全域が特別豪雪地帯に指定されており、基幹市町村道の県代行工事や小中学校の特別補助による整備事業を行つてはいるが、これら特別措置の適用は極めて狭い範囲のものであり市町村の最も望む一般公共施設整備事業に及ばないのが難点であるといふ。いずれも自己財源が一〇%にも満たない脆弱な町村で二六五kmの広い面積に四十余の集落が散在しているため、除雪作業も朝の三時半より三、四時間で一回目を終了するが、最少限三回位の除雪が必要とのことで、一人日当一萬円の除雪費は年間多額の経費を要し、町村財政にとっても、また地域住民の日常生活においても多大の負担となつてゐることである。雪とのたたかいを宿命とし、厳しい環境のところで忍耐の生活を強いられてゐる、こういう地域にこそ国の政策の恩恵を最重点に与えてほしいとして別掲のような要望があつた。

（v）県下経済の動向

本県では、昭和四十六年二月に長期ビジョンと

して昭和六十年を目標とした県勢発展の長期展望とこれに基づく第三次総合開発計画（昭和四十六年度／五十年度）を策定し、『農工一体の豊かな郷土の建設』を基本計画として、県政の各般にわたる施策の展開に努めてきた。その結果、本県の経済規模は昭和五十二年には一兆四、〇六三億円と昭和四十年の五・二倍に拡大したが、これを産業別にみると、昭和四十三年には第二次産業の構成比が第一次産業を上回ったほか、第三次産業の構成が逐年高まりつつあり、県民一人当たりの分配所得も約一一万六〇〇〇円と前年より一〇・四%伸び全国対比で八三・三%となっている。

しかしながら、若年層の県外流出、農村部からの出稼ぎ、過疎化の進行など本県固有の課題は依然として残されており、こうした事態をふまえ、県は県民意識の変化と安定成長という経済基調を背景とした第四次総合開発計画（昭和五十一年度／六十年度）を策定したが、同計画では「真の豊かさ」を「環境」「くらし」「心」の三つの豊かさに類型化し、この三つの豊かさの調和を図りながら、各種の施策を開発することとしている。同計画では昭和五十五年度までの前期五カ年の投資額七、五〇〇億円の目標を立て、それに基づいて県政運営が行われているが、石油ショック後の長期不況等情勢の変化に対応し、現在、同計画の全般的な見直しが行われており、昭和五十六年度から新規長期計画を進めることとしている。

最近の経済概況については、各業種とも年度始めから一応の水準を維持してきたが、夏以降は原油需給問題に起因する物価上昇や先行き不透明感から次第に警戒気味となっている。これを県内鉱業生産指数でみると、昭和五十年を一〇〇とした指数は昭和五十四年十月現在で一三一・七と全国一三五・五や東北全県一四三・八の伸びと比較した場合、全体的に下回っている。これは本県工業中ウエイトが大きい木材木製品や酒造業が、前者については原木価格高騰の反動もあって今後の見通しにかけりが見られること、後者については横ばい、ないしマイナス傾向であることのほか、建

設業においても公共投資の伸びの鈍化、資材の値上がり等により小規模企業を中心に苦しさを増したことなどから、全体の指数を押しつけていた。経済規模は昭和五十二年には一兆四、〇六三億円と昭和四十年の五・二倍に拡大したが、これを産業別にみると、昭和四十三年には第二次産業の構成比が第一次産業を上回ったほか、第三次産業の構成が逐年高まりつつあり、県民一人当たりの分配所得も約一一万六〇〇〇円と前年より一〇・四%伸び全国対比で八三・三%となっている。

しかしながら、若年層の県外流出、農村部からの出稼ぎ、過疎化の進行など本県固有の課題は依然として残されており、こうした事態をふまえ、県は県民意識の変化と安定成長という経済基調を背景とした第四次総合開発計画（昭和五十一年度／六十年度）を策定したが、同計画では「真の豊かさ」を「環境」「くらし」「心」の三つの豊かさに類型化し、この三つの豊かさの調和を図りながら、各種の施策を開発することとしている。同計画では昭和五十五年度までの前期五カ年の投資額七、五〇〇億円の目標を立て、それに基づいて県政運営が行われているが、石油ショック後の長期不況等情勢の変化に対応し、現在、同計画の全般的な見直しが行われており、昭和五十六年度から新規長期計画を進めることとしている。

最近の経済概況については、各業種とも年度始めから一応の水準を維持してきたが、夏以降は原油需給問題に起因する物価上昇や先行き不透明感から次第に警戒気味となっている。これを県内鉱業生産指数でみると、昭和五十年を一〇〇とした指数は昭和五十四年十月現在で一三一・七と全国一三五・五や東北全県一四三・八の伸びと比較した場合、全体的に下回っている。これは本県工業中ウエイトが大きい木材木製品や酒造業が、前者については原木価格高騰の反動もあって今後の見通しにかけりが見られること、後者については横ばい、ないしマイナス傾向であることのほか、建

昭和五十四年十月調査の四十五歳以上の有効求人倍率は〇・一六倍に過ぎず、さらに五十五歳以上に限定してみると、〇・〇八倍と極端に低い求人倍率となり再就職の困難性を示している。

(二) 県財政の概況

昭和五十三年度の県財政についてみると、普通会計の決算規模は、歳入三、四三一億二、四〇〇万円（前年度二、〇六五億二、五〇〇万円）、歳出三、四一四億二、一〇〇万円（同三、〇五〇億二、〇〇〇万円）で、前年度に対する増加率では、歳入歳出とも一一・九%（同一七・八%）となって、前年度と比べるといずれも五・九ポイント下回っている。決算収支では、普通会計歳入歳出差引額は〇・六%（前年度〇・五%）と前年度に比べ一ポイント上回っている。

歳入の主な費目の増加率をみると、地方税や地方交付税等の一般財源は昭和五十二年度の一〇・一%の伸びに対し、五十三年度では一三・六%と若干伸びているが、このうち地方税の伸びは地方財政計画の一〇・四%を僅かに上回る一〇・六%（前年度一五・八%）を示したものとの前年度を大きく下回り、また地方交付税のそれは一六・八%（同一〇・三%）と大幅な伸びを示したが、全国道府県平均二四・二%を下回っている。一方、国庫支出金や地方債等の特定財源の伸び率は一〇・二%（同二一・八%）と前年度に比べ大幅に減少している。これは国庫支出金で災害分が減少した

ことに伴い伸び率も一〇・〇%（同一六・〇%）にとどまつたこと、地方債が前年度以前の減収補てん債や地方財政対策債などの増發で急激に伸びたのに比べ、逆に△二・五%（同四〇・四%）に落ち込んだことによるが、それでもこれらの歳入構成比は前年度比国庫支出金で〇・六ポイント、地方債で一・八ポイント低下したのみで、結果として、一般財源と特定財源の構成比は三九・九%対六〇・一%と前年度（三九・〇%対六一・〇%）に比べ若干一般財源の比率が高まつた。

歳出内容を性質別にみると、義務的経費の構成比は昭和五十三年度三九・〇%（前年度四二・九%）と前年度に比べ三・九ポイント減少している。その内訳は、人件費三一・七%（同三五・四%）、公債費四・三%（同四・〇%）となつており、人件費で三・七ポイント減少したのに對し、公債費で〇・三ポイント増加している。また増加率では、人件費、公債費とともに、それぞれ〇・二%（前年度一五・九%）、一九・〇%（同二四・四%）と前年度を下回っているが、人件費については、退職手当が前年度比ほぼ五〇%減となつたためで、これを除くと五・四%の増となっており、また、公債費の伸びは山形県同様歳出総額の伸びを大幅に上回っている。県では今後の償還に対処するため五十三年度で一〇一億円の減債基金を積立てている。一方、投資的経費の構成比は三九・九%（前年度三九・四%）と前年度並みであるが、増加率では普通建設事業が一八・二%（同三〇・四%）の伸びに対し、単独事業のそれは一二・八%（同三九・八%）と大幅に前年度を下回っている。

以上のように、歳入面で自主税源に乏しく、地方交付税など依存性の強い歳入構造になつていている点では山形県と共通した面を有しているが、本県の場合、一般財源ベースでの若干の伸びや経常収支比率が七七・三%と前年度比六ポイントも好転するなど財政構造は改善されている。しかし、財源対策債や政府の景気浮揚策に沿つた地方債の増発など地方債への依存度は高く、前年度に比べ若干低下したものとの歳入構成比で一二・二%を占め、

(三) 市町村財政の概況

県下六十九市町村の昭和五十三年度普通会計決算によると、歳入総額は二、二三九億八、四〇〇万円（前年度比一九・六%増）、歳出総額は二、一六五億六、三〇〇万円（同一九・六%増）で、五十四年度への繰り越し財源三億五、三〇〇万円を支拂つた。歳入歳出差引額は一〇・六%（同一・四%増）の黒字で、また単年度収支も一二億五、三〇〇万円（同九六・〇%増）の黒字で、五十一、五十二両年度に統計三年連続で全市町村の実質収支

支が黒字となつた。

歳入面での特徴をみると、政府の景気浮揚対策に伴う公共事業の増加で、歳入面では前年度に比べ地方交付税一九・一%、国庫支出金二六・二%、地方債二九・五%、県支出金一六・一%と大幅に伸びたが、一般財源の構成比は四十九年度以降年々減少の傾向にあり、五十三年度決算で過去最低の五〇・四%（前年度五一・六%）に低下した。反面、地方債の構成比は過去最高の一五・八%（十四・六%）を占め、起債依存度はピークに達しつ

昭和五十三年度地方債現在高は前年度に比べて二億円（三・二%増）と大幅に増加し、二三三・三億五、一〇〇万円となつて将来の財政運営上の大きな負担となつてゐる。

本の整備と景気回復に資するため投資事業の拡大を図った結果、普通建設事業を中心とする投資的経費が二八・四%（前年度二二・二%）も伸び、歳出構成比を三九・四%（同三六・六%）に押し

上げているが、反面、義務的経費の構成比は人性費の伸びが九・八%（同一〇・九%）と前年度を下回った結果、過去最低の三六・三%（同三八・五%）に低下した。経常収支比率は、人件費の伸び（+2.5%）と共に、一段落つく中止され、差額賃貸料の伸び（+1.5%）が差し合

伸びを上回ったことにより、七七・五%（前年度
七九・四%）と一・九ポイント低下しており、五
十年度以降全国平均を下回っている。また、公
費比率は七・七%（同七・一%）と二、數年間
確実に上昇しているが、全国平均を下回っている

近年の財政危機にあたり、県当局は、市町村に対し、低成長期の財政環境を十分認識し、地方税、使用料・手数料等の歳入の確保努力、經常経費の節減、財政構造の健全化等に留意するとともに、地方債残高の着高及び各年度の地方債償還額等を

勘案のうえ、必要に応じ、基金の積立て等によ
り計画的な償還財源の確保または繰上償還を行
う。また、このための長期的視点からの財政の健全化に努め
るう指導しているとのことである。

昭和五十四年四月一日現在の県職員の総数は二〇、八六五人で行政職五、三九四人、高等学校教育職三、三七五人、小中学校教育職八、二六三人、警察職一、七〇六人、その他二、一二七人となっており、教育職員が五六%と大きな割合を占めている。平均年令は四十一・八歳、平均給料月額は二一〇、九二八円（行政職のみでは一八五、六〇七円平均年令三十九・一歳）で、年令別構成をみると、五十歳をピークとして、これに続く四十歳後半の構成率が異常に高く、四十六歳から五十一歳の六年間に二六%と実に四分の一の職員が集中している実態にある。ちなみに、これらの大部分が今後十年間で退職勧しよう年令に達することになり、これに要する退職手当の増大は財政上の大きな問題であり、今後その財源確保のため十分な研究を進める必要があるとしているが、この傾向は全国的なものであり、国においても対応策を検討されたい旨の要望があつた。

四、超過負担率で三七・一%などしているか
れを五十二年度分の一九億一、五〇〇万円（超過負担率三八%）、五十三年度分の二一億一、七〇〇万円（同三六・六%）と比較しても一向に改善されていない。超過負担額で最も大きいのが保健所職員費で五億三、三〇〇万円（超過負担率五六・三%）で、ついで警察行政費四億五、九〇〇万円（同一一八・六%）、農業改良普及費職員費四億二、一〇〇万円（同四三・六%）失業対策費二億二、五〇〇万円（同六九・七%）、警察施設整備費一億七、六〇〇万円（同五一・一%）の順になつている。超過負担率で最も高い数値を示しているのは、内水面漁場管理委員会費の三九七・三%で前年度のそれを二七・六ポイントも上回っている。そのほかでは麻薬取締職員費の一二〇・七%（前年度一一五・一%）、土壤保全調査職員設置費一一六・八%（同一一一・二%）、外国人登録事務職員費一〇七・六%（同一二七・四%）と続いている。

詰がそれそれで一〇六・二%と高額をもつたために、(回)
ているほか、消防救急施設と保健医療施設がそれ
ぞれ七一・六%、七五・七%と極端に低いのを除
き、道路整備施設九六・三%、教育文化施設九一・
〇%となつてゐる。また、実施事業費の構成比を
みると、道路整備が最も高く六六・〇%（四九九
億五、三〇〇万円）、ついで環境衛生施設一五・八%
（一九一億七、二〇〇万円）、教育文化施設九・四%
（七一億四、二〇〇万円）、その他となつております。
山形県と同様の傾向にある。事業実績額の財源内
訳をみると、地方債が最も多く三九三億一、二〇
〇万円で、全体の五二・一%を占め、ついで一般
財源の二三・七%、国庫支出金一九・七%となつ
ている。

本年度から策定が進められている新広域市町村圏計画については、地域振興発展のために県の役割を明確にし、県事業もとり入れることになつてゐるが、県事業実施のための特別の財政措置としては縁故債の地域総合整備事業債のみであり、また市町村に対する援助についても、起債と地方交付税上の嵩上措置が講じられているだけで、以前のような助成制度がない。地方の時代に対応した個性ある地域社会づくりのためには計画策定段階をさらに前進させ、県や市町村が積極的にこれを取り組めるような国の財政措置を要望している。

さらに、定住構想の具体化については、各省により各種施策が個々に継割り的に実施されていることから、受益者である地域住民や具体的な作業担当部門に混乱があるので、定住構想の推進にあたっては、国段階で調整し、体系化する必要がある一方、地方公共団体が定住構想を実現するためには、地方財源の安定的確保をはじめとする地元行財政制度の改善強化をはかることが望まれてい

(1) (七) 過疎対策の概況

(1) 過疎地域振興計画

山の実施状況

66

本県における庄内田木園の実績統計によれば、この園域の昭和四十五年度から昭和五十三年度までの実績額累計は七五六億四、五〇〇円万で、事業計画に対する実施率は八七・七%となつてゐる。各事業別の実施率では産業振興施設と社会福祉施

本章二十三

七

或で、
これら

(1) 過疎地域振興計画の実施状況

と四一・五%。人口は昭和五十年国調で全県二三万二、〇〇〇人に對し、二一万二、〇〇〇人(一七・二%)を占めている。近年、県人口が安定してきた中で、過疎市町村の人口流出も次第に少なくなっているものの、阿仁町、小阿仁村、琴丘町、八森町、東由利町、鳥海村の六町村においては、昭和四十五年から五年間の人口減少率が一〇%をこえているほか、全ての過疎市町村では依然、人口の流出に悩んでいる。

本県の過疎地域振興計画に対する実施状況は、昭和四十五年度から四十九年度までの前期五年間で計画額二二一億八、八〇〇万円に対して、実績額は二二三億九、九〇〇万円で実施率は一〇一・〇%となっているが、各事業別の実施率では医療の確保が三二五%と高率なのに対し、農林業等の振興は九五・九%とどまっている。また、昭和五十年度から五十四年度までの後期計画の事業費は四〇三億円と前期実績額に対して約一・八倍に増額されているが、昭和五十年度から五十三年度までの計画額に対する実施率では一〇・九%、実績額で三八二億円に達し、特に基幹的な市町道等の整備一一五・〇%が目立つていて、市町村の前期計画額は二五三億四、五〇〇万円であるが、これに対する実施率は一〇〇・四%である。事業別の実績額では都道府県道等の整備二〇四億三、九〇〇万円(実施率一一〇・三%)、農林水産業等の振興一一二億四、四〇〇万円(同一二・二%)が大きくなっている。

市町村の前期計画額は二五三億四、五〇〇万円であるが、これに対する実施率は一〇〇・四%である。事業別の実績額では都道府県道等の整備二〇四億三、九〇〇万円(実施率一一〇・三%)、農林水産業等の振興一一二億四、四〇〇万円(同一二・二%)が大きくなっている。

これまでの国の過疎対策については、全般的には過疎地域の人口流出の防止と地域振興に果してきた役割を認めつつも、県当局としては、人口の流出は依然として続き、しかも過疎地域以外の地域との格差が生じ、過疎問題は解消されていないとして、現行過疎法の延長あるいは新過疎法制定等、これに基づく指定要件の変更等が考えられる場合には、特に次の点に留意されるよう要望があつた。

先ず第一点は、現行過疎法の指定要件の一つである財政力指数については、最近、過疎団体の平均財政力指数(昭和五十一年度)は〇・一八となりており、全市町村平均の〇・三六に比較すればかなり低く、また、過疎団体の九八%は依然として〇・四未満であるところから現行の財政力指数〇・四未満とさせたいこと、また、もう一つの人口要件については、そもそも過疎の根本原因は人口減少にあり、特に若年層を中心とした減少が大きな問題となっているのであるからこれを指定要件とし、この場合昭和三十五年から五十年までの十五年間の数値を採用し、その減少率は二〇%程度が適当だとしている。

県当局としては、以上の二項目の指定要件で十分と考へるが、そのほか老齢人口を指定要件にとり入れたらどうかという意見に対しても、むろん人口密度の方がより合理的であるとしている。老齢化率については山形県当局の見解が示されているが、これをさらに敷衍すると、全国的にみれば老齢人口は増加しており、昭和五十年のそれは全国の七・九%(昭和四十五年七・一%)に対し、過疎市町村は一二・八%(同一〇・七%)と高くなっているが、北海道・東北はそれほど高くない。

これは、中國・九州のように老人残留のまま離村するものと異なり、東北では出稼による一時的な離村である。老人対策は、過疎問題と切り離してはそれ以上の将来を見極めたものであるべきだとし、例えば第三次全国総合開発計画における「年齢階層別定住人口」によれば、六十年における老年人口は北海道で八・九%、六十五年には一〇・一%となり、東北においても六十年で一〇・八%、六十五年には一二・二%となり、中国・四国・九州並の老齢化率となる。従つて、現時点をとらえてこれをとり入れることは合理的でないとしている。さらに入口密度(一〇〇人未満/km²)を指定要件にとり入れることの合理性については、昭和五十年における人口密度は、全国平均で二九五人(人/km²)であるが、過疎団体の場合には、いずれも一〇〇人を大きく割っている。人口密度が低いということは、市町村の集落も人口が稀薄となり、やがて集落移転の問題や小・中学校の新設合併、スクールバスの新設などの問題が生じ、これらの的確な財政需要の把握ができるからであるとしている。

以上新過疎法の制定等の検討に際しては、少なくとも現在の過疎市町村が指定されるような基準の設定でなければならないといふのが県当局の見解のようであった。

なお、今回視察した上小阿仁村は過疎地、辺地、振興山村の区域、そして特別豪雪地帯と地域開発法の指定を幾重にも受けている県内でも有数の豪雪寒冷地帯である。村の総面積は二五七・四八km²と広大で、そのうち九五・六%が林野で二十の集落が点在している。財政状況は昭和五十一年度決算によると、歳入総額は十億円弱で、その四四・五%を地方交付税に依存し、村税は僅かに八・七六%と低い。山村の唯一の財源である木材引取税が廃止となるようなることのないように強い要望があつた。人口は昭和三十五年をピークに減少を続け、昭和五十年十月国調人口で四、七〇八人(昭和四十五年十月国調人口五、二四二人)となつて、八年の冬には降雪量八m、積雪は村平均三mを記録し、交通の途絶もしばしばで、公共施設から遠距離にある集落住民の過疎化に拍車をかける結果となつた。

このため本村としては、教育、医療、生活必需品等が容易に充される一次生活圏への集落移転等、これまでの過疎対策としては、教育、医療、生活必需品等が容易に充される一次生活圏への集落移転等、これまでの過疎対策については、全般的には配分された過疎債は二八億七四〇万円で一回体平均一億三、三六八万六、〇〇〇円となつていて、これらはそれ以上の将来を見極めたものであるべきだとし、例え第三次全国総合開発計画における「年齢階層別定住人口」によれば、六十年における老年人口は北海道で八・九%、六十五年には一〇・一%となり、東北においても六十年で一〇・八%、六十五年には一二・二%となり、中国・四国・九州並の老齢化率となる。従つて、現時点をとらえてこれをとり入れることは合理的でないとしている。さらに入口密度(一〇〇人未満/km²)を指定要件にとり入れることの合理性については、昭和五十年における人口密度は、全国平均で二九五人(人/km²)であるが、過疎団体の場合には、いずれも一〇〇人を大きく割っている。人口密度が低いということは、市町村の集落も人口が稀薄となり、やがて集落移転の問題や小・中学校の新設合併、スクールバスの新設などの問題が生じ、これらの的確な財政需要の把握ができるからであるとしている。

本県は、昭和四十八年の冬、猛烈な豪雪に見舞われ、死者十五人をはじめ、県民の日常生活交渉の設定でなければならないといふのが県当局の見解のようであった。

以上新過疎法の制定等の検討に際しては、少なくとも現在の過疎市町村が指定されるような基準の設定でなければならないといふのが県当局の見解のようであった。

本県は、昭和四十九年七月「豪雪対策に関する調査研究報告書」がまとめられた。

本報告書の中で指摘された主な点をみると、①国、県、市町村道にわたる一元的な除雪指揮命令系統の確立、②国、県、市町村を一体化した除雪指揮命令系統の確立、③除雪機械・オペレーターの強化と県管理道の除雪委託路線の廃止、④地域住民に対する除雪協力意識の啓発と、「除雪デー」の設定による官民一体となつた除雪実施、⑤民間機械所有者との事前協議による借り上げ態勢の整備、⑥除雪作業最優先の冬季交通規制制度の確立などで、さらに流雪溝の整備や防雪都市建設計画の策定や耐雪モデル住宅の研究なども提言されている。県及び市町村の雪害対策は、すべてこの報告書に基づき昭和五十年度から実施されているが、このう

ち特色のある事業として県単流雪溝整備事業と耐雪モデル住宅がある。

県単流雪溝整備事業は昭和五十年度を初年度に五十三年度までに流雪溝の延長一五、八七〇m、三十六カ所に及んでいる。今後、昭和六十年度までに三十三カ所延長二一、〇八〇mの事業を予定している。県内の市町村では、横手市が最も積極的に取り組んでいるが、流雪溝の運営を通じて自治意識が高揚したなど思わぬ効果を出していることである。耐雪モデル住宅の建設は屋根の雪下ろしや家の周りの除雪のための労力や多額の費用の軽減を図るため、秋田の風土に適した耐雪性の住宅を開発しようとするもので、県は五十年十二月に横手市にモデル住宅一棟を設け、県職員を居住させてデータの収集を行っている。その他の主要な豪雪対策事業としては、除雪車等の合理的配置、通信・交通確保システムを確立するための「湯沢、雄勝地域防雪生活圈整備事業」（昭和五十五年）事業を実施する「積雪寒冷都市モデル街区整備事業」（昭和五十四・五十五年度）などがある。

以上の雪対策のほか能代、山本地区モデル定住圏計画を対象とした地熱・廃熱を利用した消融雪等の機器システムの調査、豪雪地帯の定住条件整備のための基礎調査など防雪、利雪の両面から雪をとらえ雪国にあつた生活文化の形成と快適な地域社会づくりを目指している。

(9) 秋田湾地区新産都市の現状

昭和四十年度に指定された本地区的昭和五十五年度の目標は旧計画（昭和四十一年度）を一部手直しした新基本計画（昭和五十年度）を一部手直しした新基本計画（昭和五十年度）によると、工業出荷額一億円（昭和五十五年）、人口三八万人（同三〇五、六六一人）、そのうち製造業従業者数二四、〇〇〇人（同一五、〇二三人）で施設整備のための事業費総額は三、六二六億七、一〇〇万円となつてある。昭和五十三年現在の実績みると、工業出荷額は二、六〇八、九

億円（達成率六七・一%、指定時の四・一六倍）、人口は三六六、三四〇人（同九六・四%、同一・二〇倍）、製造業従業者数は一九、九八一人（同八三・三%、同一・三三倍）で全県に占める割合は、それぞれ三九・四%、二八・八%、二四・一%となつてている。

施設整備の状況を生産関連投資と生活関連投資別にみると、昭和四十年度から昭和五十年度までの投資総額は二、三六三億六、八〇〇万円で旧基本計画に対する達成率は一五〇%となつていて、なかでも生活関連投資の達成率で目立つものは、通信施設の一九九・九%、工場用地の一八九・二%である。この結果、生産関連投資と生活関連投資のシェアは計画が五一・%対四八%であるのに対し、実績では若干生活関連投資の割合が増え、五一・%対四九%となつていて、新計画の生産関連投資と生活関連投資のシェアは四五・%対五五%となる。なお昭和四十年度から五十三年度までの累積投資額の実績は四、一五二億四、六〇〇万円で生活関連投資のシェアは五一・%となつていて。

法律に基づく財政上の特別措置のうち県事業に係る地方債枠のかさ上げ及び利子補給の状況を昭和四十年度から昭和五十三年度までの累積額でみると、県債かさ上額は一九億四〇〇万円で県負担額に占めるウエイトは二九・九%（旧計画分三二・一%、新計画分四一・一%）、利子補給金は一〇億一、五〇〇万円となつていて、また、市町村事業に係る国庫負担のかさ上げ額は二九億九、三〇〇万円で市町村負担額に対するウエイトは六・七%（同八・一%、同一九・〇%）となつていて。

本地区的新産業都市の建設は、他の地区と同様、未だ建設の途上にあり、工業の集積、社会資本の蓄積には大きな遅れがあり、今後とも積極的に推進していくものとしているが、特に、本県においては、新産業都市の発展計画である「秋田湾地区開発基本計画」が昭和五十三年三月に成案し、現在の実績をみると、工業出荷額は二、六〇八、九

億円（達成率六七・一%、指定時の四・一六倍）、人口は三六六、三四〇人（同九六・四%、同一・二〇倍）、製造業従業者数は一九、九八一人（同八三・三%、同一・三三倍）で全県に占める割合は、それぞれ三九・四%、二八・八%、二四・一%となつていて。

在、事業実施への諸準備を鋭意すすめている。この計画は、本県の長年の課題である若年労働力の地元定着と県民所得の向上をねらいとして、秋田湾に銑鋼一貫製鉄所（年産一、二〇〇万トン規模）と機械金属等関連工業の立地をはかる極めて大規模な国家的なプロジェクトであり、第三次全国総合開発計画にも位置づけられ、長期にわたり巨額の財政投資が見込まれている。県当局としては昭和五十五年度で期限切れとなる新産業都市の建設に対する国の財政上の特別措置については、その適用期限を大巾に延長するとともに工業再配置を模索する方針である。一方、県は、この計画に伴う財政投

資と生活関連投資のシェアは四五・%対五五%となる。なお昭和四十年度から五十三年度までの累積投資額の実績は四、一五二億四、六〇〇万円で生生活関連投資のシェアは五一・%となつていて。

また、第三次全国総合開発計画の安住構想

(1) 過疎地域振興のための新法制定について
過疎地域対策緊急措置法は、過疎地域の振興のため相当の成果を挙げてきたが、依然として続いている人口減少に加えて、今なお、過去の人口激減に基因する地域社会の活力の減退等の現象が進んでおり、地域格差も、未だ是正されていない。

また、第三次全国総合開発計画の安住構想実現のためには、本県面積の五〇%（四四市町村のうち、一七町村）を占める過疎地域の振興が基本的な条件である。

したがって、昭和五十五年三月三十一日をもつて失効する現行法に替つて、県土の有効利用と均衡ある発展を図るため、新たな観点に立った強力な過疎地域振興のための法律を速やかに制定されたい。

(2) 豪雪対策の拡充強化について
本県は、全域が、豪雪地帯対策特別措置法の「豪雪地帯」に指定され、かつ同法の「特別豪雪地帯」として、県内四四市町村のうち二八市町村が指定を受けたなど、極めて厳しい自然条件のものとあり、住民生活や産業活動の上で大きな障害となつていて。

また、第三次全国総合開発計画においても、

国土の均衡ある発展を確保するうえで、豪雪地帯における定住条件の整備を図るために豪雪対策の抜本的な確立が緊急な課題である。

このようないい観点から、豪雪対策に関する地方法公共団体の役割を明確にするとともに、豪雪地帯の実態にあつた、眞に地方の時代にふさわしい豪雪対策基本法を制定されたい。

(2) 新庄市・最上地方町村会
特別豪雪地帯に対する国の特別措置確立について
豪雪を科学的に解明し対策をたてると共に、進んで資源として活用するための研究調査、特に国立防災科学技術センター・新庄支所の充実強化

(1) 山形県
過疎地域振興のための新法制定について
過疎地域対策緊急措置法は、過疎地域の振興のため相当の成果を挙げてきたが、依然として続いている人口減少に加えて、今なお、過去の人口激減に基因する地域社会の活力の減退等の現象が進んでおり、地域格差も、未だ是正されていない。

また、第三次全国総合開発計画の安住構想実現のためには、本県面積の五〇%（四四市町村のうち、一七町村）を占める過疎地域の振興が基本的な条件である。

したがって、昭和五十五年三月三十一日をもつて失効する現行法に替つて、県土の有効利用と均衡ある発展を図るため、新たな観点に立った強力な過疎地域振興のための法律を速やかに制定されたい。

(2) 豪雪対策特別措置法の「豪雪地帯」に指定され、かつ同法の「特別豪雪地帯」として、県内四四市町村のうち二八市町村が指定を受けたなど、極めて厳しい自然条件のものとあり、住民生活や産業活動の上で大きな障害となつていて。

また、第三次全国総合開発計画においても、

(2) 定住圏整備重要事業について
新庄中核工業団地整備事業の促進
ウ、地域総合整備事業費において特豪地域を重視する措置

本県は、全域が、豪雪地帯対策特別措置法の「豪雪地帯」に指定され、かつ同法の「特別豪雪地帯」として、県内四四市町村のうち二八市町村が指定を受けたなど、極めて厳しい自然条件のものとあり、住民生活や産業活動の上で大きな障害となつていて。

また、第三次全国総合開発計画においても、

(2) 国道四七号線高度再整備事業の促進

東北縦貫自動車道古川ICを経て中央経済圏との直結により、地域の立地条件改善、新たな産業振興を図るための重要な事業である。

(3) 地域総合整備債に対する元利補給の制度化について(新庄市)

市町村財政の後年度の負担とならないよう元利償還金の一〇〇%相当額を地方交付税基準財政需要額に算入されたい。

(4) 新広域市町村圏総合整備計画事業の推進に対する財政的措置について(新庄市)

新広域市町村圏総合整備計画の事業実施が定住圈づくりの真の起爆剤となるよう地方債充当率の引き上げ、補助率の引上げ等を講じられたい。

(1) 次期過疎対策について

① 豪雪地帯への特別事業の認定、流雪溝工事に対する補助制度の創設、過疎債適用事業への認定、國・県道の消雪道路完備、歩道の完全除雪

② 過疎債枠の大枠拡大、過疎債元利償還金の地方交付税算入率の引上げ、超過負担の解消、地方債充当率の堅持(特に義務教育整備事債、一般公共事業債)

③ 医療施設充実と医師確保対策

④ 地域の特性にあつた産業開発、新庄福田工業団地の早期着工

⑤ 公共施設用地の買収・造成事業への過疎債適用、学校施設等整備の国庫補助の起債枠の拡大

⑥ 老人福祉相談員、家庭奉仕員の設置、老人扶助金等の増大など所得保障

以上の点について次期過疎対策で配慮されたい。

(1) 過疎地域振興特別措置の継続等について
昭和四十五年過疎地域対策緊急措置法が施行され、過疎地域の人口流出防止と地域振興

四 秋田県

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

地方行政委員会付託請願中採択一覧表(三件)
第一五一号、第二二三号、第二三一号 地方財政危機打開に関する請願

以上で山形、秋田両県についての調査結果の概要報告を終るが、厳しい地方財政の折から五年度予算編成等の繁忙な時期にもかかわらず、われわれの調査に御協力下されたことに対し、深く感謝の意を表する。

そこで、山形、秋田両県についての調査結果の概要報告を終るが、厳しい地方財政の折から五年度予算編成等の繁忙な時期にもかかわらず、われわれの調査に御協力下されたことに対し、深く感謝の意を表する。

こうした現状を踏まえながら国土の均衡ある発展と定住構想の推進を図るために引き続き過疎地域振興の特別措置を講じられるとともに、地域指定要件についてはすくなくとも現在の過疎市町村が指定されるよう配慮されたい。

こうした現状を踏まえながら国土の均衡ある発展と定住構想の推進を図るために引き続き過疎地域振興の特別措置を講じられるとともに、地域指定要件についてはすくなくとも現在の過疎市町村が指定されるよう配慮されたい。

しかししながら、本県の過疎地域では鈍化してきたとはいっても依然人口流出が続き、しかも多くの分野において過疎地域以外の地域との格差があり、過疎問題は解消されておりません。

こうした現状を踏まえながら国土の均衡ある発展と定住構想の推進を図るために引き続

き過疎地域振興の特別措置を講じられるとともに、地域指定要件についてはすくなくとも現在の過疎市町村が指定されるよう配慮されたい。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十九年度」を「昭和七十年度」に改め、同項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「三千七百六十六億円」を「三千七百六十六億円」とし、昭和五十五年度にあつては、一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額三千七百九十五億円に改める。

附則第八条の三第二項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「千十億円」を「千十億円、昭和五十五年度にあつては千五百三十五億円」に改め、同条に次の二項を加える。

6 昭和五十五年度における第一項の借入純増額に係る同項の規定による臨時地方特別交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特別交付金の額
昭和六十一年度	二百四十億円
昭和六十二年度	二百六十億円
昭和六十三年度	二百九十億円
昭和六十四年度	三百十億円
昭和六十五年度	三百四十億円
昭和六十六年度	三百八十億円
昭和六十七年度	四百十億円
昭和六十八年度	四百五十億円
昭和六十九年度	四百九十億円
昭和七十一年度	五百三十七億五千万円

附則に次の二条を加える。
(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十四条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき當該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十一条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができ又は適当でないと認められるときは、當該算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができる。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	年
3 河川費	1 警察費	1 警察費	一人につき	年
2 河川費	1 道路橋りょう費	1 道路橋りょう費	千平方メートルにつき	年
2 河川の延長	1 経常経費	1 経常経費	一キロメートルにつき	年
2 河川の延長	2 投資的経費	2 投資的経費	三、五六一、〇〇〇	年
2 河川の延長	3 港湾費	3 港湾費	一キロメートルにつき	年
2 河川の延長	4 老人福祉相談員、家庭奉仕員の設置、老人扶助金等の増大など所得保障	4 老人福祉相談員、家庭奉仕員の設置、老人扶助金等の増大など所得保障	五、五七五、〇〇〇円	年

(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	4 その他の土木費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費		
水産行政費	教育費	教育費	教育費	教育費																						
農業行政費	社会福祉費	社会福祉費	社会福祉費	社会福祉費																						
経常経費	投資的経費	投資的経費	投資的経費	投資的経費																						
水産業者数	人口	人口	人口	人口	人口																					
林野の面積	失業者数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口																		
林野の面積	農家数	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積																			
一人につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき	一戸につき																						
一〇五、〇〇〇	四五七、〇〇〇	二二七〇	二二七〇	二二七〇	二二七〇	二二七〇	二二七〇																			

市町村	十一 債債還費	九 特別事業債償還費	八 特定債償還費	七 災害復旧費	六 (2) 水産業者数
2 (1) 港湾費	1 (2) (1) 道路橋りょう費	1 (2) (1) 土木費	1 (2) (1) 消防費	1 (2) (1) 土木費	1 (2) (1) 消防費
道路の延長	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積
港湾(漁港を含む。)における施設の延長	港湾(漁港を含む。)における施設の延長	港湾(漁港を含む。)における施設の延長	港湾(漁港を含む。)における施設の延長	港湾(漁港を含む。)における施設の延長	港湾(漁港を含む。)における施設の延長
一メートルにつき	一千円につき	一千円につき	一千円につき	一千円につき	一千円につき
一メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき
一六、八〇〇	三五九、〇〇〇	七七、七〇〇	七七、七〇〇	七七、七〇〇	四、七一〇

年 度	控 除 額
昭和五十六年度	三千四百八十億円
昭和五十七年度	三千九百四十億円
昭和五十八年度	四千四百五十億円
昭和五十九年度	五千九百七十億円
昭和六十年度	八千二百十九億八千万円

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十九年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十九年度までに」、「昭和五十五年度から昭和六十八年度までの各年度分にあつては昭和五十四年度分」を「昭和五十五年度分にあつては昭和五十四年度分の借入金限度額に八千九百五十億円を加算した額から三千六百十九億六千万円を控除した額（以下「昭和五十五年度分の借入金限度額」という。）」、「昭和五十六年度から昭和六十九年度までの各年度分にあつては昭和五十五年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。
交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則
までの各年度に於ける年次対策の実行方針を許可され
る額の年次度における認められたいめ

十一 ん債償還費	十一 地方税減収補て	特別に差行された地方債を
財源対策債償還	地方税の減収 のため昭和四 年から昭和四十 四年度までの特 別度において特 別に許可された 地方債の額	年債を
昭和五十二年 ら昭和五十五年	度に	の発行を

千円につき

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	二百四十億円

金の額

ては」を加え、「若しくは第四号」を「から第
号まで」に改め、同項に次の一号を加える。
五 次の表の上欄に掲げる該各年度に応
る当該下欄に掲げる地方交付税法附則第
一条の三第六項に規定する臨時地方特例交

第一五一号 昭和五十四年十二月二十六日受理
地方財政危機打開に関する請願者 請願者 大阪府豊中市旭丘六ノ三五ノ四〇
四 松田光男外五百六十五名
紹介議員 福間 知之君
数年来続いている地方財政の窮迫は、住民の福祉や教育にかかる行財政を著しく沈滞させているから、地方財政危機打開のための財源措置を國へ
れたい。

二月一日本委員会に左の事件が付託された。

一、地方財政危機打開に関する請願（第一五一
号）

一、過疎地域振興対策に関する請願（第一八三
号）

一、地方財政危機打開に関する請願（第一二三一
号）（第二二三一號）

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	二百四十億円
昭和六十二年度	二百六十億円
昭和六十三年度	二百九十億円
昭和六十四年度	三百十億円
昭和六十五年度	三百四十億円
昭和六十六年度	三百八十億円
昭和六十七年度	四百十億円
昭和六十八年度	四百五十億円
昭和六十九年度	四百九十億円
昭和七十年度	五百三十七億五千万円

金の額

ては」を加え、「若しくは第四号」を「から第
号まで」に改め、同項に次の一号を加える。
五 次の表の上欄に掲げる該各年度に応
る当該下欄に掲げる地方交付税法附則第
一条の三第六項に規定する臨時地方特例交

二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、退職教職員（地方公務員）の恩給・年金の
改善等に関する請願（第三二四号）（第三二七
号）（第三二八号）

請願者 大阪府豊中市豊南町東三ノ一三ノ
六三 城ヶ崎岩男外千九百九十九
名

紹介議員 矢追 稔彦君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第三三一号 昭和五十五年一月十日受理

地方財政危機打開に関する請願

請願者 大阪府豊中市稻津町一ノ一ノ二九
井村洋子外百九十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一八三号 昭和五十四年十二月二十七日受理
過疎地域振興対策に関する請願

退職教職員（地方公務員）の恩給・年金の改善等に関する請願（二通）

請願者 和歌山県伊都郡かつらぎ町東渡田一二二ノ三 前田進外千九百二名

紹介議員 田 英夫君
退職教職員が、退職後もその経験と実績を生かし、社会に貢献することは、本人のみならず、国家的見地からも極めて重要であるので、次の事項について実現を図られたい。

一、恩給・年金の改善について

- 1 恩給・年金を増額するとともに、給与との完全スライド制を更に確立すること。
- 2 恩給・年金、退職金の課税減免を図ること。

二、恩給・年金の改善について

- 1 恩給・年金を増額するとともに、給与との完全スライド制を更に確立すること。
- 2 恩給・年金、退職金の課税減免を図ること。

三、退職金の預貯金について、その利子課税の減免を図ること。

四、医療費の改善について

- 1 公立学校共済組合短期給付の退職者への適用期間を五年とし、掛金額は、その者の年金額の自己負担額分のみとする。
- 2 六十五歳以上の高齢者の医療費は、所得に制限なく無料とし、すべての差額微収制度を撤廃すること。

五、福祉サービスの充実について

- 1 再就職の対策を確立し、職域の拡大を図ること。
- 2 公立学校共済組合の長期経理責任準備金の還元融資制度を実現し、福祉施設の整備拡充に資すること。
- 3、高齢者福祉定期預金を非課税とすること。

第三二七号 昭和五十五年一月三十日受理

退職教職員（地方公務員）の恩給・年金の改善等に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町瀬崎 森田茂 外四千八百二十二名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二八号 昭和五十五年一月三十日受理
退職教職員（地方公務員）の恩給・年金の改善等に関する請願

請願者 今野博外二万九千八十五名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

二月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、過疎地域対策緊急措置法の改定等に関する請願

請願（第四二八号）

第四二八号 昭和五十五年二月六日受理
過疎地域対策緊急措置法の改定等に関する請願

請願者 佐々木重義外二千九百九十六名

紹介議員 村沢 牧君
政治の谷間にあえぐ過疎地住民に光を与える、自治体財政を充実させるために、現行過疎地域対策緊急措置法を次のように内容を充実させ延長するよう、特段の配慮をされたい。

一、該当市町村の区域基準（第二条）について
は「昭和三十五年の人口から昭和五十年の人口を控除して得た人口を、昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・一以上である」と

に改善すること。

二、適用範囲を「市町村単位」とせず「地域（区域）単位」に改正すること。

三、学校・保育所など地方債にかかる「統合の条件」（第十一条第一項）を削除すること。

四、過疎法に基づく地域振興策にかかる超過負担を解消すること。

五、過疎に歯止めをかけ、地域を再建するため次の措置を新たに盛り込むこと。

教育振興を図る措置をとること。

2 小規模土地改良事業や基盤整備事業振興を図ること。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案

3 過疎地農林業振興のため技術者の配置や公的試験・研究機関設置などの措置をとること。

4 過疎地進出企業への優遇措置を講ずること。

5 救急医療と診療体制を強め、へき地の医療機関の維持費を国費で保障させること。

6 小規模校維持のため、教員の配置基準を変え、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

六、個々の事業ごとに出す補助金制度をやめ、総合補助金制度に改め、自治体の自主性を保障すること。

七、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

八、個々の事業ごとに出す補助金制度をやめ、総合補助金制度に改め、自治体の自主性を保障すること。

九、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十一、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十二、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十三、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十四、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十五、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十六、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十七、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十八、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

十九、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

二十、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

二十一、教員給与の全額県費支弁とする措置をとること。

件が付託された。

一、過疎地域振興法案（衆）
一、過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案（衆）

過疎地域振興法案
過疎地域振興法

過疎地域振興法案
過疎地域振興法

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 過疎地域振興計画（第五条～第九条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第十条～第十三条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十四条～第二十七条）
第五章 雜則（第二十八条～第二十九条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

第一章 総則（第一章～第三章）
第二章 過疎地域振興計画（第二条～第六条）
第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第七条～第十二条）
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条～第二十条）
第五章 雜則（第二十一条～第二十五条）

り算定した当該市町村の基準財政需要額で除

して得た数値で昭和五十一年度から昭和五十

三年度までの各年度に係るものと合算したもの

の三分の一の数値が〇・三七未満であるこ

と。

内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする

市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を示すものとする。

（過疎地域振興のための対策の目標）

第三条 過疎地域の振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。

二 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設等の教育、文化、生活環境及び福祉に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

（国の責務）

第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第二章 過疎地域振興計画

第五条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。

六 振興方針は、次の各号に掲げる事項について

定めるものとする。

一 過疎地域の振興に関する基本的な事項

二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項

三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

四 過疎地域における生活環境に関する施設及び老人福祉その他の福祉に関する施設の整備に関する事項

五 過疎地域における医療の確保に関する事項

六 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

七 集落の整備に関する事項

八 都道府県計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。

九 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、内閣総理大臣にこれを提出しなければならない。

十 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

十一 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（都道府県過疎地域振興計画）

十二 都道府県計画は、振興方針に基づき、過疎地域の振興を図るために、都道府県過疎地域振興計画（以下「都道府県計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

十三 都道府県計画は、前項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

十四 前項第五項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、第一項及び前条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

（内閣総理大臣の協力）

十五 都道府県計画は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

十六 内閣総理大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関

する事項

七 集落の整備に関する事項

八 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する費対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」といいう。）は、当該事業に関する法令の規定にかかるらず、同表とのおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

九 共同体について調査を行うことができる。

第十一条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する費対する国の負

担又は補助の割合（以下「国の負担割合」といいう。）は、当該事業に関する法令の規定にかかる

らず、同表とのおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負

担割合が定められている場合は、この限りでない。

（国の負担又は補助の割合の特例）

第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する費対する国の負

担又は補助の割合（以下「国の負担割合」といいう。）は、当該事業に関する法令の規定にかかる

らず、同表とのおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負

担割合が定められている場合は、この限りでない。

（国の補助の特例）

第十三条 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことによつて必要となつた

公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十四条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十五条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十六条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十七条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十八条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところによつて、当該事業を行つて過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する

経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十九条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十一条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十二条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十三条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十四条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十五条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十六条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十七条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十八条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第二十九条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十一条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十二条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十三条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十四条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十五条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十六条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十七条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十八条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第三十九条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十一条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十二条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十三条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十四条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十五条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十六条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十七条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十八条 国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合は、この限りでない。

村道（融雪施設その他の道路の附屬物を含む）、農道、林道及び漁港関連道	二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したこととに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したこととに伴つて必要となつた教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
三 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）	四 保育所及び児童館
五 老人福祉施設	六 消防施設
七 渔港	八 公民館その他の集会施設
九 有線電気通信設備	十 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設	十二 市町村計画に基づいて行う前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
（資金の確保等）	第十二条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。
第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置	（基幹道路の整備）
第一十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。	第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。
第二都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めることにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつて、都道府県が負担するものと/or。この場合においては、第一号に掲げる国の負担割合が第一号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第一号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額を負担し、又は補助するものとする。	第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）をする経費については、当該都道府県が負担する。
第三都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する通常の国の負担割合とこれと同様の負担割合として負担特例法（昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する國の負担割合がこれらとの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の國の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。	第一項の規定により都道府県が行う基幹道路整備事業に要する経費に係る国負担割合を負担する。
第四都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、当該各号に掲げる事業につき、協力を要請する	第一回診療
第五都道府県は、過疎地域における公的医療機関の協力体制の整備	二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
第六その他無医地区の医療の確保に必要な事業を実施するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。	三 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に從事する医師又は歯科医師の確保
第七都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、当該各号に掲げる事業につき、協力を要請する	四 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国負担割合が定められている場合は、この限りでない。
第八都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	五 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号まで掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の当該無医地区における医療の確保（当該診療に從事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。
第九都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	六 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	七 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号まで掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十一都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	八 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十二都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	九 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十三都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一〇 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十四都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一一 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十五都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一二 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十六都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一三 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十七都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一四 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。
第十八都道府県は、過疎地域における老人福祉の増進	一五 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

及び第十四条第五項の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年三月三十一日において旧過疎法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「旧過疎地域の市町村」という。）の区域内における同法第十三条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについて、三十日までの間に限り、なおその効力を有する。

6 地方公共団体が、旧過疎地域の市町村の区域内において、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、当該課税免除又は不均一課税が昭和五十五年三月三十一日（固定資産税については、政令で定める日）以前に行われた場合に限り、旧過疎法第二十二条の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

（旧過疎地域の市町村等に対するこの法律の準用）

7 旧過疎地域の市町村並びに沖縄県の市町村で旧過疎法第二条第一項及び第二十三条の規定の例に準じて政令で定める基準に該当するものうち、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないもので政令で定めるものについては、昭和五十五年度から昭和五十八年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二条の規定を準用する。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

8 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第一百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項及び第五十一条中「過疎地帯対策緊急措置法」を「旧過疎地域対策緊急措置法」に改める。

第五十五条第一項中「過疎地域対策緊急措置法」を削る。

（地方交付税法の一一部改正）

9 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第十条中「過疎地域振興」を「過疎地域等振興」に改め、「同条第二項の表中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第三十一号）」に改める。

10 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

11 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第九号中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十九条」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第三百五十五号）第二十二条」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

12 この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎法第十九条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

13 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第二項中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第二百五十六号）」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

14 この法律の施行前に前項の規定による改正前の住宅金融公庫法の規定により旧過疎法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該

（農村地域工業導入促進法の一一部改正）

15 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第三十一号）」に改める。

第五条第十項中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域振興法」に、「同法第六条第五項」を「同法第七条第一項」に、「同条第一項」を「同法第六条第一項」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域振興法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同法第七条又は同法第六条の規定の適用については、同法第七条第三項において準用する同条第一項中「これを内閣総理大臣に提出する」とあるのは「その旨を内閣総理大臣に報告する」と、同条第三項及び同法第六条第六項において準用する同条第五項中「これに提出がある」とあるのは「その旨を報告する」とある。

第十二条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十一号）第五条第二項」を「農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十一号）第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興法（昭和五十五年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

第十四条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十一号）第五条第二項」を「農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十一号）第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興法（昭和五十五年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

（租税特別措置法の一一部改正）

18 租税特別措置法の一一部を次のように改正する。

（第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区）

17 ル 過疎地域振興法（昭和五十五年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

第二条第四項中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興法（昭和四十五年法律第三十一号）」に改める。

和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興法（昭和五十五年法律第三十一号）」に改める。

（地方税法の一一部改正）

17 地方税法の一一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第一号又は次に次のように加える。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

16 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一一部改正

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

19 国土設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二条号ムを次のように改める。

（国土設置法の一一部改正）

ム 過疎地域振興法（昭和五十五年法律第二百二十一号）

別表（第十条関係）

事業の区分	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
国の負担割合	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

教 育 施 設	中学校を適正な規模にするため統合しようことに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	三分の一
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備。	三分の二

消 防 施 設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	二分の一から三分の二まで
---------	---	--------------

過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律	過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律	過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
過疎地域対策緊急措置法	過疎地域対策緊急措置法	第三十一条第一項中「最近における人口の急激な減少」を「人口が著しく減少したこと」と改め、「緊急に」を削る。
過疎地域対策緊急措置法	過疎地域対策緊急措置法	第三十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号を次のように改める。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	二 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎、公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅並びに公立の小学校又は中学校の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	十一 雇用の増大を図るために製造の事業の用に供する設備その他の施設
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	十二 観光又はレクリエーションに関する施設
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	十三 土地資料館その他の歴史的施設
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第十一条第一項中第十一号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	（過疎対策交付金）
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第十二条第一項各号列記以外の部分中「市町村」の下に「（公営競技の収益が政令で定める金額を超える市町村を除く。）」を加え、同項第一号中「昭和四十年」を「昭和五十年」に、「〇・一」を「〇・二」に改め、同項第二号中「昭和四十一年度から昭和四十三年度」を昭和五十一年度から昭和五十三年度に改める。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第五条第二項第五号中「産業の振興」の下に「及び雇用対策の推進」を加える。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第六条第二項第五号中「その他産業の振興」を「その他の産業の振興及び雇用対策の推進」に改める。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「産業の振興」の下に「及
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	び雇用対策の推進」を加える。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	（過疎地域の市町村に対する措置）
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	第十三条第一項各号に改め、「この法律の適用に関し必要な事項」の下に「沖縄県の市町村について第二条（前条の規定により読み替えて適用される第二条を含む。）の規定を適用する場合において必要な事項」を加える。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	附則第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を昭和六十五年三月三十一日に改める。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	別表中「別表」を「別表（第九条関係）」に改め、同表の教育施設の項中「公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したこととに伴つて必要な事項」を削る。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	二条を含む。の規定を適用する場合において必要な事項」を加える。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	（施行期日）
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	2 この法律による改正後の過疎地域対策特別措置法（以下「新法」という。）第九条、第十条、第十三条第四項から第六項まで及び第十四条第五項の規定は、昭和五十五年度分の予算に係る国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金（昭和五十四年度以前の年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。）から適用し、昭和五十四年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金及び昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。）から適用し、昭和五十四年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金及び昭和五十四年度以前の年度分の予算に係る負担金又は補助金で昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	（経過市町村に対する措置）
過疎地域対策特別措置法	過疎地域対策特別措置法	3 昭和五十五年三月三十日においてこの法律による改正前の過疎地域対策緊急措置法（以下「旧法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村で新法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないもの（以下「経過市町村」という。）については、昭和五十八年三月三十日までの間に限り、過疎地域

の市町村とみなして新法の規定を適用する。この場合において、経過市町村が、昭和五十五年度から昭和五十七年度までの各年度において発行することができる過疎債（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第十条の規定によりその元利償還金について特別の定めがある地方債をいう。以下同じ）の限度額は、当該市町村の昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度の過疎債の発行額を合算したもの三分の一に相当する額に、昭和五十五年度においては〇・七を、昭和五十六年度においては〇・五を、昭和五十七年度においては〇・三を、それぞれ、乗じて得た額を基準として自治大臣が定める額とする。

（沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第四百三十一号）の一部を次のように改正する。）

第四十八条 削除
第四十八条を次のように改める。
（沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第四百三十一号）の一部を次のように改正する。）

第五十一条中「及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域」を

「過疎地域対策特別措置法（昭和四十五年法律第三十一条）第二条第一項に規定する過疎地域を除く。」に改める。

第五十五条第一項中「過疎地域対策緊急措置法」を削る。
（沖縄振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 削除
前項の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法（以下「旧沖縄法」という。）第四十八条第一項の規定に基づき沖縄開発庁長官が指定した地域で新法第二条第一号又は第二号に掲げる要件に該当しない市町村の区域内における市町村道等の整備については、昭和五十七年三月三十一日までの間に限り、旧沖縄法第四十八条の規定は、なおその效力を有する。

6 旧沖縄法第五十一条の規定に基づき沖縄開発

号又は第二号に掲げる要件に該当しない市町村の区域については、昭和五十七年三月三十一日までの間に限り、旧沖縄法第五十一条の規定は、なおその効力を有する。

（住宅金融公庫法の一部改正）
第七条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域対策特別措置法」に改める。

（地方交付税法の一部改正）
第八条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項の表中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域対策特別措置法」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）
第九条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域対策特別措置法」に改める。

（農村地域工業導入促進法の一部改正）
第十条 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。）

（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正）
第十四条 國土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）
第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 過疎地域対策特別措置法（昭和四十五年法律第三十一条）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

附則第三十一条の二第一項に後段として次のようにより加える。

この場合においては、第五百八十六条第四項の規定を準用する。

附則第三十二条の二第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

（租税特別措置法の一部改正）
第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の第一号中「指定された地区」の下に「過疎地域対策特別措置法（昭和四十五年法律第三十一条）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

（過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願（第五二一五号））

第五二二号 昭和五十五年二月八日受理
請願者 長野県下伊那郡下条村陽昇六、八〇九、熊谷岩二外二千百二十五名
紹介議員 小山一平君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第五二二号 昭和五十五年二月八日受理
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ一長野
紹介議員 夏目忠雄君

（過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願）

第五二二号 昭和五十五年二月八日受理
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ一長野
紹介議員 夏目忠雄君

過疎地域における住民福祉の一層の向上と地域格差の是正のため、過疎地域対策緊急措置法の有効期限を延長し、併せて産業の振興育成及び公共施設の整備に対する助成などその内容の充実強化を図られたい。

昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が施行され、以来長野県においてもその成果は、少なからぬものがある。しかしながら、過疎地域においては、依然として道路をはじめ、教育施設、医療の確保、産業振興など緊急に措置しなければならない課題が多く残されており、現下のひつ迫した地方財政の下では、同法の期限内にその目的を完遂することが極めて困難な実情にある。更に定住構想の計画実現、国土保全、資源活用のために過疎地域の果たす役割は、今後ますます重要な位置を

一二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、過疎地域対策緊急措置法の改定等に関する請願（第五〇九号）

一、過疎地域対策緊急措置法の延長及び充実強化に関する請願（第五二一五号）

一、行政書士法一部改正に関する請願（第六一〇号）

（一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。）

一、過疎地域対策緊急措置法の改定等に関する請願（第六一五号）

第五条の二第三項中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては十八歳）以上であり、かつ、その者が」を削り、同項第一号中「受けて」の下に「所持しようとする種類の」を加え、同項第三号中「第五条の四第二項」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項」に改め、同項第四号中「第九条の四第三項」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）

二 獅砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「獅砲刀剣類等」という。）を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に當たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の四第一項中「受けようとするもの」の下に「第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。」を加え、「獣銃の操作」を「都道府県公安委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、第五条（第一項第一号及び第二項を除く。）及び第五条の二（第二項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

- 3 第四条の二の規定は、第一項の外国人について准用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第七条の三第一項中「総理府で定めるところにより」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第四条の二の規定は、前項の規定による許可の更新を受けようとする者について准用する。

第八条第一項中「第五条の二第三項第二号」を「第六号中「第五条の二第三項第二号」に、「第五条の二第二項第一号」に改め、同条第六項中「第五条の五」を削り、同条第八項中「捕鯨用標識等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

4 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について准用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

（備付け銃の管理）

第九条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同条第二項中「獣銃等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者」を加え、同条第三項中「捕鯨用標識等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条の二第一項中「管理する者及び」を「設置する者及び管理する者並びに」に改める。

第九条の四中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、同条の次に次の二項を加える。

（射撃教習）

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者（第五条の二第三項各号のいすれかに該当する者を除く。）は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習（教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の備付け銃を使用して行う獣銃の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする獣銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならぬ。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書きに規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、政令で定めるところにより、有効期間を定めて認定証を交付しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項ただし書きに規定する者に該当したこととなつたときは、前項の認定を取り消すものとする。この場合において、認定を取り消された者は、認定証を返納しなければならない。

4 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について准用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

（備付け銃）

第九条の七 備付け銃の管理は、教習射撃場を管理する者が行つ。

3 都道府県公安委員会は、備付け銃を総理の設備又は方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、当該教習射撃場を管理する者に對し、期間を定めて、保管の設備又は方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 教習射撃場を管理する者は、備付け銃を失し、又は盗み取られた場合には、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

5 教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受け、教習修了証明書を交付しなければならない。

（教習射撃場の管理）

第九条の八 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の四第一項の指定を解除し、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、同条の次に次の二項を加える。

（教習射撃場の指定の解除等と備付け銃の仮領置）

第九条の四中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、同条の次に次の二項を加える。

第九条の八 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の四第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第九条の五第五項の教習修了証明書を交付することを禁止す

ことができる。

一 教習射撃場が第九条の四第一項各号の總理

府令で定める基準に適合しなかつた場合

二 教習射撃場を設置する者が第九条の六第一項又は第二項の規定に違反した場合

三 教習射撃場を設置する者が第九条の六第三項の規定による命令に応じなかつた場合

四 教習射撃場を管理する者が第九条の四第二項、第九条の五第五項又は前条第二項、第四項若しくは第五項の規定による命令に応じない場合

五 教習射撃場を管理する者が第九条の四第三項又は前条第三項の規定による命令に応じなかつた場合

六 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習射撃場の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習射撃場を交付したときは、第九条の四第一項の指定を解除することができる。

7 都道府県公安委員会は、前二項の規定により教習射撃場の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習射撃場を交付したときは、第九条の四第一項の規定により備え付けられていた猟銃の提出を命じ、提出された猟銃を仮領置するものとす

る。

8 都道府県公安委員会は、前二項の規定により教習射撃場の交付の禁止の処分を受けた者において、当該施設を設置する者又はその者から当該猟銃の譲渡、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃を適法に所持することができるものが総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃をその者に返還するものとする。

9 第八条第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した猟銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは、「第九条の八第三項」と「前項」とあるのは、「第九条の八第四項」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「第五条の五」及び「又は第五条の五」第二項中「第五条の五」及び「又は第五条の五」

を削り、同条第三項及び第四項中「第五条の五」を削る。

第十条の二中「又は第五条の五」を削る。

同条第二項本文中「堅固な保管設備に施錠して行なわなければ」を「総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により行なわなければ」に改め、同項ただし書中「堅固な」を「総理府令で定める基準に適合する」に改める。

第十条の三第一項中「第五条の五」を削り、

等」に改め、同条に次の五項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第十条の三第一項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合における保管の必要があると認めるときは、そ

の必要な限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第二項の規定により立ち入るとときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

6 第十条の七第三項の規定は、第十条の三第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九条の七第三項中

「備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十条の七第三項」と「前項」とあるのは、「第十条の七第四項」と「前項」とある。

7 第十条の七第一項中「又は第五条の五」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、

猟銃等保管業者について準用する。この場合に

おいて、これらの規定中「備付け銃」とあるのは、「第十条の七第一項の規定により委託を受けた者」を「第十条の七第一項の規定により准用する第十条の七第三項」を

として保管する猟銃又は空氣銃」と読み替えるものとする。

第十条の七第三項を削り、同条第四項中「前項」の下に「において準用する第十条の七第三項」とあるのは、「第十条の七第一項」と「前項」とある。

第十条の七第一項中「又は第五条の五」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、

猟銃等保管業者について準用する。この場合に

とができる。

第二十一条の二第一項中「第二号」の下に「、第四号の三」を加え、同条第二項中「第五条の五又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場を設置する者」を、「第二号」

に「、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場を設置する者」を、「第二号」の下に「、第四号の三」を加える。

第二十三条の二中「第五条の五」を削る。

第二十四条の二第一項中「銃砲、刀剣又は第四号の三」を加え、同条第二項中「第五条の五又は」を「若しくは第六号又は第五条の二第二項第二号」に、「第五条の二第三項第一号」を「第五条の二第四項第一号」に改め、同条第二項及び第四項中「第五条の五」を削り、同条第九項中「第五项又は第六项」を「第六项又は第七项」に、「第五条第七项」を「第十一项第八项」に改め、同条第二項及び第四項中「第五条の五」を改め、同項を同条第九項中「第五项」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「捕鷹用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五项中「前项の理由」を、「第二项から第四项までの事由」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四项の次に次の一項を加える。

第二十五条の二第二項第一号及び第二十六条第一項中「第五条の五」を削る。

第二十七条第一項第二号中「第五条の五」を削り、同条第三項後段中「第一項」を「第二十七项第一項」に改める。

第二十七条の二第二項中「適合しているかどうか」の下に「、第九条の六第二項の届出に係る備付け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九条の七第二項の総理府令で定める基準に適合する設置及び方法により当該備付け銃を保管しているかどうか」を、「第十条の七第二項」の下に「において準用する第九条の七第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

第二十七条の二第二項中「第二号」の下に「、第九条の六第二項の届出に係る備付け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九条の七第二項の総理府令で定める基準に適合する設置及び方法により当該備付け銃を保管しているかどうか」を、「第十条の七第二項」の下に「において準用する第九条の七第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

第二十九条の表第一号中「二千円」「三千円」に改め、同表第二号中「五千円」「七千五百円」に改め、同表第三号中「許可証」の下に「(第九条の五第二項の認定証を含む)」を加え、「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第四号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第五号中「千円」を「五百円」に改め、同表第六号中「二千円」を「三

四九

一千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第八号中「千円」を「五千百円」に改める。
第三十一条の三第一号中「第五条の五」を削る。

第三十二条第一号中「第十条の七第四項」を「第十条の七第三項」に改める。

第三十五条第三号を削り、同条第二号中「第四条の二（第五条の五第三項において準用する場合を含む。）」を「第四条の三第二項若しくは第九条の六第三項」に、「第十一条第五項若しくは第六项」を「第十九条八第三項、第十一条第六項若しくは第七項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第四条第二項（第五条の五第三項において準用する場合を含む。）」を「第四条の三第一項」に改め、「第九条第三項」の下に「第九条の五第三項後段、第九条の七第二項（第十条の七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項」を加え、「第十条の七第二項」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（三年）を「五年」に改める部分に限る。同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）第八条第一項第六号の改正規定、第十一条第一項の改正規定（「第五条の五」を削る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（許可証）の下に「第九条の五第三項の認定証を含む。」を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第五条の五の規定により獵銃の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の獵銃の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第四条若しくは第六条の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七条の三の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可の更新を申請している者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）においてなお従前の例による。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格證明書又は教習修了證明書（附規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の

報告をした者
第三十七条中「第三十五条第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「第三十五条」に

改める。
（附則）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（三年）を「五年」に改める部分に限る。同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）第八条第一項第六号の改正規定、第十一条第一項の改正規定（「第五条の五」を削る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（許可証）の下に「第九条の五第三項の認定証を含む。」を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の三第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の獵銃の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第四条若しくは第六条の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七条の三の規定による獵銃若しくは空氣銃の所持の許可の更新を申請している者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）においてなお従前の例による。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格證明書又は教習修了證明書（附規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の

規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者
七 第十三条後段又は第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の

第三十五条第四号中「第二十三条の二」を「第九条の六第二項、第九条の七第四項（第十条の五第四項において準用する場合を含む。）又は第二十号中「第二十七条の二第二項」を「第十条の五第二項又は第二十七条の二第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。
六 第十三条前段の規定により警察職員が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求を示す場合は、第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者
七 第十三条後段又は第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の

五号)

第八〇五号 昭和五十五年二月二十一日受理

藤

紹介議員 金井 元彦君
請願者 兵庫県小野市下木町五〇四 岡正善

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

昭和五十五年三月十八日印刷

昭和五十五年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W